学　生　便　覧

令和４（2022）年４月

高 知 県 立 大 学 大 学 院

----------池キャンパス----------
〒781-8515　高知市池 2751 番地 1
TEL　（088）847-8700
FAX　（088）847-8670

----------永国寺キャンパス----------
〒780-8515　高知市永国寺町 2 番 22 号
TEL　（088）821-7104
FAX　（088）821-7103

高知県立大学学歌

作詞・堅田　美穂
作曲・杉本千香子

作詞　堅田　美穂
作曲　杉本千香子

一、
南の海に　黒潮かおり
土佐の山脈（やまなみ）　そびえて不壊（ふえ）ぞ
この庭に来よ　未来ある友
自由の思想　芽ばえし土地に
真理の道を　音高くゆけ
いま青春の　あこがれつきず
流るる雲に　夢を託さん

二、
鏡川（かがみ）の水に　燃えたつ緑
清き姿を　映してやまず
この窓に来よ　未来ある友
真理（まこと）の幸（さち）と　生命（いのち）たたえて
平和の鐘を　音高くつけ
いま青春の　理想をかかげ
歴史を創（つく）る　泉湧かさん

目　　次

Ⅰ　理念・使命・方針
1　高知県立大学の理念……1
2　使　　命……1
3　基本方針……1

Ⅱ　沿革及び組織
1　沿　　革……3
2　組　　織……4

Ⅲ　令和４年度行事予定表……5

Ⅳ学生生活
1　授業時間……6
2　授 業 料……6
3　学生対応の窓口……6
4　相談窓口……7
5　キャンパスルール……8
6　学生関係諸証明……9
7　学籍情報等の変更について……11
8　学生身上書……11
9　自動車・自転車・バイクの学内駐車……12
10　学生の掲示物……13
11　紛失物・拾得物・盗難……14
12　敷地内での喫煙禁止について……14
13　奨学金制度について……14
14　授業料の減免……15
15　学生教育研究災害傷害保険等……15
16　健康管理センター……16
17　施設使用……17
18　高知県公立大学生活協同組合（生協）……18

Ⅴ　学則及び諸規程
1　高知県立大学大学院 学則……21
2　ディプロマ・ポリシー……27
3　カリキュラム・ポリシー……30
4　資　　格
（1）副専攻
1）災害看護副専攻プログラムに関する規程……37
（2）教育職員免許状（専修免許状）……39
5　高知県立大学大学院 学位規程……41

6　高知県立大学大学院学修評価規程 45
7　高知県立大学大学院 研究科委員会規程 46
（1）審査基準 48
（2）看護学研究科
1）高知県立大学大学院 看護学研究科規程 50
2）高知県立大学大学院 看護学研究科博士前期課程学位審査及び授与に関する細則 64
3）高知県立大学大学院 看護学研究科博士後期課程学位審査及び授与に関する細則 72
（3）人間生活学研究科
1）高知県立大学大学院 人間生活学研究科規程 83
2）高知県立大学大学院 人間生活学研究科修士学位審査及び授与に関する細則 91
3）高知県立大学大学院 人間生活学研究科博士学位審査及び授与に関する細則 102
8　学生生活関連等
（1）高知県立大学 留学規程 114
（2）高知県立大学大学院 科目等履修生規程 119
（3）高知県立大学 特別聴講学生規程 121
（4）高知県立大学大学院 長期履修学生規程 123
（5）高知県立大学大学院 転研究科の取扱いに関する細則 124
（6）高知県立大学大学院 休学及び退学に関する細則 125
（7）成績に関する大学院の学生の疑義への対応について（申し合わせ） 129
（8）高知県立大学の各学部・他研究科等開講授業科目の履修の手続に関する要領 131
（9）高知県立大学 ティーチング・アシスタント等に関する規程 133
(10) 高知県立大学 風水害等非常時における授業・学期末試験の取り扱いについて(申し合わせ) 135
(11) 障がいのある学生への支援について（申し合わせ） 136
(12) 高知県立大学における学生の改姓等及び通称名等の使用に関する要綱 139
(13) 高知県立大学 学生の表彰に関する規程 145
(14) 高知県立大学における独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考における申合せ 146
(15) 高知県立大学 総合情報センター図書館利用細則 148
(16) 高知県公立大学法人 情報システム利用規程 152
(17) 高知県公立大学法人 施設管理規程 155
(18) 高知県公立大学法人 防火・防災対策規程 157
9　会　　則
（1）高知県立大学 後援会会則 159
（2）高知県立大学 同窓会しらさぎ会会則 161

Ⅵ　教員名簿 164
Ⅶ　高知県立大学施設の概要 170
Ⅷ　諸手続・証明一覧 191
Ⅸ　年次別修了者数 193

Ⅰ　理念・使命・方針

１　高知県立大学の理念

本学は、平和な社会の発展及び人々の生活の質向上に向け、知の創造に寄与する学術研究を行うとともに、地域志向の教育研究を通じ、地域の文化の発展と健康・福祉の向上に貢献することを理念とします。

２　使命

これまで本学は、学生の主体的な学びと他者を尊重する姿勢を育み、地域に開かれた知の拠点として、地域社会の課題解決に貢献する教育研究活動を展開してきました。この歴史を継承し、人口構造の変化、科学技術の発展、グローバル化の進展など、急激な変化の中で社会の要請に常に応えつつ、未来を拓く実践力を育成する大学、知識基盤社会を支えていく新たな知を創出する大学、地域と共に育ち地域に育てられる大学を目指します。

「多様性の尊重」、「連携の強化」、「戦略的な挑戦」を大学運営の基盤とし、恒常的な評価活動を行いながら、教育改革の推進、学術研究の質向上、社会連携活動の強化に取り組みます。

３　基本方針

１．学生受入れの方針を定め、多様な学生を受入れ、豊かな人間性と倫理観を育む教育を行います。
２．本学の伝統を紡ぎつつ、学生中心の教育、自己実現を支える教育を通して、未来社会を生き抜くことができる人材を育成します。
３．最新の学術の動向を踏まえて、学術力・研究力を高め、産学官民との連携を推進し、専門性を追求する研究や実践的研究に挑戦的に取り組み、創出した知を社会に還元します。
４．地域志向の教育研究活動を展開し、地域の人々と協働して、グローバル社会、持続可能な社会、多様で豊かな社会、安全・安心な社会づくりに取り組みます。
５．社会の変化や県民のニーズを踏まえ、社会との接続を常に意識し、社会の期待に応える大学として機能を果たします。
６．学部・大学院・センターの力の結集や教職協働の推進に戦略的に取り組み、知識基盤社会を支える知の拠点としての役割を果たします。

教育の方針

１．幅広い教養と専門的な知識を活用して課題をグローバルで複眼的な観点から分析し探究できる人材を育成します。
２．地域の文化の発展と健康・福祉の向上に向けて活躍できる人材を育成します。
３．地域志向の教育を通して、地域社会や現場の課題を人々と協働して解決できる人材を育成します。
４．大学院においては、専門性に基づいて変革をもたらす実践的な知のプロフェショナル（高度専門職業人・研究者・教育者）を育成します。

学生支援の方針

１．一人ひとりの学生が自らの専門性を高め、その人らしく自己実現ができるよう、多様な学生のニーズに応える教育支援を行います。

２．学生との対話を重視し、学生が主体的に学ぶことができるよう、教職協働で教育環境を整えます。

３．心身ともに健康で安心して学業に専念し、豊かな人間性を育むことができるよう、学生生活への支援を行います。

学術研究の方針

１．専門領域の発展・知の創造に向けて、関連機関と協働して、教員の多様な研究志向を尊重しつつ、専門的研究、学際的研究及び国際的研究を推進し、その成果を社会に発信します。

２．地域の文化の発展、健康・福祉に関わる課題の解決に向けた実践・地域志向の研究を戦略的に推進し、地域社会の研究拠点としての役割を果たします。

社会連携の方針

１．知の拠点として、地域の文化の発展と健康・福祉の向上に向けて、県民の学び直しや専門職者のキャリア向上に取り組みます。

２．域学共生の理念のもと、地域との協働体制を強化し、課題解決や活性化に地域のみなさまと共に取り組みます。

３．地域や産学官民との連携を図り、南海トラフ地震などの災害への対応や健康長寿県の実現に向けた健康福祉に関する活動を積極的に行います。

国際交流・連携の方針

１．海外の提携大学を拡大し、国際交流の活性化、教育・研究の国際化を推進します。

２．地域社会に根ざした国際交流・国際連携を推進し、地域社会と世界をつなぎ、外国人材の受入れや共生社会づくりを支援する拠点としての役割を果たします。

Ⅱ　沿革及び組織

1　沿　　革

平成 10 年 4 月 1 日	**看護学研究科**（修士課程）を設置、専門看護師コースと研究コース（家族看護、看護管理学）を創設
平成 12 年 3 月 29 日	**看護学研究科**（修士課程）専門看護師コース（がん看護分野、家族看護分野、小児看護分野、精神看護分野、老人看護分野） 日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程の認定
平成 13 年 2 月 10 日	**看護学研究科**（修士課程）専門看護師コース（地域看護分野） 日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程の認定
平成 13 年 4 月 1 日	**人間生活学研究科**（修士課程）を設置 **健康生活科学研究科**（博士後期課程）を設置
平成 14 年 4 月 1 日	**看護学研究科**（修士課程）臨床看護研究コースを設置
平成 16 年 3 月	**健康生活科学研究科** 本学初となる「博士（看護学）」「博士（社会福祉学）」の学位を授与
平成 21 年 2 月 20 日	**看護学研究科**（修士課程）専門看護師コース（慢性看護分野） 日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程の認定
平成 22 年 2 月 12 日	**看護学研究科**（修士課程）専門看護師コース（在宅看護分野） 日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程の認定
平成 25 年 3 月 8 日	**看護学研究科**（修士課程）専門看護師コース（がん看護分野、慢性看護分野、小児看護分野、精神看護分野、在宅看護分野、老年看護分野） 日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程 38 単位の認定
平成 26 年 3 月 7 日	**看護学研究科**（修士課程）専門看護師コース（クリティカルケア看護分野） 日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程 38 単位の認定
平成 23 年 4 月 1 日	大学の設置者を**高知県公立大学法人**に変更（許可） 男女共学化により大学名称を**高知県立大学**に変更（届出）
平成 24 年 6 月 15 日	**看護学研究科**（修士課程）養護教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状（看護）を取得するためのコースを設置 **人間生活学研究科**（修士課程）中学校教諭専修免許状（英語）、高等学校教諭専修免許状（英語）、栄養教諭専修免許状を取得するためのコースを設置
平成 24 年 10 月 1 日	文部科学省平成 24 年度博士課程教育リーディングプログラムに**「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」**が採択
平成 26 年 4 月 1 日	大学院を改組 **看護学研究科看護学専攻**（博士前期課程・博士後期課程）を設置 **人間生活学研究科人間生活学専攻**（博士前期課程・博士後期課程）を設置 **看護学研究科**に国内初となる国公私立 5 大学による共同教育課程 **「共同災害看護学専攻」**（博士課程）を設置
平成 26 年 4 月	**看護学研究科看護学専攻**（博士前期課程）臨床看護研究コースを、実践リーダーコース（地域保健学、臨床看護学）として拡充
平成 28 年 3 月 31 日	**健康生活科学研究科**（博士後期課程）を廃止
平成 28 年 4 月	**看護学研究科看護学専攻**（博士前期課程）研究コースを拡充（小児看護学、成人看護学、地域看護学）
平成 30 年 3 月 8 日	**看護学研究科看護学専攻**（博士前期課程）専門看護師コース（家族看護分野）日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程 38 単位の認定

平成 30 年 4 月　　**人間生活学研究科人間生活学専攻**（博士後期課程）に文化学領域を設置

令和 2 年 4 月　　**看護学研究科看護学専攻**（博士前期課程）研究コースを拡充（共創看護学）

令和 3 年 4 月　　**看護学研究科看護学専攻**（博士前期課程）研究コースを拡充（母性看護学、災害・国際看護学）

2　組　　織

Ⅲ　令和４（2022）年度行事予定表

2022年

4 月 3 日（日）		オリエンテーション	看　護	人　間	新入生
4 月 4 日（月）		入学式			
4 月 5 日（火）～ 4 月 6 日（水）		オリエンテーション	看　護		
4 月 7 日（木）		講義開始	看　護		
4 月 9 日（土）		講義開始		人　間	
4 月 14 日（木）		履修登録締切			
4 月 15 日（金）	17時	**研究計画書**提出期限	看護M		２回生
		中間報告会要旨提出期限		人間M	
4 月 21 日（木）		創立記念日			
4 月 22 日（金）～ 5 月 2 日（月）		前期履修登録変更期間			
4 月 24 日（日）		中間報告会		人間M	２回生
5 月 13 日（金）	午後	定例学生大会			
7 月 25 日（月）	17時	**博士論文**提出期限	看護D	人間D	９月修了予定者
7 月 29 日（金）	17時	**修士論文**提出期限	看護M	人間M	９月修了予定者
		研究計画書提出期限		人間M	１回生
8 月 10 日（水）～ 8 月 17 日（水）		夏期一斉休業期間			
8 月 18 日（木）	17時	**研究計画書**提出期限	看護D	人間D	前年度未提出者
8 月 20 日（土）		公聴会	看護D	人間D	９月修了予定者
8 月 21 日（日）		修士論文発表会		人間M	９月修了予定者
9 月 5 日（月）	17時	**第一次審査博士論文**提出期限	看護D	人間D	３月修了予定者
9 月 7 日（水）		修了判定会議	看　護		
9 月 8 日（木）		修了判定会議		人　間	
9 月 9 日（金）	17時	**研究計画書**提出期限	看護M		２回生未提出者
9 月 26 日（月）		修了式			９月修了者
10 月 1 日（土）		後期講義開始			
10 月 11 日（火）～ 10 月 18 日（火）		後期履修登録変更期間			
11 月 5 日（土）～ 11 月 6 日（日）		大学祭			※大学院講義あり

2023年

1 月 30 日（月）	17時	**博士論文**提出期限	看護D	人間D	３月修了予定者
1 月 31 日（火）	17時	**修士論文**提出期限	看護M	人間M	３月修了予定者
2 月 11 日（土）		公聴会	看護D	人間D	３月修了予定者
2 月 12 日（日）		修士論文発表会		人間M	３月修了予定者
2 月 20 日（月）	17時	**研究計画書**提出期限	看護D	人間D	未提出者・１回生
3 月 2 日（木）		修了判定会議		人　間	
3 月 3 日（金）		修了判定会議	看　護		
3 月 4 日（土）		修士論文発表会	看護M		
3 月 17 日（金）	17時	**第一次審査博士論文**提出期限	看護D	人間D	次年度９月修了予定者
3 月 20 日（月）		修了式			

Ⅳ　学生生活

１　授業時間

授業は以下の時間帯で開講されます。時間に余裕を持って準備をしてください。

※研究科によって、授業開始時刻が異なる場合があります。事前に授業担当教員に確認してください。

	池キャンパス	永国寺キャンパス
１限目	8:50～10:20	8:50～10:20
２限目	10:30～12:00	10:30～12:00
３限目	13:00～14:30	13:00～14:30
４限目	14:40～16:10	14:40～16:10
５限目	16:20～17:50	16:20～17:50

２　授業料

（１）授業料の額

	前　　期　　分	後　　期　　分
年　　間	２６７，９００円	２６７，９００円

※授業料の額は、授業料の改定があった場合にはその額となります。

※長期履修学生は、３年間で２年分の授業料を納付してください。

（２）納付時期

授業料の納付時期は、前期分は４月 25 日、後期分が 10 月 25 日です。

なお、延納・分納の制度もありますので、期限までに授業料を納付できない場合は、必ず池キャンパス財務施設課に相談してください。不慮の災害・疾病・その他やむを得ない特別の事情などにより、期日までに授業料を納入することが困難な場合も同様にご相談ください。

３　学生対応の窓口

修学上の問題やカリキュラム、課外活動、奨学金、学生寮、自治活動、アルバイト、保健衛生等は学生生活に密接した事柄です。事務局の担当事務については以下のとおりです。大学生活の参考とし、相談等がある場合は気軽に事務局を訪ねてください。

池キャンパス事務局（代表 TEL：088-847-8700）

（１）教務支援部　教務課：TEL　088-847-8580

①　成績証明書・修了（見込み）証明書の発行

②　学生証・在学証明書の発行

③　受講届及び成績通知に関すること

④　授業及び集中講義に関すること

（２）学生支援部　学生・就職支援課：TEL　088-847-8577

①　学籍の異動（休学・退学・復学・転学等）受付に関すること

②　奨学金に関すること

③　授業料減免に関すること

④　学研災保険に関すること

⑤　施設（体育館・講義室・学生会館等）の使用に関すること

⑥　就職に関すること

⑦　通学証明書及び学割証等の発行

⑧　学生身上書に関すること

⑨　学生の駐車許可証の発行に関すること

⑩　学生からの相談に関すること

（３）財務施設部　財務施設課：TEL　088-847-8572

①　授業料に関すること

４　相談窓口

（１）オピニオン・ボックス

オピニオン・ボックスを池キャンパス（本部・健康栄養学部棟３階ラウンジ／共用棟カフェテラス）及び永国寺キャンパス(教育研究棟２階　A206 情報・語学演習室前、教育研究棟３階　健康管理センター前）に設置しています。

大学での生活や大学運営（例えば、大学のサービス、授業の方法、事務局の対応、大学内で起こったハラスメントなど）について、このオピニオン・ボックスに意見等を書いて入れてください。内容を検討のうえ、学内のしかるべき学部や委員会、事務局などで対応し、その結果をオピニオン・ボックス横の掲示板に掲示します。

（２）ハラスメント相談

相談のための窓口を設置しています。相談は、教員（人権委員会委員)、事務職員、健康管理センター職員及び学外の相談員が対応します。大学ホームページ「キャンパス・ハラスメントについて」を確認してください。

なお、相談したこと自体や内容が外に漏れることはありません。相談員は、今後の対応を一緒に考えます。相談員が事実関係の調査を必要と判断した場合、相談者に確認のうえ、人権委員会に報告します。人権委員会は速やかに調査を行い、相談員とともに対応策を考えます。

（３）健康相談

健康管理センターでは各キャンパスともに、医師・カウンセラー・助産師・保健師等による相談を実施しています。気軽にご利用ください。

①　専門職による相談：事前に予約が必要です

・精神科医師によるメンタルヘルス相談　（月１回）

・カウンセラーによる相談　（週１回）

・婦人科医師（女性）及び助産師による女性の悩みごと相談　(年数回)

＊詳しい日程等は、学内掲示板でお知らせしています。

②　保健師（センター職員）による相談

＊開室時間であれば電話や来所での相談を随時行っています。

	対応時間	電話番号
池キャンパス	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8:30 ～ 17:15	固定直通：088-847-8743 携　　帯：080-2975-3014
永国寺 キャンパス	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8:30 ～ 18:00 （スタッフ常駐時間 9:15 ～ 18:00※） ※スタッフ不在時間は、高知工科大学のスタッフが対応してくれます。	固定直通：088-821-7116 携　　帯：080-2971-5030

（４）その他の相談

キャンパス事務局では、様々な相談を受け付けています。気になることがあれば気軽に窓口を訪ねてください。他人に聞かれたくない相談は、相談室でお聞きしています。

５　キャンパスルール

（１）事務取扱時間（池キャンパス）

月曜日～金曜日（祝日を除く）　8:30 ～ 18:00

※授業のない日（休業期間中など）　8:30 ～ 17:15

（２）キャンパスの開放時間

皆さんの安全を守るために、危機管理体制として決定しているものです。

下記の時間以降は機械による警備体制となります。何らかの理由で下記の時間を過ぎて構内に残る場合は、教員の指導のもとに居残ることとし、必ず関係する教員に許可を得てください。

なお、機械による警備の作動後は、通行できる区域が限定されますので気をつけてください。

	平日	土・日・祝日
池キャンパス	7:00 ～ 21:00 ※19:00 以降	7:00 ～ 17:00 ※終日
永国寺キャンパス	7:00 ～ 22:00 （夜間主　7:00 ～ 23:00） ※20:00 以降	7:00 ～ 22:00 （夜間主　7:00 ～ 23:00） ※終日

※校舎の出入りに学生証（カードキー）の使用が必要となる時間帯

（３）学生への連絡等

大学から皆さんへの連絡は、高知県立大学キャンパスポータルシステムから行います。

※　ポータルシステムに少なくとも１日１回はログインして、情報を確認してください。

ポータルシステムにおいて転送設定をすることで、「学籍情報」に登録しているメールアドレスに情報が転送されます。

※緊急時等の連絡に備え、登録情報に変更があった場合は、必ず変更してください。

変更されてない場合は、必要な情報が届かないこととなりますので、注意してください。変更の方法は、「７　学籍情報等の変更について」で確認してください。

（４）安否確認システムについて

高知県立大学では、大規模災害発生時における安否確認の方法として、安否確認システム（エマージェンシーコール）を導入しています。安否確認システムにメッセージ送信先と設定する連絡先は、キャンパスポータルシステムに登録されているメールアドレスを使用しています。そのため、連絡先を変更した場合は、すみやかに教務課へ学籍情報等の変更を申し出てください。

迷惑メール対策をされている方は、kppuc@asp34.emc-call3rd.jp からのメールを受信できるように設定変更をお願いします。変更の仕方や暗証番号が分からない方は、各携帯電話会社で確認してください。

※安否確認システム（エマージェンシーコール）は、ポータルサイトとは違うシステムです。

災害訓練の際に安否確認のためのメッセージを送信しますので、確認後、必ず返信してください。

６　学生関係諸証明

（１）学生証（カードキーと兼用）

学生証は常に携帯し、証明書等の交付を受けるときや本学職員から請求があったときに呈示しなければなりません。

また、キャンパス内（各出入口・教室・研究室・事務局・図書館等）に出入りする際や、夜間・土日祝日の校舎への入退室の際にカードキーとして使用します。

その他に電子マネー（Edy）機能も備わっており、学内の証明書発行の支払いや学外でも使用することができます。（※生協では使用できません（ミールカードの電子マネーとは別のものです。）

①発行

入学時に、学籍番号を記載した証明書（学生証）をお渡しします。氏名や学籍番号、有効期限等が示されていますので、記載内容の確認をするようにしてください。

また、カード状のものですので、折り曲げたり、磁気の発生するものに近くに一緒に置かないようにするなど、取扱いには十分注意してください。

②再発行

紛失・汚損・破損したときは、速やかに各キャンパスの教務課で再発行の手続きをとってください。

なお、再発行に係る発行手数料（3,000 円）は、原則、自己負担です。

③学生証番号（学籍番号）

学籍番号は、学生生活を送るうえで履修登録や諸々の届出など、様々な場面で必要となる番号ですので、間違いのないように正確に把握してください。また、この番号は卒業後も変わりません。

■学籍番号の表示

学籍番号は次のような組み合わせになっています。

（大学院生）

入学年度の西暦年数下２桁

各自の番号

２　２　Ｇ　０　０　１

大学院表示　研究科の表示

- ０　看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）
- １　人間生活学研究科（博士前期課程）
- ３　看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）
- ４　看護学研究科共同災害看護学専攻（博士課程）
- ５　人間生活学研究科（博士後期課程）

（科目等履修生・外国人留学生・特別聴講生・研究生・特別研究生・研究員）

入学年度の西暦年数下２桁

各自の番号

２　２　Ｇ　Ｒ　０　１

大学院表示　科目等履修生の表示

- Ｒ　科目等履修生
- Ｆ　外国人留学生
- Ａ　特別聴講学生
- Ｂ　研究生
- Ｅ　特別研究生
- Ｙ　研究員

（２）通学証明書

通学定期券を購入するときに必要な証明です。所定の「発行願」に「学生証」を添え、学生・就職支援課へ申し込んでください。

＊実習用通学証明書

大学以外の場所へ実習や卒業論文のために一定期間通う場合、通学定期券と同様に学生割引で定期を購入することが出来ます。実習用通学証明書の発行には３週間程度かかる場合があります。早めにご相談ください。

（３）学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証の使用については不正行為のないように特に注意してください。不正使用が判明した場合は、本学全体の学割証発行が停止されることがあります。

①ＪＲ…修学上の経済負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とするものです。

※　使用可能距離……片道 100 ㎞を超えるもの

普通乗車券のほか、周遊券などにも運用されます。運賃の２割引です。

営業キロ	200km まで	400ｋｍまで	600ｋｍ	800ｋｍまで	1,000ｋｍまで
有効期間	２日	３日	４日	５日	６日

使用キロ数に応じ乗車券の有効期間が変わります。

往復乗車券の有効期間は、片道乗車券の２倍です。

割引証の有効期間は発行の日から３ヶ月です。（ただし、在籍期間のみ有効です）

②フェリー等船舶の割引証も発行しています。

（４）学生団体割引証

課外活動等で学生８人以上に引率者（本学教職員）が付き添ってＪＲの同一行程を旅行する場合、団体割引が利用できます。申し込みは出発の６ヶ月前から出来ますので、ＪＲ各駅や旅行代理店にある指定用紙により学生・就職支援課で手続をしてください。

（５）その他証明書

証　明　書	申　請　窓　口	受　取　日
成績証明書	教務課	・窓口－申請日の翌日から起算して４日目（土・日・祝日を除く）以降 ・自動発行機－即時発行可能
修了（見込み）証明書		
在籍証明書・在学証明書		
授業料免除状況	学生・就職支援課	申請日の翌日から起算して７日目（土・日・祝日を除く）以降
健康診断証明書	健康管理センター	翌日以降の職員在室日

７　学籍情報等の変更について

ポータルシステム説明会時に「学籍情報」及び「本人・保護者情報」について、入力及び確認してください。

その後、連絡先（メールアドレス・住所等含む）や保護者に関する情報の変更があった場合は、「学生住所・電話番号等及び保証人変更届」を各キャンパスの教務課へ速やかに提出して、学籍情報等の変更を申し出てください。

【キャンパスポータルシステム】

ＵＲＬ：https://kyoumu.u-kochi.ac.jp/Portal/login.aspx

本学ホームページ ＞ 在学生・教職員 ＞

＞ 支援システム ⇒ 高知県立大学キャンパスポータルシステム

８　学生身上書

毎年４月の指定する日までに提出してください。提出先は配付時に連絡します。

「学生身上書」の内容は、学校からの連絡、各種証明書のデータとして使用します。

なお、提出後、内容に変更があった場合は、「学生住所・電話番号等及び保証人変更届」を、各キャンパスの教務課へ提出してください。

９　自動車・自転車・バイクの学内駐車

（１）池キャンパス

①　自転車・バイクの駐輪について

所定の場所にのみ駐輪できます。

②　自動車の駐車について

西駐車場、又は南駐車場に駐車可能です。事務局に置いてある「池キャンパス通学用駐車許可申請書」に必要事項を記入し、「学生証」「運転免許証」「車検証」を持参のうえ、学生・就職支援課に申請してください。なお、駐車許可証は、必ず車の外から見える位置に置いてください。

注１）以下の条件をすべて満たす場合のみ、平日のキャンパス<u>開放時間以降</u>の時間であれば、「△」に駐車することが可能です。

・本学大学院生であること

・５（２）「キャンパスの開放時間」以降の時間に、教育研究のため学内に残る必要がある場合

・担当教員の許可を得ていること

注２）土・日・祝日に構内の「△」に駐車する場合（キャンパス開放時間を含む。）は、担当教員の許可を得た上で、事前に本部棟の警備員室に申し出てください（車のナンバー等）。

（２）永国寺キャンパス

① 自転車・バイクの駐輪について

自転車は、教育研究棟の東側の①駐輪場、図書館の北側の②駐輪場、及び体育館の北側の③駐輪場へ停めてください。

バイクは、教育研究棟東側の①駐輪場へ停めてください。

② 自動車の駐車について

学生用駐車場はありません。病気や怪我等でやむを得ない事情がある場合は、事務局まで相談に来てください。

注）土・日・祝日は、以下の条件をすべて満たす場合のみ、C：南駐車場に駐車可能です。

・本学大学院生であること。

・受講のためであること。

・授業担当教員から、管理者（法人施設）に一時駐車許可申請を提出し、許可を得ていること。（※　一時駐車許可申請には、車のナンバー等の申し出が必要です。）

■駐輪場所について

学　生：①駐輪場（バイクも可）、②駐輪場、③駐輪場

10　学生の掲示物

学生が学内に掲示（張紙・立看板等）を希望するときは、各キャンパスの学生・就職支援課で許可を受け、定められた場所（「学生用掲示板」ほか）に掲示してください。

掲示物には、責任者名、掲示期間を明記し、掲示期間が過ぎたものは撤去してください。

11　紛失物・拾得物・盗難

学内において金品を紛失もしくは拾得した場合、盗難にあったときは速やかに各キャンパスの学生・就職支援課へ届け出てください。

届けられた拾得物は、一定期間、学生・就職支援課で保管しています。

12　敷地内での喫煙禁止について

健康増進法の一部を改正する法律の成立に伴い、望まない受動喫煙をなくすための取組がマナーからルールへと変わりました。それに伴い、本学でも原則、敷地内全面禁煙となっています。

たばこを吸う人・吸わない人の両者が、正しい知識を身に付けることを目的として、啓発講習を開催していますので、ぜひ、参加してください。

13　奨学金制度について

本学で取り扱っている奨学金は、日本学生支援機構を始めとして、各地方公共団体、病院などのものがあります。優れた学業成績であって経済的理由により修学が困難な学生に貸与されます。本学では約 50%の学生が貸与を受けています。日本学生支援機構奨学金を次のとおり紹介します。

（１）日本学生支援機構奨学金制度

大学では毎年４月に在学採用（新規採用）の説明を行っています。他にも、二次募集や留学生向けの奨学金など、追加で募集があった場合は説明会の開催情報など、ポータルシステムを通じてお知らせします。

また、家計急変や災害等により被災した場合に、随時申し込みが可能な、緊急・応急採用といった制度もあります。

詳しい内容（貸与月額や募集時期等）については、以下の日本学生支援機構のＨＰ、又は本学ＨＰでも案内していますので確認してください。

・日本学生支援機構ＨＰ：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/

・高知県立大学ＨＰ：https://www.u-kochi.ac.jp/soshiki/4/gakuseishien202104ver.html

なお、各キャンパスの学生・就職支援課で相談も受け付けていますので、必要に応じて申し出てください。

■　特に優れた業績による返還免除

第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除されます。

〔対象者〕

・大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与終了する者。

・必ずしも課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時に在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

〔申込手続〕

・貸与終了する奨学生が在学する大学に申請し、選考後、大学から日本学生支援機構へ推薦します。

（２）その他の奨学金制度

募集要項等の送付があれば、大学ＨＰ等に掲示します。また、各研究科の教員を通じて紹介される場合もありますので、何か生活環境において変化があった場合など、教員や事務局に相談に来てください。

参考：各県等独自の奨学金（介護福祉士等・保健師・助産師・看護師等養成奨学金等）

14　授業料の減免　※授業料免除制度の内容等が変更される場合があります。

学力優秀で学資が不十分な学生に対して、学内の基準で選考を行い、その対象となった学生の授業料を免除する制度があります。例年６月頃に募集を行い、10 月初旬に決定通知をお送りしています。学年担当教員等に相談のうえ、各キャンパスの学生・就職支援課へ申請してください。

なお、特別な事情が生じた場合を除き、授業料の減免を受ける要件として、一定の学業成績及び何らかの奨学金等を給付・貸与されていることが必要です。

また、学資負担者の死亡、長期入院、解雇による失業等、又は学生若しくは学資負担者が火災・風水害等による家屋等の半壊（半焼）以上の被災を受けた場合など、家庭の経済状況が著しく悪化するなどの特別な事情が生じた場合も、授業料減免の対象となる場合がありますのでご相談ください。

15　学生教育研究災害傷害保険等

（１）学生教育研究災害傷害保険（学研災）※大学院生の全員が加入（入学時）

主な契約内容は以下のとおりです。詳細は、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」で確認してください。

また、保険金支払いの対象となる傷害を被ったときや、通算して１年以上にわたる休学期間が終了したとき、退学したとき、または、在学期間が標準修業年限を超えた方は、すみやかに各キャンパスの学生・就職支援課へ申し出てください。

＜学生教育研究災害傷害保険普通保険約款＞

被保険者が在籍する大学の国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。 ＊「病気」はこの保険の対象となりません。 （注）傷害には次に掲げるものを含みます。 ①身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸引、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状は除く） ②日射又は熱射による身体の障害

＜通学中等傷害危険担保特約（通学特約）＞

被保険者の住居と学校施設等との間の往復中または、学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

＜接触感染予防保険金支払特約（接触感染特約）＞

※看護学研究科看護学専攻博士前期課程（CNS コース・研究コース）及び共同災害看護学専攻所属院生は全員加入

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日から、その日を含めて 180 日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に 15,000 円が支払われます。

（２）学生教育研究賠償責任保険（学研賠）

（１）の学研災保険加入学生を対象とした保険です。

保険期間中に学生が、正課中、学校行事中、課外活動中、又はその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりすることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われます。

契約内容については、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」で確認してください。

（３）学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

学研災は正課中・学校行事中・課題活動中、通学中・大学構内等での補償に限定されていますが、病気や日常生活でのケガ等の補償など学生生活をより広くカバーしたものが付帯学総です。

この保険は、学研災及び学研賠では補償が不足すると思われる場合に、任意で加入できるもので、個人でお申込みをしていただきます。（大学では加入事務は行っておりません）

16　健康管理センター

健康診断、健康相談、健康教育、健康危機管理等の事業を行っています。

（１）健康管理センターでできること

①　健康チェック

セルフケアコーナーには身長・体重計、体脂肪計、自動血圧計があります。

②　応急処置

外傷や打撲の手当、発熱や腹痛の手当等けが・病気の応急処置ができます。必要であれば、病院の紹介を行います。

③　健康相談（医師・臨床心理士・助産師・保健師等による相談）

メンタルヘルス相談やカウンセリングを行っています。

詳しくは、「４　相談窓口（３）健康相談」を参考にしてください。

④　健康診断証明書の発行

就職活動やアルバイト先への提出を目的とする「健康診断証明書」を発行します。申請の際には、学生証と証明書料（200 円／枚）が必要です。

⑤　ベッドでの休養

静養室には体調管理のためのベッドがあります。気軽にご利用ください。

（２）感染症発症時（疑い含む）の連絡について

出席停止が必要なインフルエンザや感染症（※）にかかった（疑いも含む）場合は、学年担当教員と各キャンパスの学生支援窓口に連絡してください。

※出席停止が必要な感染症は以下に記載してあります。

「○　特別の理由による授業欠席者の取扱いについて（申合せ）」

（別表）２．感染症における出席停止

分　類	病　　名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属 SARS コロナウィルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウィルス属MARS コロナウィルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律６条３項６号に規定すると特定鳥インフルエンザをいう。なお、現時点で病原体の血清亜型はH5N1 及び H7N9）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発熱の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

（３）休日・夜間に入院等を要する急病時の緊急連絡について

休日･夜間に入院等を要する急病で対応に困った場合は、学年担当教員、又は大学事務局（警備員対応）に連絡してください。

池キャンパス　　：携帯 080-6386-7862

永国寺キャンパス：携帯 090-3186-4542

17　施設使用

課外活動等で学内施設を使用する場合は３日前（土・日・祝日は除く）までに所定の「施設使用願」を学生・就職支援課に提出してください。３ヵ月先（永国寺キャンパスは２ヶ月先）まで予約ができます。無断使用していた場合は、次回から施設の使用ができなくなりますのでご注意ください。

（１）　施設使用可能時間

キャンパス	施　設	使用可能時間		備　考
		平日	土･日･祝日	
池	体育館･講義室･グラウンド	7:00～ 21:00	7:00～ 17:00	体育館・講義室は原則、飲食禁止。
	学生会館	7:00～ 21:00	7:00～ 17:00	和室のみ宿泊可。 ただし、21 時以降の出入禁止。
永国寺	体育館	7:00 ～ 22:00		飲食禁止。
	講義室	7:00 ～ 22:00		原則、飲食禁止。 夜間は、必ずブラインドを下ろす。
	学生会館	7:00 ～ 22:00		原則、飲食禁止。 楽器の演奏や騒音の出る作業は、 行わないこと。

（２）情報演習室（池キャンパス）、情報・語学演習室、アクティブラーニングスタジオ（永国寺キャンパス）

授業等で使用していない時間帯は、設置しているパソコンの利用ができます。飲食禁止等のルールを守って活用してください。

（３）図書館

本学の学生のほか、教職員や一般利用者等が自由に利用することができます。

図書の貸出期間は一般図書２週間、貸出可能冊数は 15 冊（大学院生）となっています。

また、館内の新聞雑誌コーナーには、娯楽雑誌、新聞等も置いてあります。視聴覚コーナーも設けてあり、関係機器の利用ができます。

	利用時間（平日）	利用時間（土曜日）
池キャンパス	8:30 ～ 19:00	9:00 ～ 17:00
永国寺キャンパス	8:30 ～ 21:00	

18　高知県公立大学生活協同組合（生協）

本部：永国寺キャンパス体育館棟１階永国寺ショップ　TEL　088-821-7199（直通）

高知県公立大学生協は、高知県立大学と高知工科大学の学生・教職員が出資、利用、運営している組織です。池キャンパス及び永国寺キャンパスで食堂・ショップを中心にサービス提供を行っています。

■営業時間について　※長期休暇中は、営業時間の変更・閉店があります。

		時間（平日）	定休日
池キャンパス	食堂	11:30 ～ 13:15 17:30 ～ 19:00（予定）	土・日・祝日
	ショップ	9:45 ～ 18:00（予定）	
永国寺キャンパス	食堂	11:00 ～ 13:30 16:30 ～ 19:00（予定）	
	ショップ	9:45 ～ 19:45（予定）	

■食堂について

・自由な組み合わせ（必要なおかずを１品ずつとるなど）の食事ができるカフェテリア方式の食堂です。

・メニューは週がわりで、季節感を取り入れた企画メニューを提供しています。

・レシートやプライスカードには、「カロリー、塩分量、３群点数法による栄養価表示」をしており、また、食堂内に掲示には、食べ方提案やお薦めメニュー、食生活や健康に関する内容を掲載していますので、栄養バランスのとれた食事の参考にしてください。

・「前払い方式」でお金の心配をせずに１年間安心して食堂が定期的に利用できる「ミールカード」プランや、現金支払いの煩わしさのないプリペイド（キャッシュレス）利用も提供しています。ミールカード・プリペイド利用では、利用金額に応じてポイントが付き、ポイント数によるキャッシュバックの特典もあります。

■ショップについて

・大学での勉強に必要な教科書や専門書、文房具等も販売しています。

・弁当・パン・飲料・お菓子などの毎日の食品、日用雑貨、雑誌・文庫・新書などを販売しています。

・パソコン・プリンタなどの機器教材も販売しています。

・就職・資格取得をバックアップする各種検定、通信講座、通学制スクールの斡旋を行っています（英検、TOEIC、TOFFL、秘書検定、法学検定、就職講座、公務員試験講座、教員試験講座、自動車免許、パソコン、など）。

・大学生として様々な体験をするために、他の大学生協と共同で国内・海外旅行を紹介しています（海外語学研修、海外体験ツアー、インターンシッププログラム、ホームステイ、個人旅行、など）。

・高知県立大学の学園祭や演奏会などのチケットを販売しています。

・CD、DVD などは取り寄せることができます。

・インターネットサービス、コピーサービス、パソコン等の修理、宅配便、レンタカーなども取り扱っています。

・毎月ショッピングカタログを発行しています。このカタログでは、普段店頭に置いていない情報機器、家電商品、家具などを取り扱っています。

・インターネットを使ったインターネットショッピングを行っています（和書・洋書・CD・DVD・コンピューターソフト・文具など）。

■保険『学生総合共済』について（池キャンパス及び永国寺キャンパス）

『学生総合共済』は、学生組合員どうしが「もしも」の場合にお互いに支えあう、安心とたすけあいの保障制度です（生命共済・火災共済）。

卒業まで、国内海外問わず、学生生活の 24 時間をサポートします。また、他の保険金が支払われた場合でも、共済の給付が減額されることはありません。生協窓口で相談を受け付けていますので、気軽に確認してください。

学生生活無料健康相談テレホンで健康や生活の悩みを相談できるサービスもあります。

さらに、学生賠償責任保険（国内事故は示談交渉サービス付き）、扶養者死亡保障保険等もあります。

詳細は、以下から確認してください。

全国大学生協共済生活協同組合連合会のホームページ

http://kyosai.univcoop.or.jp/group/index.html

また、トラブル発生時に駆けつける「緊急駆けつけサービス」、様々な悩みやトラブルを相談する「安心サービス」でキャンパスライフを 24 時間・365 日サポートする「学生生活 110 番」もあります。

■様々な組合員活動

生協は、組合員一人ひとりのための組織です。

一人ひとりの声が、店舗の品揃えやサービス改善、生協の様々な取り組みの原動力です。店舗に置いてある「VOICE カード」を使って生協に対する意見・要望をお寄せください。生協理事会で検討し、事業や活動を改善・発展させていきます。

また、組合員の参加と協同による取り組みも行っていきます。

Ⅴ　学則及び諸規定

１　高知県立大学大学院学則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この学則は、高知県立大学学則（以下「本学学則」という。）第６条第２項の規定により、高知県立大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第２章　研究科、専攻、課程及び学生の定員

（研究科、専攻及び課程）

第３条　本大学院に、看護学研究科及び人間生活学研究科を置く。

２　研究科に関し必要な事項は、学長が定める研究科規程によるものとする。

３　看護学専攻及び人間生活学専攻の博士課程は、前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、共同災害看護学専攻の博士課程はこの区分を設けないものとする。

４　博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

５　本大学院に置く研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	共同災害看護学専攻	博士課程
人間生活学研究科	人間生活学専攻	博士前期課程
		博士後期課程

（学生の定員）

第４条　研究科の学生の定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻			課　程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻		博士前期課程	２０人	４０人
			博士後期課程	６人	１８人
	共同災害看護学専攻		博士課程	※１	※２
人間生活学研究科	人間生活学専攻		博士前期課程	１８人	３６人
		英語・領域教育コース	－	（うち６人）	（うち１２人）
		栄養・領域教育コース	－	（うち２人）	（うち４人）
	人間生活学専攻		博士後期課程	３人	９人
合 計				４７人	１０３人
備考：※１　令和３年度から学生募集を停止					

※２　令和２年３月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

（課程の目的）
第５条　博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。
２　博士後期課程及び博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究を行い、又はその他の高度に専門的な職業に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第３章　入学、再入学、留学、休学、退学、強制休学、除籍、転学及び転研究科

（入学の時期）
第６条　学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本大学院において特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。
（博士前期課程及び博士課程の入学資格）
第７条　博士前期課程及び博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院で定められた入学者選考方法による試験に合格したものとする。
（１）学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
（２）学校教育法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者
（３）外国において学校教育における16年の課程を修了した者
（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
（５）我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「規則」という。）第１５５条第１項第４号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
（６）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（７）文部科学大臣の指定した者
（８）前各号に掲げる者のほか、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
（博士後期課程の入学資格）
第８条　博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院で定められた入学者選考方法による試験に合格したものとする。
（１）修士の学位又は専門職学位を有する者
（２）外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与されたもの
（３）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（４）我が国において外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、規則第１５６条第３号の規定により文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
（５）文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
（６）前各号に掲げる者のほか、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
２　前項第６号に該当する者の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。
（入学の志願手続及び選考方法）
第９条　入学の志願の手続及び選考方法については、学長が定める。
（入学許可）
第１０条　入学の許可の手続は、学長が定める。
（再入学）
第１１条　本大学院を退学した者で再入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、学長は、当該研究科による選考及び当該研究科委員会の議を経て、相当の年次への再入学を許可することができる。
（留学）
第１２条　本大学院の学生で外国の大学院又は外国の研究機関に留学を希望するものは、当該研究科委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は、第２４条第１項、第２５条第１項及び同条第３項に規定する在学期間に算入することができる。

（休学、退学、強制休学及び除籍）

第１３条　休学、退学、強制休学及び除籍については、本学学則第１４条から第１７条までの規定を準用する。ただし、本学学則第１４条第３項に規定する休学の期間は、博士前期課程においては通算して２年を、博士後期課程においては通算して３年を、博士課程においては通算して５年を超えることができない。

（転学及び転研究科）

第１４条　他の大学院等へ、又は他の大学院等から転学を志願する学生があるときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て、転学を許可することができる。

２　学内で他の研究科への転出（以下「転研究科」という。）を志願する学生があるときは、学長は、転出元の研究科及び転出先の研究科双方の研究科委員会の議を経て、転研究科を許可することができる。

第４章　標準修業年限等、在学期間及び教育方法等

（標準修業年限等）

第１５条　博士前期課程の標準修業年限は、２年とする。ただし、人間生活学研究科の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が定める高知県立大学長期履修学生規程により、その計画的な履修を認めることができる。

２　博士後期課程の標準修業年限は、３年とする。

３　博士課程の標準修業年限は、５年とする。

（在学期間）

第１６条　博士前期課程の在学期間は、４年を超えることができない。

２　博士後期課程の在学期間は、６年を超えることができない。

３　博士課程の在学期間は、１０年を超えることができない。

（教育方法）

第１７条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

２　本大学院における授業科目及び単位数については、第３条第２項の研究科規程で定める。

３　次の研究科又は専攻に、土曜日、日曜日及び祝日において教育を行う課程を置く。

（１）看護学研究科　看護学専攻　博士前期課程及び博士後期課程

（２）人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士前期課程及び博士後期課程

（副専攻）

第１７条の２　本大学院の教育課程として、特定の分野又は課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定 することができる。

２　副専攻に関して必要な事項は別に定める。

（他の研究科等における授業科目の履修）

第１８条　本大学院において教育上有益と認めるときは、学生に本大学院の他の研究科又は他の専攻若しくは課程（以下「他研究科等」という。）が開設する授業科目を履修させることができる。

２　前項の場合において、他研究科等の授業科目を履修しようとする者は、所属する研究科の研究科長の承認を経て、当該授業科目を開設している研究科の研究科長の許可を得るものとする。

３　第１項の規定に基づき学生が履修し、修得した単位は、第２４条第１項並びに第２５条第１項及び第３項に規定する課程修了の要件に係る単位としては認定しない。

（他の大学院における授業科目の履修）

第１９条　本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

２　前項の場合、他の大学院において履修した授業科目の取扱いについては、第３条第２項の研究科規程で定める。

（他の大学院等における研究指導）

第２０条　本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究機関（外国の研究機関を含む。以下この項において同じ。）との協議に基づき、学生に当該他の大学院又は研究機関において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受けさせる期間は、１年を超えないものとする。

２　前項の規定に基づき学生が受けた研究指導は、第２４条第１項及び第２５条に規定する研究指導の一部とすることができる。

（本学学部における授業科目の履修）

第２１条　本大学院の学生で高知県立大学（以下「本学」という。）の学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該研究科長は、当該研究科委員会及び当該授業科目を開講する学部の教授会の議を経て、当該授業科目の履修を許可することができる。

２　第１項の規定に基づき学生が履修し、修得した単位は、第２４条第１項並びに第２５条第１項及び第３項に規定する課程修了の要件に係る単位としては認定しない。

（授業科目の聴講）

第２２条　本大学院の学生で本学の学部又は本大学院の授業科目の聴講を希望するものは、当該学生の研究指導を行う教員及び当該授業科目を担当する教員の許可を得て、当該授業科目を聴講することができる。

（履修方法等）

第２３条　この章に定めるもののほか、本大学院の授業科目、単位の計算方法及び認定、履修方法並びに研究指導に関し必要な事項は、研究科に関する規程で定める。

第５章　課程修了の要件、学位及び資格

（博士前期課程修了の要件）

第２４条　博士前期課程の修了の認定を受けるに当たっては、本大学院博士前期課程に２年以上在学して３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者と学長が認める者については、本大学院博士前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の場合において、研究科の目的に応じ、当該研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

（博士後期課程及び博士課程の修了の要件）

第２５条　博士後期課程修了の認定を受けるに当たっては、本大学院博士後期課程に３年以上在学し、研究科規程その他規程の定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げた者と学長が認める者の在学期間に関しては、本大学院博士後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。ただし、博士前期課程を含め大学院の在学期間は３年以上でなければならない。

３　博士課程の修了の認定を受けるに当たっては、本大学院博士課程に５年以上在学し、研究科規程その他規程の定めるところにより所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げた者と学長が認める者の在学期間に関しては、本大学院博士課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

（論文の審査及び最終試験）

第２６条　修士論文及び博士論文の審査及び最終試験は、本大学院の学位に関する規程に規定する方法により研究科委員会の指名する審査委員が行うものとする。

（課程修了の認定の時期）

第２７条　博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の修了の認定は、学年の終わりに行う。ただし、やむを得ない事由により認定を受けることができなかった学生については、次の学年の前期の終わりに行うことができる。

（学位の授与）

第２８条　博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程又は博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。

３　この学則に定めるもののほか、本大学院において授与する学位の種類、学位論文の審査の方法、最終試験その他学位に関し必要な事項は、本大学院の学位に関する規程で定める。

（教員免許状取得資格）

第２９条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

２　前項の単位を修得することにより取得することのできる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科・課程	コース	免許状の種類	教科の種類
看護学研究科 博士前期課程	－	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	－
人間生活学研究科	英語・領域教育コース	中学校教諭専修免許	英語

博士前期課程		状	
		高等学校教諭専修免許状	英語
	栄養・領域教育コース	栄養教諭専修免許状	―

第６章　賞罰

（賞罰）

第３０条　賞罰については、本学学則第４２条及び第４３条の規定を準用する。

第７章　学年、学期及び休業日

第３１条　学年及び学期については、本学学則第４４条及び第４５条の規定を準用する。

２　休業日については、第４条第２項の研究科規程で定める。

第８章　入学検定料、入学料、授業料、研修料及び学位論文審査手数料

第３２条　入学検定料、入学料、授業料、研修料及び学位論文審査手数料に関し必要な事項は別に定める。

第９章　教員組織及び運営組織

（教員組織）

第３３条　本大学院の教員組織は、本学の学部等の教員及び研究科の教員をもって構成する。

２　研究科の教員組織は、研究科委員会が定める。

（研究科委員会）

第３４条　研究科に関する事項を審議するため、各研究科に研究科委員会を置く。

２　研究科委員会に関する規程は、別に定める。

（研究科長）

第３５条　各研究科に研究科長を置く。

２　研究科長は、研究科委員会の定める方針に基づき、研究科を運営する。

第１０章　科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

（科目等履修生）

第３６条　本大学院の学生以外の者で本大学院で授業科目の履修を志願するものがあるときは、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第３７条　外国人で大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願するものがあるときは、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

（研究生）

第３８条　本大学院の学生以外の者で本大学院の研究科及び専攻に関連した学術の研究を志願するものがあるときは、学長は、研究生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第３９条　他の大学院の学生で本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、学長は、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

（特別研究学生）

第４０条　他の大学院の学生で本大学院において研究指導を受けようとするものがあるときは、学長は、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

（この章に定める者の入学志願の手続）

第４１条　この章に定める者の入学志願の手続は、学長が定める。

第１１章　雑則

（本学学則の準用）

第４２条　この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項については、本学学則の規定を準用する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１０月２４日改正）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１０月２２日改正）

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成２５年度以前に入学した者に係る授業科目の履修及び単位の修得並びに卒業に必要な単位数については、この規程による大学院学則（以下「新大学院学則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成２５年度以前に入学した者が、第１４条第２項の規定により、本学大学院の別の研究科へ転研究科したときは、新大学院学則の規定による。

３　平成２５年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、平成２６年４月１日改正の人間生活学研究科規程別表及び看護学研究科規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　この大学院学則の改正前の高知県立大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により、健康生活科学研究科は、新大学院学則の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日において健康生活科学研究科に在学する者が健康生活科学研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則（平成２６年３月２６日改正）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２４日改正）

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　ディプロマ・ポリシー（修了・学位授与に関する方針）

看護学研究科　博士前期課程

博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度な専門的実践能力と看護学分野における研究能力を養うことを目的とする。

１．個人－家族－地域を多角的、複眼的視点で捉え、看護専門領域に関する理論、関連領域の知識・技術、高い倫理観を基盤として、エビデンスに基づく高度な看護実践ができる能力を有している。
２．地域社会や生活環境の中で、人々が自立して健康生活を営むことができるように、地域の人々と協働して、健康を促進する地域文化の形成・発展に貢献できる能力を有している。
３．社会のニーズや健康に関する課題に積極的に関与し、他の職種の専門性を尊重した上で協働しながら社会状況に対応する方略を開発する能力を有している。
４．学際的視点をふまえて看護実践の場、教育や政策の場で看護現象を研究的視点でとらえ、論理的思考力、リーダシップとマネージメント力を発揮して変革者として貢献できる能力を有している。
５．看護実践を支える科学的・哲学的基盤を理解し、看護研究を通して、看護学の体系化とその発展に貢献できる教育・研究能力を有している。
６．国際的動向や多様な文化に関する幅広い知識や最新の情報を備えて、看護をグローバルな視点から捉え、看護の普遍性の追求と体系化に貢献できる能力を有している。

看護学研究科　博士後期課程

博士後期課程は、看護学の学術的基盤を発展させるために看護学に関する学術と研究を国際的・学際的に推進し、その深奥を究め、創造的に自立して研究活動を行う高度な専門的能力を養うことを目的とする。

１．看護の学識者としての責務を果たし、看護学の発展の基盤となる普遍性を有する看護哲学を追求し続ける能力を有している。
２．看護学の学術的な基盤を発展させるために、グローバルスタンダードで看護学の知識や技術を研究開発し、看護学にイノベーションをもたらす能力を有している。
３．最新の看護学の知識や技術、看護関連分野の知見等を活用し、倫理的・文化的基盤を持って人や社会に貢献するケアの開発に取り組み、人々の安心な生活の実現やＱＯＬの向上を推進していくことのできる能力を有している。
４．看護学を発展させ新たな知見を創生する研究活動を行い、社会に向けて提言できる能力を有している。
５．国内外の専門職と連携して、政策開発や意思決定に参加し、健康医療福祉システムの構築や変革をもたらす能力を有している。
６．科学的・学際的な基盤を持って人々の健康生活や健康文化を創造することに寄与する、次世代の高度実践看護者を養成する高等教育を担う能力を有している。

看護学研究科　博士課程

修了要件は、履修単位を５０単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けて、博士論文の審査及び最終試験に合格することを定めています。審査においては、本課程の教育目的に対応した能力について総合的に評価を行い、修了要件を満たす者に博士（看護学）とし、（ＤＮＧＬ：Disaster Nursing Global Leader）を付記した、学位を授与します。

○　人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができる能力を有している。
○　災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる能力を有している。
○　グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度やシステムを変革できる能力を有している。
○　学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる能力を有している。

人間生活学研究科　博士前期課程

博士前期課程では、地域社会の生活課題を解決・調整することのできる高度専門職業人としての能力を養成することを目的とする。

共通ディプロマ・ポリシー

１．人間の生活に根ざした学問（栄養・生活学、社会福祉学、文化学）を基盤に、専攻領域及び関連領域における学術的知識を身に付けている。
２．設定した研究課題を学際的・科学的な視点で捉え、学問の体系化と発展に寄与する研究能力を身に付けている。

領域（学位名称）別ディプロマ・ポリシー

栄養・生活学領域　＜修士（生活科学）＞

１．栄養・生活に関する分野における専門的な知識と技術を身に付けている。（知識・理解）
２．地域社会の特性を踏まえ、栄養・生活に関する諸課題を科学的視点で捉え、解決のための具体的な方策を提言できる研究能力を身に付けている。（研究遂行能力）
３．グローバルな視野を持って、栄養・生活に関する諸課題に取り組み、その過程で得られた技術や知識を世界に向けて発信できる力を身に付けている。（総合的な学修経験と創造的思考力）

社会福祉学領域　＜修士（社会福祉学）＞

１．社会福祉学の分野における専門的な知識と技術を身に付けている。（知識・理解）
２．地域社会の特性を踏まえ、社会福祉に関する諸課題を科学的視点で捉え、解決のための具体的な方策を提言できる研究能力を身に付けている。（研究遂行能力）
３．グローバルな視野を持って、社会福祉学の新たな支援方法や資源の開発等に取り組み、創造的な実践を展開できる力を身に付けている。（総合的な学修経験と創造的思考力）

文化学領域　＜修士（学術）＞

１．文化研究の分野における専門的な知識と技術を身に付けている。（知識・理解）

２．文化に関する地域の諸課題を人文科学的または社会科学的視点で捉え、解決のための具体的な方策を提言できる研究能力を身に付けている。（研究遂行能力）

３．文化に関する諸課題に取り組み、その過程で得られた技術や知識を地域に向けて発信できる力を身に付けている。（総合的な学修経験と創造的思考力）

人間生活学研究科　博士後期課程

博士後期課程は、博士前期課程において修得した知識及び技術を基盤とし、自立して継続的な研究活動を遂行できる高度専門職業人としての能力及び高等教育の発展に寄与する教育研究者としての能力を涵養することを目的とする。

共通ディプロマ・ポリシー

１．人間の生活に根ざした学問体系の確立と発展に寄与し、学際的研究を自立して展開する能力を身に付けている。

２．研究分野に関する国内外の動向を俯瞰的に把握し、学際的な関連分野の知見をふまえて、自己の研究の位置づけを明確にすることができる。

３．人間の生活に対する理解に基づいた高度な倫理性を持ち、科学的基盤に基づいて研究を実践する能力を身に付けている。

領域（学位名称）別ディプロマ・ポリシー

栄養・生活学領域　＜博士（生活科学）＞

１．栄養・生活に関する分野における高度に専門的な知識を持ち、栄養・生活に関する分野を系統的・統合的に理解する能力を身に付けている。（知識・理解）

２．栄養・生活に関する諸課題を総合的・学際的な視点で捉え、研究を通して課題解決に資するための高度な論理的思考力を身に付けている。（研究遂行能力）

３．栄養・生活に関する分野における研究の発展に寄与する新たな知見を研究成果として公表する能力を身に付けていると同時に、社会に向けて提言することができる。（研究遂行能力）

４．グローバルな視野を持った教授者として、栄養・生活に関する分野における専門職教育を担う能力を身に付けている。（総合的な学修経験と創造的思考力）

社会福祉学領域　＜博士（社会福祉学）＞

１．社会福祉分野における高度に専門的な知識を持ち、社会福祉学を系統的・統合的に理解する能力を身に付けている。（知識・理解）

２．社会福祉学に関する諸課題を総合的・学際的な視点で捉え、研究を通して課題解決に資するための高度な論理的思考力を身に付けている。（研究遂行能力）

３．社会福祉学の分野における研究の発展に寄与する新たな知見を研究成果として公表する能力を身に付けていると同時に、社会に向けて提言することができる。（研究遂行能力）

４．グローバルな視野を持って、地域共生社会の実現に向けて指導的役割を担うことができる研究者および専門職業人としての能力を身に付けている。（総合的な学修経験と創造的思考力）

文化学領域　＜博士（学術）＞

１．文化研究の分野における高度に専門的な知識と系統的・統合的に理解する能力を身に付けている。（知識・理解）

２．文化に関する事象や課題を人文科学的または社会科的な視点で捉え、研究を通して課題解決に資するための高度な論理的思考力を身に付けている。（研究遂行能力）

３．文化に関する研究分野の発展に寄与する新たな知見を提供し、広く社会に発信することができる。（研究遂行能力）

４．グローバルな視野を持って、文化に関する研究能力を活かし、研究成果を公表することができる。（総合的な学修経験と創造的思考力）

３　カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

看護学研究科　博士前期課程

博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、高度な専門的実践能力と看護学分野における研究能力を養うために、教育理念に基づき、高度実践看護師（以下ＣＮＳ）コース、研究コース、及び実践リーダーコースを設け、以下のようなカリキュラム（教育課程）を編成している。

（構造・内容）

１．カリキュラムを構成する科目群として「共通科目（大学院共通科目・専攻共通科目）」と「領域専門科目」の科目群をおく。

２．ＣＮＳコースは、がん看護学、慢性看護学、クリティカルケア看護学、小児看護学、老人看護学、精神看護学、家族看護学、在宅看護学の８領域を設け、各領域で必要な講義・演習・実践演習・課題研究を含む、専門看護師認定試験受験に必要な科目をおく。

３．研究コースは、共創看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、家族看護学、地域看護学、災害・国際看護学、看護管理学の８領域を設け、各領域で必要な講義・演習・研究を含む専門科目をおく。

４．実践リーダーコースは、臨床看護学と地域保健学の２領域を設け、各領域で必要な講義・演習・研究を含む科目をおく。

５．認定看護管理者認定審査受験、養護教諭専修免許、高等学校教諭（看護）専修免許に必要な科目をおく。

（順序性）

６．１年次は看護学の学術的基盤を形成するためにＣＮＳコース、研究コース、実践リーダーコースともに共通科目を学修するように配置し、１年次後半から２年次は専門性を高める領域専門科目、高度な専門的実践能力と看護学分野における研究能力を獲得する科目を配置する。

（教育方法）

７．前期課程のディプロマ・ポリシーに沿う能力を学生の将来ビジョンに向けて修得できるように、ＣＮＳ

コース、研究コース、実践リーダーコースの履修モデルを提示し、履修指導を行う。

８．前期課程のディプロマ・ポリシーに沿う能力を学生が修得できるように、講義、演習、実習、研究指導を行う。事前・事後課題、グループワーク、グループ討議、アクティブラーニング、シミュレーション等により、学生が主体的に学ぶ方法、専門性を高める方法を取り入れる。

９．実践リーダーコースは、大学院設置基準第１４条特例に基づくコースで、授業は原則、土曜日・日曜日開講する。

（評価方法）

10．各講義科目・演習科目・実習科目では、前期課程のディプロマ・ポリシーに沿った達成目標および成績評価の方法・基準をシラバスや実習要項により周知し、自己評価・授業評価、教員による評価を行う。修了時にはディプロマ・ポリシーに基づく評価（論文審査・最終試験）を行う。

11．修了時には学生によるディプロマ・ポリシーの達成度、修士課程で修得すべき能力の評価、カリキュラム評価を行い、カリキュラムの評価・改善を図り、教育の質保証を行う。

看護学研究科　博士後期課程

博士後期課程では、看護学の学術的基盤を発展させるために看護学に関する学術と研究を国際的・学際的に推進し、その深奥を究め、創造的に自立して研究活動を行う高度な専門的能力を養うために、教育理念に基づき以下のようなカリキュラム（教育課程）を編成している。

（構造・内容）

１．カリキュラムを構成する科目群として、専攻共通科目、専攻専門科目および研究支援科目の科目群をおく。

２．分野として、共創看護学、がん看護学、成人看護学、小児看護学、老人看護学、精神看護学、家族看護学、在宅看護学、地域看護学、学校保健学、災害・国際看護学、看護病態生理学、看護経営管理学の分野をおく。

３．専攻共通科目は、看護学の学術的基盤を発展させ高度な研究能力を育成するためにおく。

４．専攻専門科目は、新たな専門的知識の蓄積・精選・拡充などをはかり、特定の看護分野の専門性を構築する科目としておく。

５．研究支援科目は、研究課題を探究し、段階的に博士論文作成のプロセスを支持する科目としておく。

（順序性）

６．専攻共通科目と専門性に応じて専攻専門科目を選択し、コースワークを踏まえて、３年間にわたり看護学特別研究を履修できるように編成している。

７．博士論文作成に向けて、１年次には研究計画書の提出、２年次には中間報告会の開催、３年次には一次審査論文の提出を課し、博士論文を提出するように編成している。

（教育方法）

８．後期課程のディプロマ・ポリシーに沿う能力を修得できるように、履修モデルに基づき履修指導を行い、コースワークの推進、博士論文作成指導、学位審査等の教育のプロセスを支援する。

９．研究能力を高めるために、入学時より主指導教員および副指導教員をおき、複数指導教員体制で博士論文作成指導にあたる。

（評価方法）

10. 後期課程のディプロマ・ポリシーに沿った達成目標および成績評価の方法・基準を周知し、自己評価・授業評価、教員による評価を行う。修了時にはディプロマ・ポリシーに基づく評価、博士課程で修得すべき能力の評価等（最終試験）を行う。

11. 博士論文は、主指導教員および副指導教員による研究計画書審査、倫理審査、中間報告会、公聴会を経て、博士論文審査基準に基づき学位審査委員会において審査を行う。

看護学研究科　博士課程

豊かで高度な看護学専門知識を培い、学際的・国際的でグローバルな見識に基づいた研究を発展させ、特に災害看護学に関してその深奥を極め、人間の安全保障の進展に寄付する災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的に基づき以下のようなカリキュラム（教育課程）を編成しています。

○　カリキュラムは、災害看護学の基盤となる「災害看護学の基盤を支える科目群」、災害看護学を学問として構築する能力を養うための「災害看護学の専門科目群」、災害看護学に関する専門的な実践や研究、グローバルリーダーとしての機能・役割を身につけるための「インデペンデント学修科目群」及び「災害看護学研究支援科目群」の４つの科目群によって構成する。

○　学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学び、グローバルリーダーとしての能力を培うことができるように、「インデペンデント学修科目群」に「インデペンデントスタディ」を科目として置く。

○　構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から１０単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。

○　学修の課程で、その成果を確認するために Preliminary Examination と Qualify Examination を行う。

○　構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で、災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合して災害看護学の「博士論文」を作成し、提出できるように編成している。

人間生活学研究科　博士前期課程

博士前期課程では、地域社会の生活課題を解決・調整することのできる高度専門職業人としての能力を養成することを目的とする。この目的のために、以下の方針に基づき本課程のカリキュラムを編成する。

共通カリキュラム・ポリシー

（構造・内容）

１．カリキュラムを構成する科目区分として、「共通科目（大学院共通科目、専攻共通科目）」「専門科目（栄養・生活学領域科目、社会福祉学領域科目、文化学領域科目、英語・領域教育コース科目、栄養・領域教育コース科目）」の科目群をおく。また、研究能力を総合的に養成するための研究指導科目として、領域ごとに「課題研究演習」をおく。

２．栄養・生活学領域科目に「食物科学」「人間栄養学」「栄養・生活学」の科目群をおく。

３．社会福祉学領域科目に「福祉専門基礎」「地域・国際福祉」「介護・高齢者福祉」「障害者福祉」「児童・家

庭福祉」の科目群をおく。

４．文化学領域科目に「地域文化」「日本文化」「英語文化」の科目群をおく。

５．栄養・領域教育コース科目に「食物科学」「人間栄養学」「栄養・生活学」の科目群をおく。

６．英語・領域教育コース科目に「英語・国際文化研究」の科目群をおく。

（順序性）

７．研究の基礎的能力を修得させるため、１年次に共通科目の「研究と倫理」（必修）と「研究方法論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（選択必修）を履修させる。

（教育方法）

８．学生の志望に従い、博士前期課程のディプロマ・ポリシーの能力を修得できるように、履修指導を行う。

９．博士前期課程のディプロマ・ポリシーに沿う能力を学生が修得できるように、講義、演習、研究指導をバランスよく行う。事前・事後課題、グループ討議、アクティブラーニングなどにより、学生が主体的に学ぶ方法を取り入れる。

（評価方法）

10．講義や演習では、博士前期課程のディプロマ・ポリシーに沿った達成目標や成績評価の方法・基準を周知し、評価を行う。修了時にはディプロマ・ポリシーに基づく評価（論文審査・最終試験）を行う。

11．学生によるカリキュラム評価を行い、その結果に基づいてカリキュラムの改善を図る。

領域別カリキュラム・ポリシー

栄養・生活学領域　＜修士（生活科学）＞

栄養・生活学領域の修了要件として、共通科目から６単位以上、栄養・生活学領域を中心として３つの領域科目から１８単位以上、研究指導科目６単位を履修し、計３０単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けて、修士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。

（順序性）

１）複数の領域にわたる幅広い学識を修得させるため、１年次から、栄養・生活学領域科目を中心に、共通科目や社会福祉学領域科目、文化学領域科目から履修させる。

２）課題を発見し、その解決を明らかにするための研究力を修得させ、修士論文の完成へと導くため、「栄養・生活学課題研究演習」を履修させる。

（教育方法）

３）栄養・生活学領域の主研究指導教員と副研究指導教員１名ずつ以外に、他の領域の副研究指導教員から多様な視点による研究指導を行う。また、学期ごとに１回、主研究指導教員と副研究指導教員による合同指導会を実施する。

社会福祉学領域　＜修士（社会福祉学）＞

社会福祉学領域の修了要件として、共通科目から６単位以上、社会福祉学領域を中心として３つの領域科目から１８単位以上、研究指導科目６単位を履修し、計３０単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けて、修士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。

（順序性）

１）複数の領域にわたる幅広い学識を修得させるため、１年次から、社会福祉学領域科目を中心に、共通科目や栄養・生活学領域科目、文化学領域科目から履修させる。

２）課題を発見し、その解決を明らかにするための研究力を修得させ、修士論文の完成へと導くため、「社会福祉学課題研究演習」を履修させる。

（教育方法）

３）社会福祉学領域の主研究指導教員と副研究指導教員１名ずつ以外に、他の領域の副研究指導教員から多様な視点による研究指導を行う。また、学期ごとに１回、主研究指導教員と副研究指導教員による合同指導会を実施する。

文化学領域　＜修士（学術）＞

文化学領域の修了要件として、共通科目から６単位以上、文化学領域を中心として３つの領域科目から１８単位以上、研究指導科目６単位を履修し、計３０単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けて、修士論文の審査及び最終試験に合格することを定めている。

（順序性）

１）複数の領域にわたる幅広い学識を修得させるため、１年次から、文化学領域科目を中心に、共通科目や栄養・生活学領域科目、社会福祉学領域科目から履修させる。

２）課題を発見し、その解決を明らかにするための研究力を修得させ、修士論文の完成へと導くため、「文化学課題研究演習」を履修させる。

（教育方法）

３）文化学領域の主研究指導教員と副研究指導教員１名ずつ以外に、他の領域の副研究指導教員から多様な視点による研究指導を行う。また、学期ごとに１回、主研究指導教員と副研究指導教員による合同指導会を実施する。

人間生活学研究科　博士後期課程

博士後期課程は、博士前期課程において修得した知識及び技術を基盤とし、自立して継続的な研究活動を遂行できる高度専門職業人としての能力及び高等教育の発展に寄与する教育研究者としての能力を涵養することを目的とする。本課程は、以下の方針に基づきカリキュラムを編成する。

共通カリキュラム・ポリシー

（構造・内容）

１．カリキュラムを構成する主要科目群として、「専攻共通科目」、「専門科目」及び「研究指導科目」をおく。

２．専攻共通科目群は、人間生活に係わる諸問題に対し、多角的な視点から接近することのできる能力を涵養することを目的とする。

３．専門科目群に、「栄養・生活学」、「社会福祉学」、及び「文化学」の３領域をおく。

４．専門科目群は、学術研究の動向についての理解を深化させることを目的とする。

５．研究指導科目として、領域ごとに「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」をおく。

（評価方法）

６．博士後期課程のディプロマ・ポリシーに沿った到達目標並びに成績評価の方法及び基準を周知する。

７．博士後期課程の修了時には、ディプロマ・ポリシーに基づく評価、博士後期課程で修得すべき能力の評価等の最終試験を実施する。

８．学位授与の審査は、主研究指導教員及び副研究指導教員による研究計画書審査、中間報告会、博士論文第一次審査及び公聴会における口頭発表を経た後、博士論文審査基準に準拠し学位審査委員会において審査を行う。

領域別カリキュラム・ポリシー

栄養・生活学領域　＜博士（生活科学）＞

（順序性）

１．複数の領域にわたる幅広い学識を修得させるコースワークとして、１年次に栄養・生活学領域科目を中心としつつ、専攻共通科目や社会福祉学領域科目、文化学領域科目からも履修させる。

２．分析に必要な知識及び技法を修得しながら、主体的な問題意識に沿って研究課題を設定し、合理的で遂行可能な研究計画を立案させるため、１年次に「栄養・生活学特別研究Ⅰ」を履修させる。加えて研究計画書の提出をさせる。

３．研究計画書に従って研究を進め、指導教員とともに検討をするため、２年次に「栄養・生活学特別研究Ⅱ」を履修させる。また加えて、その成果を中間報告会で発表させる。

４．収集した資料やデータを分析・検証しながら博士論文の執筆へと移行していくことができるように、３年次に「栄養・生活学特別研究Ⅲ」を履修させる。博士論文第一次審査を９月におこない、１月に博士論文を提出させる。

（教育方法）

５．学生の志望に従い、博士後期課程のディプロマ・ポリシーの能力を修得できるように、履修指導を行い、コースワークを履修させ、博士論文作成に至るための支援をする。

６．多様な視点から研究指導が得られるように、栄養・生活学領域の主研究指導教員と副研究指導教員各１名のほか、他領域から副研究指導教員を選ぶこととする。必要に応じて人間生活学研究科以外の教員・研究者を副研究指導教員として入れる。

社会福祉学領域　＜博士（社会福祉学）＞

（順序性）

１．複数の領域にわたる幅広い学識を修得させるコースワークとして、１年次に社会福祉学領域科目を中心としつつ、専攻共通科目や栄養・生活学領域科目、文化学領域科目からも履修させる。

２．分析に必要な知識及び技法を修得しながら、主体的な問題意識に沿って研究課題を設定し、合理的で遂行可能な研究計画を立案させるため、１年次に「社会福祉学特別研究Ⅰ」を履修させる。加えて研究計画書の提出をさせる。

３．研究計画書に従って研究を進め、指導教員とともに検討をするため、２年次に「社会福祉学特別研究Ⅱ」を履修させる。また加えて、その成果を中間報告会で発表させる。

４．収集した資料やデータを分析・検証しながら博士論文の執筆へと移行していくことができるように、３年次に「社会福祉学特別研究Ⅲ」を履修させる。博士論文第一次審査を９月に行い、１月に博士論文を提出させる。

（教育方法）

５．学生の志望に従い、博士後期課程のディプロマ・ポリシーの能力を修得できるように、履修指導を行い、コースワークを履修させ、博士論文作成に至るための支援をする。

６．多様な視点から研究指導が得られるように、社会福祉学領域の主研究指導教員と副研究指導教員各１名のほか、他領域から副研究指導教員を選ぶこととする。必要に応じて人間生活学研究科以外の教員・研究者を副研究指導教員として入れる。

文化学領域　＜博士（学術）＞

（順序性）

１．複数の領域にわたる幅広い学識を修得させるコースワークとして、１年次に文化学領域科目を中心としつつ、専攻共通科目や栄養・生活学領域科目、社会福祉学領域科目からも履修させる。

２．分析に必要な知識及び技法を修得しながら、主体的な問題意識に沿って研究課題を設定し、合理的で遂行可能な研究計画を立案させるため、１年次に「文化学特別研究Ⅰ」を履修させる。加えて研究計画書の提出をさせる。

３．研究計画書に従って研究を進め、指導教員とともに検討をするため、２年次に「文化学特別研究Ⅱ」を履修させる。加えて、その成果を中間報告会で発表させる。

４．収集した資料やデータを分析・検証しながら博士論文の執筆へと移行していくことができるように、３年次に「文化学特別研究Ⅲ」を履修させる。博士論文第一次審査を９月に行い、１月に博士論文を提出させる。

（教育方法）

５．学生の志望に従い、博士後期課程のディプロマ・ポリシーの能力を修得できるように、履修指導を行い、コースワークを履修させ、博士論文作成に至るための支援をする。

６．多様な視点から研究指導が得られるように、文化学領域の主研究指導教員と副研究指導教員各１名のほか、他領域から副研究指導教員を選ぶこととする。必要に応じて人間生活学研究科以外の教員・研究者を副研究指導教員として入れる。

４　資　　格

（１）副専攻

１）災害看護副専攻プログラムに関する規程

（目的）

第１条　この規程は、高知県立大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の２に基づき、災害看護副専攻プログラム（以下「本副専攻」という。）に関し、必要な事項を定める。

（災害看護副専攻プログラム）

第２条　本副専攻は、高知県立大学大学院看護学研究科博士前期課程又は博士後期課程に在籍する者を対象とし、災害に強い高度実践家、研究者、実践リーダーを育成するものである。

（履修の申出及び中止）

第３条　本副専攻の履修を希望する者は、所定の期日までに所定の方法により、学長に申出なければならない。

２　本副専攻の履修の中止を希望する者は、所定の期日までに所定の方法により、学長に履修の中止を申出ることができる。

３　前項の申出により履修を中止した者は、在学中に改めて本副専攻の履修を申出ることはできない。

（修了認定の要件）

第４条　本副専攻の修了認定を受けるに当たっては、大学院学則第24条第１項又は第25条第１項に定める修了の認定及び本規程別表に定める単位を修得しなければならない。

（修了認定）

第５条　本副専攻の修了認定は、看護学研究科委員会の審議を経て、学長が行う。

２　学長は、前項に定める認定を受けた者に対し、副専攻（災害看護）認定証を交付する。

（事務）

第６条　本副専攻に関する事務は、教務支援部が行う。

（その他）

第７条　本副専攻に関して本規程に定めるもののほか、必要な事項は教育研究審議会で定める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表

別表

区分	授業科目	単位数	修得すべき単位数
共通科目	グローバルヘルス論	1	1
	疫学研究方法論	1	
領域専門科目 災害・国際看護学領域	災害看護活動論（準備期）	2	9単位以上
	環境防災学	1	
	環境衛生看護セミナー	1	
	人道支援看護セミナー	1	
	災害看護管理セミナー	1	
コンソーシアム科目	災害グローバル看護実践論（兵庫県立大学）	2	
	災害看護フィールドワークⅠ（兵庫県立大学）	1	
	災害看護フィールドワークⅡ（兵庫県立大学）	1	
	看護政策学特論（東京医科歯科大学）	1	
	災害看護学特論Ⅰ（東京医科歯科大学）	2	
	災害マネジメント論（千葉大学）	1	
	災害看護活動論（復旧･復興）（千葉大学）	1	
	災害時専門職連携演習（千葉大学）	1	
	赤十字概論Ⅱ（国際人道法含）　（日本赤十字看護大学）	2	
	災害看護学特論Ⅲ（日本赤十字看護大学）	2	

計10単位以上履修

（２）教育職員免許状（専修免許状）

（高知県立大学大学院看護学研究科規程第5条・高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第5条関係）

教育職員免許状（専修免許状）授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法令の定めるところにより、必要な単位を修得しなければならない。

看護学研究科　博士前期課程

(1)免許状の種類及び教科

免許状の種類		教科の種類
高等学校教諭	専修免許状	看護
養護教諭	専修免許状	—

(2)授業科目及び修得単位数

＜高等学校教諭（看護）＞

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
教科に関する科目	臨床倫理		1	選択科目から２４単位以上選択必修
	看護マネジメント論		2	
	看護理論と実践		2	
	看護学基盤論		2	
	看護研究と実践		2	
	看護倫理		2	
	看護サービス管理論		2	
	フィジカルアセスメント特論		2	
	病態生理学		2	
	臨床薬理学		2	
	こころの発達		2	
	看護教育論Ⅰ		1	
	看護教育論Ⅱ		1	
	看護教育学専門演習		3	
	看護教育学研究方法Ⅰ		3	
	看護教育学研究方法Ⅱ		3	
	データ分析方法論Ⅰ		2	
	疫学研究方法論		1	
	看護学の動向と展望		2	
	最新専門看護実践講座Ⅰ		1	
	最新専門看護実践講座Ⅱ		1	
	看護理論と研究Ⅰ		2	
	看護理論と研究Ⅱ		2	
	がん看護論		2	
	がん看護方法論Ⅰ		2	
	慢性看護論		2	
	慢性看護方法論Ⅰ		2	
	クリティカルケア看護論Ⅰ		2	
	クリティカルケア看護方法論Ⅰ		2	
	小児看護論		2	
	小児看護方法論Ⅰ		2	
	精神看護対象論		2	
	精神看護方法論Ⅰ		2	
	家族看護対象論		2	
	家族看護方法論Ⅰ		2	
	地域看護論		2	
	地域看護展開論		2	
	在宅看護論		2	
	在宅看護展開論Ⅰ		2	
	老人看護論		2	
	老人看護展開論Ⅰ		2	
	看護管理論		2	
	看護管理展開論		2	
	精神看護ケア研究		2	
	老人看護ケア研究		2	
	がん看護ケア研究		2	
	小児看護ケア研究		2	
	慢性看護ケア研究		2	
	クリティカルケア研究		2	
	臨床看護管理研究		2	
	臨床看護教育研究		2	
	母性・助産看護ケア研究		2	
	地域ケア研究		2	
	学校保健研究		2	
	家族ケア研究		2	
	在宅ケア研究		2	
	保健学研究		2	

＜養護教諭＞

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
養護に関する科目	臨床倫理		1	選択科目から２４単位以上選択必修
	看護マネジメント論		2	
	看護理論と実践		2	
	看護学基盤論		2	
	看護研究と実践		2	
	看護倫理		2	
	看護サービス管理論		2	
	フィジカルアセスメント特論		2	
	病態生理学		2	
	臨床薬理学		2	
	こころの発達		2	
	看護教育論Ⅰ		1	
	看護教育論Ⅱ		1	
	看護教育学専門演習		3	
	看護教育学研究方法Ⅰ		3	
	看護教育学研究方法Ⅱ		3	
	データ分析方法論Ⅰ		2	
	疫学研究方法論		1	
	看護学の動向と展望		2	
	最新専門看護実践講座Ⅰ		1	
	最新専門看護実践講座Ⅱ		1	
	看護理論と研究Ⅰ		2	
	看護理論と研究Ⅱ		2	
	がん看護論		2	
	がん看護方法論Ⅰ		2	
	慢性看護論		2	
	慢性看護方法論Ⅰ		2	
	クリティカルケア看護論Ⅰ		2	
	クリティカルケア看護方法論Ⅰ		2	
	小児看護論		2	
	小児看護方法論Ⅰ		2	
	精神看護対象論		2	
	精神看護方法論Ⅰ		2	
	家族看護対象論		2	
	家族看護方法論Ⅰ		2	
	地域看護論		2	
	地域看護展開論		2	
	在宅看護論		2	
	在宅看護展開論Ⅰ		2	
	老人看護論		2	
	老人看護展開論Ⅰ		2	
	看護管理論		2	
	看護管理展開論		2	
	精神看護ケア研究		2	
	老人看護ケア研究		2	
	がん看護ケア研究		2	
	小児看護ケア研究		2	
	慢性看護ケア研究		2	
	クリティカルケア研究		2	
	臨床看護管理研究		2	
	臨床看護教育研究		2	
	母性・助産看護ケア研究		2	
	地域ケア研究		2	
	学校保健研究		2	
	家族ケア研究		2	
	在宅ケア研究		2	
	保健学研究		2	
	地域保健学専門演習		3	
	地域保健学研究方法Ⅰ		3	
	地域保健学研究方法Ⅱ		3	

人間生活学研究科　博士前期課程　（英語・領域教育コース）

(1)免許状の種類及び教科

免許状の種類		教科の種類
中学校教諭	専修免許状	英語
高等学校教諭	専修免許状	英語

(2)授業科目及び修得単位数

＜中学校教諭（英語）＞

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
教科に関する科目	英語学特論Ⅰ		2	これらより16単位以上選択必修
	英語学特論Ⅱ		2	
	英語教育学特論Ⅰ		2	
	英語教育学特論Ⅱ		2	
	英語圏文学特論Ⅰ		2	
	英語圏文学特論Ⅱ		2	
	英語圏文化特論Ⅰ		2	
	英語圏文化特論Ⅱ		2	
	異文化理解特論		2	
	英語言語文化論特論Ⅰ		2	
	英語言語文化論特論Ⅱ		2	
	英語教育実践研究Ⅰ	4		
	英語教育実践研究Ⅱ	4		

＜高等学校教諭（英語）＞

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
教科に関する科目	英語学特論Ⅰ		2	これらより16単位以上選択必修
	英語学特論Ⅱ		2	
	英語教育学特論Ⅰ		2	
	英語教育学特論Ⅱ		2	
	英語圏文学特論Ⅰ		2	
	英語圏文学特論Ⅱ		2	
	英語圏文化特論Ⅰ		2	
	英語圏文化特論Ⅱ		2	
	異文化理解特論		2	
	英語言語文化論特論Ⅰ		2	
	英語言語文化論特論Ⅱ		2	
	英語教育実践研究Ⅰ	4		
	英語教育実践研究Ⅱ	4		

人間生活学研究科　博士前期課程　（栄養・領域教育コース）

(1)免許状の種類及び教科

免許状の種類		教科の種類
栄養教諭	専修免許状	―

(2)授業科目及び修得単位数

＜栄養教諭＞

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数 必修	単位数 選択	履修方法
栄養に係る教育に関する科目	食品生化学特論		2	これらより20単位以上選択必修
	食品製造学特論		2	
	食物科学論		2	
	食物科学実践演習		2	
	栄養学特論		2	
	臨床栄養学特論		2	
	健康動態論		2	
	栄養疫学論		2	
	栄養・生活特論Ⅰ		2	
	栄養・生活特論Ⅱ		2	
	栄養・生活統計論		2	
	環境生態論		2	
	食生活論Ⅰ		2	これらより4単位以上選択必修
	食生活論Ⅱ		2	
	食生活論演習		2	

５　高知県立大学大学院学位規程

（目的）
第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令９号）第１３条第１項の規定により、高知県立大学大学院（以下「本大学院」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。
（学位）
第２条　本大学院において授与する学位及び学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科名	授与する学位名（専攻分野の名称）
看護学研究科	
博士前期課程	修士（看護学）
博士後期課程	博士（看護学）
博士課程	博士（看護学）
人間生活学研究科	
博士前期課程	修士（生活科学） 修士（社会福祉学） 修士（学術）
博士後期課程	博士（生活科学） 博士（社会福祉学） 博士（学術）

２　共同災害看護学専攻を修了した者の学位記には、災害看護グローバルリーダー養成プログラム（Disaster Nursing Global Leader）を修了したことを付記する。
３　看護学専攻博士後期課程において「災害・国際看護学分野」を専攻し、修了に必要な単位を履修し、さらに、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学及び日本赤十字看護大学の５大学院によるコンソーシアム科目１０単位以上を履修した者の学位記には、災害看護グローバルリーダー養成プログラム（Disaster Nursing Global Leader）を修了したことを付記する。
（学位授与の要件）
第３条　学位の授与は、高知県立大学大学院学則の定めるところにより、本大学院の各課程を修了した者に対し行う。
２　本大学院各課程の修了認定は、当該研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。
３　本条第１項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ博士後期課程または博士課程を修了したものと同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。
４　共同災害看護学専攻の学位審査に関することは別に定める。
（名誉博士の称号の授与）
第４条　研究、教育、その他社会に対する貢献が顕著であると本大学院が認める者に対して、名誉博士の称号を授与することができる。
２　名誉博士の学位については別に定める。
（学位論文の提出）
第５条　修士論文及び博士論文は、在学期間中に各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、別に定める要件を満たす者は、博士論文を提出することができる。ただし、この場合、論文は、学長に提出するものとする。
３　前項の規定より、博士論文を提出しようとする者は、まず、博士論文第一次審査に合格しなければならない。
（論文の受理及び審査の付託）
第６条　各研究科長は、前条第１項の規定により学位論文を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を付託するものとする。
２　前条第２項による論文については、学長が、当該研究科委員会にその審査を付託するものとする。
（修士論文審査及び最終試験）
第７条　前条の規定により修士論文の審査の付託を受けた研究科委員会は、修士学位審査委員会を設け、その審査を委託する。
２　修士学位審査委員会は、前項の規定により、研究科委員会の委託を受けて、別に定める審査基準に基づ

き、修士論文の審査及び最終試験を行う。
３　前項に定める最終試験は、修士論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆記により行う。
４　修士学位審査委員会は、前二項の規程によって行われた修士論文の審査及び最終試験の合否について審議し、その可否について決議する。
５　修士学位審査委員会は、構成員の３分の２以上の出席によって開会し、その議事は出席者の３分の２以上の同意をもって決するものとする。このとき、休職中の者、職務免除中の者、及び外国出張中の者は算定すべき構成員数には加えないものとする。
６　修士学位審査委員会は本条第４項の定めるところによって出された修士論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に文書で報告しなければならない。
７　修士論文の審査は、審査を受ける者の在学期間中に行うものとする。
８　本条各項に定めるもののほか、修士論文の審査及び最終試験に必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。
（博士論文第一次審査）
第８条　本規程第６条各項の規定により、博士論文の審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文毎に博士論文審査委員会を設け、博士論文の第一次審査を委託する。
２　博士論文審査委員会は、前項の規程により、研究科委員会の委託を受けて、別に定める審査基準に基づき、博士論文の第一次審査を行う。
３　研究科委員会は、博士論文の第一次審査にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を博士論文審査委員会の委員に加えることができる。
４　博士論文審査委員会は、構成員全員の出席によって開会し、その議事は出席者の３分の２以上の同意をもって決するものとする。このとき、休職中の者、職務免除中の者、及び外国出張中の者は算定すべき構成員数には加えないものとする。
５　博士論文審査委員会は、前項の定めるところによって出された博士論文の第一次審査の結果を研究科長に文書で報告しなければならない。
６　研究科長は、前項の規定により博士論文の第一次審査の結果を受理したときには、その結果を当該学生及び研究科委員会に報告しなければならない。
（博士論文審査委員会）
第９条　博士論文審査委員会の委員は、３名以上５名以内とし、原則として、研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。
２　本条各項に定めるもののほか、博士論文審査委員会の運営等に必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。
（博士論文審査及び最終試験）
第１０条　本規程第８条の規定により博士論文第一次審査に合格した者は、博士論文審査及び最終試験の申請を研究科長に行うことができる。
２　研究科長は、前項の規定により博士論文審査及び最終試験の申請を受理したときは、当該博士学位審査委員会にその審査及び試験を委託するものとする。
３　博士学位審査委員会は、前条の規定により、研究科委員会の委託を受けて、別に定める審査基準に基づき、博士論文の審査及び最終試験を行う。
４　前項に定める最終試験は、博士論文を中心として、これに関連ある事項について口頭又は筆記により行う。
５　博士学位審査委員会は、前二項の規定によって行われた博士論文の審査及び最終試験の合否について審議し、その可否について決議する。
６　博士学位審査委員会は、構成員の３分の２以上の出席によって開会し、その議事は出席者の３分の２以上の同意をもって決するものとする。このとき、休職中の者、職務免除中の者、及び外国出張中の者は算定すべき構成員数には加えないものとする。
７　博士学位審査委員会は前項の定めるところによって出された博士論文の審査及び最終試験の結果を研究科長に文書で報告しなければならない。
８　博士論文の審査は、論文受理後１年以内に行うものとする。
９　本条各項に定めるもののほか、博士論文の審査及び最終試験に必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。
（学位審査委員会）
第１１条　学位審査委員会の委員は、３名以上５名以内とし、原則として、研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。
２　研究科委員会は、博士論文の審査及び最終試験にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を博士学位審査委員会の委員に加えることができる。

３　本条各項に定めるもののほか、学位審査委員会の運営等に必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

（学位授与の決定）

第１２条　各研究科委員会は、本規程第７条第６項及び第１０条第７項の規定による報告に基づき、学位授与の可否について審議し、決議する。

（学長への報告）

第１３条　研究科長は、前条による修士若しくは博士の学位授与の可否についての決議の結果を学長に文書で報告しなければならない。

（学位の授与）

第１４条　学長は、前条の報告に基づき、課程の修了の認定又は学位授与資格の認定を行い、学位を授与すべき者には、学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を通知するものとする。

２　学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

（論文要旨等の公表）

第１５条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３箇月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨を公表する。

（学位論文の公表）

第１６条　博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から１年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、授与以前にインターネットの利用により公表した場合にはその必要はない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を受けて当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用による公表とすることができる。この場合において、本学は、当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　前２項の規定により公表する場合は、本学において審査された学位論文であることを明記しなければならない。

（学位の名称の使用）

第１７条　学位を受けた者が、学位の名称を用いるときは、学位の名称に「高知県立大学」と付記しなければならない。

（学位授与の取り消し）

第１８条　学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき又は不正な方法により学位の授与を受けたことが判明したときは、学長は、当該学位の授与に係る研究科の研究科委員会及び高知県立大学教育研究審議会（以下「審議会」という。）の議決を経て、その学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

２　前項の決議は、研究科委員会及び審議会において、それぞれ出席した委員の４分の３以上の賛成によるものとする。

（学位記の再交付）

第１９条　学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明らかにし、学長に願い出なければならない。

（雑則）

第２０条　この規程に定めるもののほか、学位に関して必要な事項は、各研究科委員会の議を経て学長が定める。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２３日改正）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１月２８日改正）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

ただし、改正後の第１５条及び第１６条の規定は、平成２５年４月１日以降に授与される学位に係る学位論文について適用し、同日前に授与された場合には、なお従前の例による。

２　平成２６年４月１日から施行する高知県立大学大学院学則附則第４項の規定により存続する健康生活科学研究科において授与する学位については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成２７年１月２７日改正）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

ただし、改正後の第５条第２項の規定は、本規程施行日以前に退学した者についても適用する。

附　則（平成２８年３月３日改正）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この規程は、平成２８年度以降の入学生に適用し、それ以前の入学生は従前の例による。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式

６　高知県立大学大学院学修評価規程

（趣旨）

第１条　この規程は、高知県立大学大学院看護学研究科規程第８条第３項及び高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第８条第３項に定める学修の評価に関して必要な事項を定める。

（学修評価の方法）

第２条　学修の評価は、試験、研究報告等により、判定した成績により行うものとする。

（学修評価を受ける資格）

第３条　学修の評価を受ける資格は、当該科目につき実施授業時間数の３分の２以上の出席をもって与えられる。

（成績の表記）

第４条　成績は、100点を満点とした得点で表記する。

２　成績を得点によらないで表記する場合は、秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とする。

３　前２項によらず、各研究科が認めた授業科目の成績表記は、合格又は不合格とすることができる。

（単位修得の認定）

第５条　成績表記が60点以上（可以上）又は合格の場合に所定の単位を与える。ただし、高知県立大学学則第17条第１項各号のいずれかに該当する学生の授業料未納期間の単位の認定は、留保する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行し、平成27年度以降の入学生に適用する。

７　高知県立大学大学院研究科委員会規程

（趣旨）
第１条　この規程は、高知県立大学大学院学則第３４条第２項にもとづき、研究科の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものする。
（組織）
第２条　大学院の各研究科に研究科委員会を置く。
２　研究科委員会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。
（１）博士後期課程及び博士課程の専任教授
（２）各研究科の研究科長（以下「研究科長」という）が推薦し、学長が必要と認めて指名する者
（審議事項）
第３条　研究科委員会は、以下の各号に定める事項について審議する。
（１）研究科の学生の研究指導、学位授与、学修等に関する事項
（２）研究科の教育の内容・方法等、教育のあり方に関する事項
（３）研究科の学生の入学等、学生の身分に関する事項
（４）研究科の学生の教育・生活等への支援に関する事項
（５）研究科における研究及び地域貢献等に関する事項
（６）研究科の教員の人事に関する事項
（７）研究科長の選考に関する事項
（８）その他、研究科及び研究科委員会の運営等に関して必要な事項
（研究科委員会の運営）
第４条　研究科委員会は、研究科長が招集しその議長となる。
２　研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が定めた順序による教授がその職務を代行する。
３　研究科委員会において審議される議題は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の３日前までに構成員に通知しなければならない。
４　研究科委員会は、その構成員の３分の２以上が出席しなければ、開会することができない。
ただし、委任状の提出があったときは、委任状を提出した者の出席があったものとみなす。
５　研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
６　研究科委員会が特に重要と認めた事項については、前項の規定にかかわらず、出席者の３分の２以上の同意をもって決する。
（拡大研究科委員会の設置）
第５条　研究科長は、大学院の各研究科に拡大研究科委員会を置くことができる。
２　拡大研究科委員会は、各研究科の専任教員をもって構成する。
３　第3条に規定する事項について研究科の専任教員全員に協議が必要なときは、研究科長は、拡大研究科委員会を開催する。
（事務）
第６条　研究科委員会及び拡大研究科委員会に関する事務は、教務支援部において処理する。
（各種委員会等の設置及び委員の選任）
第７条　研究科長は、次の各号の場合に、研究科に所属する専任教員のうちから、研究科委員会の議を経て必要な委員を選任する。
（１）高知県立大学の各機関の運営等に関して、当該機関の長の求めがあったとき（第１号委員）
（２）本大学院の運営等に関して、他の研究科長の求めがあったとき（第２号委員）
（３）研究科の運営等に関して、必要な事項を検討するための委員会を設置したとき（第３号委員）
（４）その他、研究科委員会が必要と認めたとき（第４号委員）
２　前項第３号に定める委員会（総称して「各種委員会」という。）について必要な事項は、研究科委員会が別に定める。
（細則への委任）
第８条　この規程に定めるもののほか、各研究科委員会及び各拡大研究科委員会の運営に関して必要な事項は、各研究科委員会の議を経て、当該研究科長が定める。

附　則（平成25年10月22日制定）

（施行期日）
１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
２　看護学研究科委員会規程及び人間生活学研究科委員会規程は、廃止する。

附　則

この規程は、令和２年２月20日から施行する。

（1）審査基準

高知県立大学大学院看護学研究科及び人間生活学研究科の学位審査に関する審査基準は、以下のとおりとする。（高知県立大学大学院看護学研究科博士前期課程学位審査及び授与に関する細則第６条及び第 12 条・高知県立大学大学院看護学研究科博士後期課程学位審査及び授与に関する細則第６条、第 10 条及び第 13 条・高知県立大学大学院人間生活学研究科修士学位審査及び授与に関する細則第６条及び第 12 条・高知県立大学大学院人間生活学研究科博士学位審査及び授与に関する細則第６条、第 10 条及び第 13 条　関係）

看護学研究科　博士前期課程

＜研究計画＞

１．修士論文研究計画書に必要な事項が述べられていること。
２．看護学に対して、当該研究の意義が明確であること。
３．研究の目的や目標が明確であること。
４．研究に必要な文献検討がされていること。
５．研究方法が適切であること。
６．研究の方法と対象に関して、倫理的配慮がされていること。

＜修士論文＞

１．研究に必要な文献検討を行った上で、研究テーマが設定されている。
２．看護学における、研究の意義が明確に示されている。
３．研究目的を明らかにするための研究方法が適切に示されている。
４．研究結果に基づき、論文全体として論理性・一貫性のある論旨が展開されている。
５．研究全過程において倫理的配慮が十分なされている。
６．研究成果の発展性が示されている。

看護学研究科　博士後期課程

＜研究計画＞

１．研究テーマが妥当で重要性があること。
２．問題意識が明確であること。
３．研究目的や目標が明確で適切であること。
４．看護学に対して、当該研究の意義・貢献が明確であること。
５．国内外および関連ある他の学問領域の文献により研究テーマに関する概念や知識が十分に検討され、研究との関連性や重要性が明示されていること。
６．研究方法が適切かつ妥当性があり、データ収集方法、データ分析方法などが明示されていること
７．研究全過程において倫理的配慮が十分されていること。

＜博士論文＞

１．国内外及び関連ある他の学問領域の文献により、研究テーマに関する概念や知識が十分に精査、検討され、研究との関連性や重要性が明示されている。
２．看護学における研究の意義・貢献が明確に示されている。

3．研究目的を明らかにするための適切で妥当な研究方法が示されている。
4．研究結果に基づき、論文全体として、論理性・一貫性・明確性のある論旨が展開されている。
5．研究全過程において倫理的配慮が十分なされている。
6．研究成果の独創性・新規性・発展性が示されている。

人間生活学研究科　博士前期課程

＜研究計画＞

1．専攻領域における研究の意義が明確に示されていること。
2．研究の目的が明確であること。
3．研究に必要な文献検討がされていること。
4．研究方法が適切であること。
5．研究の実施に際して、倫理的配慮がなされていること。

＜修士論文＞

1．研究に必要な文献検討を行った上で、研究テーマが設定されている。
2．専攻領域における研究の意義が明確に示されている。
3．研究目的が明確であり、研究目的を達成するための研究方法が適切に示されている。
4．研究結果に基づき、論文全体として論理性・一貫性のある論旨が展開されている。
5．研究の実施に際して十分な倫理的配慮がなされている。
6．研究成果に発展性がある。

人間生活学研究科　博士後期課程

＜研究計画＞

1．国内外および関連ある他の学問領域の文献により、研究テーマに関する概念や知識が検討され、研究との関連性や重要性が明示されていること。
2．研究の目的が明確であり、専攻領域における研究の意義・貢献が示されていること。
3．研究方法が適切かつ妥当であること。
4．研究の実施に際して、倫理的配慮がなされていること。

＜博士論文＞

1．国内外及び関連ある他の学問領域の文献により、研究テーマに関する概念や知識が十分に精査、検討され、研究との関連性や重要性が明示されている。
2．専攻領域における研究の意義・貢献が明確に示されている。
3．研究目的が明確であり、研究目的を達成するための適切で妥当な研究方法が示されている。
4．研究結果に基づき、論文全体として、論理性・一貫性・明確性のある論旨が展開されている。
5．研究全過程において倫理的配慮が十分なされている。
6．研究成果に独創性・新規性・発展性がある。

（２）看護学研究科

１）高知県立大学大学院看護学研究科規程

（趣旨）
第１条　この規程は、高知県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第3条第2項の規定に基づき、高知県立大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
（課程）
第２条　本研究科の課程は、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程とする。
（研究科の目的）
第３条　本研究科は、人間の存在と生命の尊厳に基づいて、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学の学術基盤を充実・発展させ、さらに革新することに寄与できる高度な教育・研究・実践能力を養うことを目的とする。
２　博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度な専門的実践能力と看護学分野における研究能力を養うことを目的とする。
３　博士後期課程は、看護学の学術的基盤を発展させるために看護学に関する学術と研究を国際的・学際的に推進し、その深奥を究め、創造的に自立して研究活動を行う高度な専門的能力を養うことを目的とする。
４　博士課程は、豊かなそして高度な看護学の専門知識を培い、学際的・国際的でグローバルな見識に基づいた研究を発展させ、特に災害看護学に関してその深奥を極め、人間の安全保障の進展に寄与することを目的とする。
（専攻及び入学定員等）
第４条　本研究科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	２０人	４０人
		博士後期課程	６人	１８人
	共同災害看護学専攻	博士課程	※１	※２

備考：※１　令和３年度から学生募集を停止
※２　令和２年３月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
（教育課程及び履修方法）
第５条　本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
２　博士前期課程の授業科目は、共通科目及び領域専門科目に区分する。
３　博士後期課程の授業科目は、専攻共通科目、専攻専門科目及び研究支援科目に区分する。
４　博士課程の授業科目は、災害看護学の基盤を支える科目群、災害看護学の専門科目群、インデペンデント学修科目群及び災害看護学研究支援科目群に区分する。
５　授業科目及び単位数、並びに履修方法は、博士前期課程は別表１、博士後期課程は別表２、博士課程は別表３にそれぞれ掲げるとおりとする。
６　前項に定めるほか、授業科目の履修年次及び科目の選択にあたっては、原則として履修モデルに従うものとする。
７　本学大学院学則第２９条に規定する教員免許取得については、必要な事項を別に定める。
８　履修登録及びその変更は、所定の期間内に行わなければならない。
（担当教員）
第６条　本研究科における授業は、本学専任の教員又は本研究科が適当と認めた非常勤講師が担当するものとする。
（指導教員）
第７条　高知県立大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、学生ごとに主研究指導教員及び副研究指導教員を定める。
（単位の計算方法）
第７条の２　単位の計算については、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により行う。

（１）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。
（３）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって１単位とする。
２　前項の規定にかかわらず、論文指導、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（考査及び単位認定）
第８条　各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告等により、当該授業科目の担当教員が行う。
２　前項の試験は、各学期の終わりに行うほか、臨時に行うことができる。
３　前２項に定めるもののほか、学修の評価に関する事項は、高知県立大学大学院学修評価規程の定めるところによる。
（他の大学院等における科目の履修）
第９条　本研究科において教育上有益と認める時は、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）との協議に基づき、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。
２　学生は、前項の規定に基づく授業科目の履修を希望する時は、研究科委員会の議を経て、その許可を受けなければならない。
３　第１項の規定により学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、本規程第１５条第１項から第３項までに規定する単位に充当することができる。
（他の大学院等における研究指導）
第１０条　本研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究機関等（外国の研究機関を含む。）との協議に基づき、当該他の大学院又は研究機関等において必要な研究指導を受けさせることができる。研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。ただし、博士課程においては、２年を超えないものとする。
２　学生は、前項の規定に基づく研究指導を希望する時は、研究科委員会の議を経て、その許可を受けなければならない。
３　第１項の規定により学生が受けた研究指導は、本規程第１５条第１項から第３項までに規定する研究指導の一部とすることができる。
（留　学）
第１１条　本研究科の学生が大学院学則第１２条の規定に基づき外国の大学院へ留学する場合の取り扱いについては、本規程第９条及び第１０条の規定を準用する。
２　前項における留学の期間は、１年を限度とする。ただし、博士課程においては、２年を限度とする。
（転学及び転研究科）
第１２条　本研究科の学生が他の大学院への転学を志願する場合又は他の大学院から本研究科への転学を志願する学生がある場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。
２　前項の規定により他の大学院から転学を志願する者は、所属大学長又は研究科長の推薦状を付して、学長に転学願を提出しなければならない。
３　学内で他の研究科から本研究科への転出（以下、「転研究科」という。）を志願する学生がある場合は、学長は、転出元の研究科及び本研究科双方の研究科委員会の議を経て、転研究科を許可することができる。
４　前項の規定により、転研究科を許可された学生が、転出元の研究科において修得した単位は、本規程第１５条第１項から第３項までに規定する単位に充当することができる。
（入学前の既修得単位）
第１３条　本研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第１５条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本研究科において履修したものと認定し、本規程第１５条第１項から第３項までに規定する単位に充当することができる。
（他の大学院において修得した単位の認定）
第１４条　本規程第９条及び第１３条の規定に基づき、入学前後を含めて、他の大学院において修得した単位の内、本研究科において履修したものと認定し、本規程第１５条第１項から第３項までに規定する単位に充当することができる単位は、合計１５単位を越えないものとする。ただし、高知県立大学大学院（以下「本大学院」という。）の他の研究科において履修した単位数は、この限りではない。
２　前項に基づく単位の認定は、研究科委員会において審議し、決定する。
（課程修了の要件）
第１５条　博士前期課程修了の要件は、本研究科に２年以上在学し、本規程の定めるところに従って３０単

位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
２　博士後期課程修了の要件は、本研究科に３年以上在学し、本規程の定めるところに従って１６単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
３　博士課程修了の要件は、本研究科に５年以上在学し、本規程の定めるところに従って５０単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
４　第１項の場合において、研究科の目的に応じ、研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文審査に代えることができるものとする。
５　修士論文の審査及び博士論文の審査並びに最終試験は、本大学院学位規程の定めるところにより、学位審査委員会がこれを行うものとする。
６　第１項から第３項までの規定にかかわらず、優れた業績を上げたものと学長が認める者の在学期間に関しては、本研究科博士前期課程及び博士後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。ただし、博士後期課程においては、博士前期課程を含め大学院の在学期間は通算して３年以上でなければならない。また、本研究科博士課程においては、大学院の在学期間は通算して３年以上でなければならない。

（科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講生及び特別研究学生の入学時期）

第１６条　大学院学則第１０章に定める科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、研究生及び特別研究学生については、特別の事情があるときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学期の中途においても入学を認めることができる。

（教員組織）

第１７条　本研究科博士前期課程、博士後期課程の教員組織は、原則として、本研究科の基礎となる本学学部等の専任教員をもって構成する。
２　本研究科博士課程の教員組織は、本学学部等の専任教員と本研究科の専任教員をもって構成する。

（研究科長）

第１８条　本研究科に研究科長を置く。
２　研究科長の選出方法、任期については別に定める。

（研究科委員会）

第１９条　大学院学則第３４条第１項の規定により、本研究科に研究科委員会を置く。
２　研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。
３　研究科委員会に関する事務は、教務支援部において処理する。

（雑則）

第２０条　この規程に定めるもののほか、研究科の運営に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１０月２２日改正）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１月２８日改正）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１月２７日改正）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１月７日改正）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１６日改正）

（施行期日）

1　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　平成２９年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規程別表にかかわらず、なお従前の例　による。

附　則（平成30年２月22日改正）

（施行期日）
1　この規程は、平成30年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　平成29年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規程別表にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成31年１月31日改正）

（施行期日）
1　この規程は、平成31年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　平成30年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規程別表にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　平成31年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規程別表にかかわらず、なお従前の例による。
3　この規程別表による授業科目の読替えについては、看護学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、令和３年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　令和２年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規程別表にかかわらず、なお従前の例による。
3　この規程別表による授業科目の読替えについては、看護学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、令和４年４月１日から施行し、第７条の２並びに第８条第２項及び第３項については、平成27年度以降の入学生に適用する。
（経過措置）
2　令和３年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の規程別表にかかわらず、なお従前の例による。
3　この規程別表による授業科目の読替えについては、看護学研究科委員会の議を経て学長が決定する。

別表１（第５条関係）看護学研究科博士前期課程授業科目表
別表２（第５条関係）看護学研究科博士後期課程授業科目表
別表３（第５条関係）看護学研究科博士課程共同災害看護学専攻授業科目表

看護学研究科　看護学専攻　博士前期課程　授業科目表

（令和４年４月１日施行）

別表1（看護学研究科規程第５条関係）

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
共通科目	大学院共通科目	研究と倫理		1	
		教育学特論		1	
		教育心理学特論		1	
		ジェンダー論		1	
		臨床倫理		1	
		グローバルヘルス論		1	
		ケア論		1	
		看護マネジメント論		2	
	専攻共通科目	看護理論と実践		2	
		看護学基盤論		2	
		看護研究と実践		2	
		看護倫理		2	
		看護サービス管理論		2	
		看護コンサルテーション論		1	
		フィジカルアセスメント特論		2	
		病態生理学		2	
		臨床薬理学		2	
		こころの発達		2	
		データ分析方法論Ⅰ		2	
		看護教育論Ⅰ		1	
		看護教育論Ⅱ		1	
		看護教育学専門演習		3	
		看護教育学研究方法Ⅰ		3	
		看護教育学研究方法Ⅱ		3	
		疫学研究方法論		1	
		保健医療政策と経済Ⅰ		1	
		保健医療政策と経済Ⅱ		1	
		看護学の動向と展望		2	
		最新専門看護実践講座Ⅰ		1	
		最新専門看護実践講座Ⅱ		1	
		インディペンデントスタディ		1	
領域専門科目	共創看護学領域	看護理論と研究Ⅰ		2	
		看護理論と研究Ⅱ		2	
		学際的研究方法		2	
		データ分析方法論Ⅱ		2	
		看護学英語		2	
		共創看護学セミナー		2	
		バイオメトリクス看護学演習		2	
		看護学研究方法ⅠA		2	
		看護学研究方法ⅠB		2	
		看護学研究方法ⅡA		6	
		看護学研究方法ⅡB		6	
	がん看護学領域	がん看護論		2	
		緩和ケア特論		2	
		がん看護方法論Ⅰ		2	
		がん看護方法論Ⅱ		1	
		がん看護方法論Ⅲ		1	
		がん病態生理学		2	
		がん診断治療学		1	
		がん薬理学		1	
		がん看護課題研究		2	
		がん看護学実践演習Ⅰ		2	
		がん看護学実践演習Ⅱ		2	
		がん看護学実践演習Ⅲ		2	
		がん看護学実践演習Ⅳ		2	
		がん看護学実践演習Ⅴ		2	
		成人看護学研究方法Ⅰ		2	※
		成人看護学研究方法Ⅱ		6	※
	慢性看護学領域	慢性看護論		2	
		慢性看護対象論		2	
		慢性看護方法論Ⅰ		2	
		慢性看護方法論Ⅱ		2	
		慢性疾患診断治療学Ⅰ		1	
		慢性疾患診断治療学Ⅱ		1	
		慢性看護課題研究		2	
		慢性看護学実践演習Ⅰ		2	
		慢性看護学実践演習Ⅱ		2	
		慢性看護学実践演習Ⅲ		2	
		慢性看護学実践演習Ⅳ		2	
		慢性看護学実践演習Ⅴ		2	
		成人看護学研究方法Ⅰ		2	※
		成人看護学研究方法Ⅱ		6	※
	クリティカルケア看護学領域	クリティカルケア看護論Ⅰ		2	
		クリティカルケア看護論Ⅱ		2	
		クリティカルケア看護方法論Ⅰ		2	
		クリティカルケア看護方法論Ⅱ		2	
		クリティカルケア看護方法論Ⅲ		2	
		クリティカルケア看護方法論Ⅳ		2	
		クリティカルケア診断治療学Ⅰ		1	
		クリティカルケア診断治療学Ⅱ		1	
		クリティカルケア看護課題研究		2	
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅰ		2	
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅱ		2	
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅲ		2	
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅳ		2	
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅴ		2	

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
領域専門科目	母性看護学領域	女性健康看護論		2	
		女性健康支援論		2	
		子育て包括ケアシステム論		1	
		女性の健康危機マネジメント論		1	
		母性看護フィールド演習Ⅰ		1	
		母性看護フィールド演習Ⅱ		1	
		母性看護学研究方法Ⅰ		2	
		母性看護学研究方法Ⅱ		6	
	小児看護学領域	小児看護論		2	
		小児看護対象論		2	
		小児看護方法論Ⅰ		2	
		小児看護方法論Ⅱ		2	
		小児診断治療学Ⅰ		1	
		小児診断治療学Ⅱ		1	
		小児看護課題研究		2	
		小児看護学実践演習Ⅰ		2	
		小児看護学実践演習Ⅱ		2	
		小児看護学実践演習Ⅲ		2	
		小児看護学実践演習Ⅳ		2	
		小児看護学実践演習Ⅴ		2	
		小児看護学研究方法Ⅰ		2	
		小児看護学研究方法Ⅱ		6	
	老人看護学領域	老人看護論		2	
		老人看護対象論		2	
		老人看護方法論		1	
		老人ケアシステム論		2	
		老人看護展開論Ⅰ		2	
		老人看護展開論Ⅱ		2	
		老年病診断治療学Ⅰ		1	
		老年病診断治療学Ⅱ		1	
		老人看護課題研究		2	
		老人看護学実践演習Ⅰ		2	
		老人看護学実践演習Ⅱ		2	
		老人看護学実践演習Ⅲ		2	
		老人看護学実践演習Ⅳ		2	
		老人看護学実践演習Ⅴ		2	
	精神看護学領域	精神看護論		2	
		精神看護対象論		2	
		精神看護方法論Ⅰ		1	
		精神看護方法論Ⅱ		1	
		精神看護展開論Ⅰ		2	
		精神看護展開論Ⅱ		2	
		精神看護展開論Ⅲ		2	
		精神看護展開論Ⅳ		2	
		精神診断治療学Ⅰ		1	
		精神診断治療学Ⅱ		1	
		精神看護課題研究		2	
		精神看護学実践演習Ⅰ		2	
		精神看護学実践演習Ⅱ		2	
		精神看護学実践演習Ⅲ		2	
		精神看護学実践演習Ⅳ		2	
		精神看護学実践演習Ⅴ		2	
	家族看護学領域	家族看護論		2	
		家族看護対象論		2	
		家族看護方法論Ⅰ		2	
		家族看護方法論Ⅱ		2	
		家族看護実践論Ⅰ		2	
		家族看護実践論Ⅱ		2	
		家族療法		2	
		家族ケアの開発		1	
		家族看護課題研究		2	
		家族看護学実践演習Ⅰ		2	
		家族看護学実践演習Ⅱ		2	
		家族看護学実践演習Ⅲ		2	
		家族看護学実践演習Ⅳ		2	
		家族看護学実践演習Ⅴ		2	
		家族看護学研究方法Ⅰ		2	
		家族看護学研究方法Ⅱ		6	
	在宅看護学領域	在宅看護論		1	
		在宅看護方法論Ⅰ		2	
		在宅看護方法論Ⅱ		1	
		在宅看護方法論Ⅲ		1	
		在宅ケアシステム論		2	
		在宅看護展開論Ⅰ		2	
		在宅看護展開論Ⅱ		2	
		在宅療養診断治療学Ⅰ		1	
		在宅療養診断治療学Ⅱ		1	
		在宅リエゾン看護論		2	
		在宅リエゾン看護演習		1	
		在宅看護課題研究		2	
		在宅看護学実践演習Ⅰ		2	
		在宅看護学実践演習Ⅱ		2	
		在宅看護学実践演習Ⅲ		2	
		在宅看護学実践演習Ⅳ		2	
		在宅看護学実践演習Ⅴ		2	

看護学研究科　看護学専攻　博士前期課程　授業科目表

別表1（看護学研究科規程第５条関係）

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	備考
領域専門科目	地域看護学領域	地域看護論		2	
		地域ケアシステム論		2	
		地域看護展開論		2	
		地域看護課題研究		2	
		地域フィールド演習Ⅰ		2	
		地域フィールド演習Ⅱ		2	
		地域看護学研究方法Ⅰ		2	
		地域看護学研究方法Ⅱ		6	
	災害・国際看護学領域	災害看護論		2	
		グローバル社会看護論		2	
		災害・国際看護方法論		2	
		感染症看護セミナー		1	
		環境衛生看護セミナー		1	
		共生社会看護セミナー		1	
		人道支援看護セミナー		1	
		災害看護管理セミナー		1	
		災害看護活動論（準備期）		2	
		環境防災学		1	
		災害・国際看護学研究方法Ⅰ		2	
		災害・国際看護学研究方法Ⅱ		6	
	看護管理学領域	看護管理論		2	
		システム経営管理論		2	
		看護管理展開論		2	
		看護管理の動向と展望		2	
		看護管理課題研究		2	
		看護管理学実践演習Ⅰ		2	
		看護管理学実践演習Ⅱ		2	
		看護管理学実践演習Ⅲ		2	
		看護管理学研究方法Ⅰ		2	
		看護管理学研究方法Ⅱ		6	
	臨床看護学領域	精神看護ケア研究		2	
		老人看護ケア研究		2	
		がん看護ケア研究		2	
		小児看護ケア研究		2	
		慢性看護ケア研究		2	
		クリティカルケア研究		2	
		臨床看護管理研究		2	
		臨床看護教育研究		2	
		母性・助産看護ケア研究		2	
		臨床看護学専門演習		3	
		臨床看護学研究方法Ⅰ		3	
		臨床看護学研究方法Ⅱ		3	
	地域保健学領域	地域ケア研究		2	
		学校保健研究		2	
		家族ケア研究		2	
		在宅ケア研究		2	
		保健学研究		2	
		災害・国際看護ケア研究		2	
		地域保健学専門演習		3	
		地域保健学研究方法Ⅰ		3	
		地域保健学研究方法Ⅱ		3	

備考
※「成人看護学研究方法Ⅰ」及び「成人看護学研究方法Ⅱ」は、がん看護学領域及び慢性看護学領域の領域共通専門科目である。

令和4年度 看護学研究科博士前期課程　高度実践看護師コース履修モデル

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	開講時期		がん看護学	慢性看護学	クリティカルケア看護学	小児看護学	老人看護学	精神看護学	家族看護学	在宅看護学
共通科目	大学院共通科目	研究と倫理		1	1,2	通								
		教育学特論		1	1,2	(R5)通								
		教育心理学特論		1	1,2	R4通								
		ジェンダー論		1	1,2	(R5)通								
		臨床倫理		1	1	前								
		グローバルヘルス論		1	1,2	通								
		ケア論		1	1,2	通								
		看護マネジメント論		2	1	前								
	専攻共通科目	看護理論と実践	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護学基盤論		2	1	前								
		看護研究と実践	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護倫理	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護サービス管理論	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護コンサルテーション論		1	1	後								
		フィジカルアセスメント特論	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		病態生理学	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		臨床薬理学	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		こころの発達		2	1	前				◎				
		データ分析方法論Ⅰ		2	1	前								
		看護教育論Ⅰ		1	1	通								
		看護教育論Ⅱ		1	1	通								
		看護教育学専門演習		3	1,2	後								
		看護教育学研究方法Ⅰ		3	1	後								
		看護教育学研究方法Ⅱ		3	2	通								
		疫学研究方法論		1	1,2	通								
		保健医療政策と経済Ⅰ		1	1	通								
		保健医療政策と経済Ⅱ		1	1	通		◎			◎	◎	◎	◎
		看護学の動向と展望		2	1	通								
		最新専門看護実践講座Ⅰ		1	1,2	通								
		最新専門看護実践講座Ⅱ		1	1,2	通								
		インディペンデントスタディ		1	1	後								
領域専門科目	がん看護学領域	がん看護論	2		1	前	◎							
		緩和ケア特論	2		1	後	◎							
		がん看護方法論Ⅰ	2		1	後	◎							
		がん看護方法論Ⅱ	1		2	前	◎							
		がん看護方法論Ⅲ	1		2	前	◎							
		がん病態生理学	2		1	後	◎							
		がん診断治療学	1		2	R4後	◎							
		がん薬理学	1		1	(R5)後	◎							
		がん看護課題研究	2		2	後	◎							
		がん看護学実践演習Ⅰ	2		1	後	◎							
		がん看護学実践演習Ⅱ	2		2	前	◎							
		がん看護学実践演習Ⅲ	2		2	前	◎							
		がん看護学実践演習Ⅳ	2		2	前後	◎							
		がん看護学実践演習Ⅴ	2		2	後	◎							
	慢性看護学領域	慢性看護論	2		1	前		◎						
		慢性看護対象論	2		1	後		◎						
		慢性看護方法論Ⅰ	2		1	後		◎						
		慢性看護方法論Ⅱ	2		2	前		◎						
		慢性疾患診断治療学Ⅰ	1		2	R4後		◎						
		慢性疾患診断治療学Ⅱ	1		1	(R5)前		◎						
		慢性看護課題研究	2		2	後		◎						
		慢性看護学実践演習Ⅰ	2		1	前		◎						
		慢性看護学実践演習Ⅱ	2		2	前		◎						
		慢性看護学実践演習Ⅲ	2		1	後		◎						
		慢性看護学実践演習Ⅳ	2		2	前		◎						
		慢性看護学実践演習Ⅴ	2		2	後		◎						
	クリティカルケア看護学領域	クリティカルケア看護論Ⅰ	2		1	前			◎					
		クリティカルケア看護論Ⅱ	2		1	後			◎					
		クリティカルケア看護方法論Ⅰ	2		1	後			◎					
		クリティカルケア看護方法論Ⅱ	2		2	前			◎					
		クリティカルケア看護方法論Ⅲ	2		1	後			◎					
		クリティカルケア看護方法論Ⅳ	2		2	前			◎					
		クリティカルケア診断治療学Ⅰ	1		1	(R5)前			◎					
		クリティカルケア診断治療学Ⅱ	1		2	R4前			◎					
		クリティカルケア看護課題研究	2		2	後			◎					
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅰ	2		1	後			◎					
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅱ	2		2	前			◎					
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅲ	2		2	前			◎					
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅳ	2		1	後			◎					
		クリティカルケア看護学実践演習Ⅴ	2		2	後			◎					
	小児看護学領域	小児看護論	2		1	前				◎				
		小児看護対象論	2		1	前				◎				
		小児看護方法論Ⅰ	2		1	後				◎				
		小児看護方法論Ⅱ	2		2	前				◎				
		小児診断治療学Ⅰ	1		2	R4後				◎				
		小児診断治療学Ⅱ	1		1	(R5)後				◎				
		小児看護課題研究	2		2	後				◎				
		小児看護学実践演習Ⅰ	2		1	後				◎				
		小児看護学実践演習Ⅱ	2		2	前				◎				
		小児看護学実践演習Ⅲ	2		2	前				◎				
		小児看護学実践演習Ⅳ	2		1	後				◎				
		小児看護学実践演習Ⅴ	2		2	後				◎				

令和4年度 看護学研究科博士前期課程　高度実践看護師コース履修モデル

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	開講時期		がん看護学	慢性看護学	クリティカルケア看護学	小児看護学	老人看護学	精神看護学	家族看護学	在宅看護学
領域専門科目	老人看護学領域	老人看護論	2		1	前					◎			
		老人看護対象論	2		1	後					◎			
		老人看護方法論	1		2	前					◎			
		老人ケアシステム論	2		2	前					◎			
		老人看護展開論Ⅰ	2		1	後					◎			
		老人看護展開論Ⅱ	2		1	後					◎			
		老年病診断治療学Ⅰ	1		2	R4後					◎			
		老年病診断治療学Ⅱ	1		1	(R5)前					◎			
		老人看護課題研究	2		2	通					◎			
		老人看護学実践演習Ⅰ	2		1	前					◎			
		老人看護学実践演習Ⅱ	2		1	後					◎			
		老人看護学実践演習Ⅲ	2		2	前					◎			
		老人看護学実践演習Ⅳ	2		2	前					◎			
		老人看護学実践演習Ⅴ	2		2	後					◎			
	精神看護学領域	精神看護論	2		1	後						◎		
		精神看護対象論	2		1	前						◎		
		精神看護方法論Ⅰ	1		1	後						◎		
		精神看護方法論Ⅱ	1		2	前						◎		
		精神看護展開論Ⅰ		2	2	前						▽		
		精神看護展開論Ⅱ		2	2	前						▽		
		精神看護展開論Ⅲ		2	2	前						▽		
		精神看護展開論Ⅳ		2	2	前						▽		
		精神診断治療学Ⅰ	1		1	(R5)後						◎		
		精神診断治療学Ⅱ	1		2	R4後						◎		
		精神看護課題研究	2		2	通						◎		
		精神看護学実践演習Ⅰ	2		1	後						◎		
		精神看護学実践演習Ⅱ	2		1	後						◎		
		精神看護学実践演習Ⅲ	2		2	前						◎		
		精神看護学実践演習Ⅳ	2		2	前						◎		
		精神看護学実践演習Ⅴ	2		2	後						◎		
	家族看護学領域	家族看護論	2		1	前							◎	
		家族看護対象論	2		1	後							◎	
		家族看護方法論Ⅰ	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		家族看護方法論Ⅱ	2		1	後	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		家族看護実践論Ⅰ		2	2	前							◆	
		家族看護実践論Ⅱ		2	2	前							◆	
		家族療法	2		1	R4後						◎	◎	
		家族ケアの開発	1		2	前							◎	
		家族看護課題研究	2		2	後							◎	
		家族看護学実践演習Ⅰ	2		1	後							◎	
		家族看護学実践演習Ⅱ	2		1	後							◎	
		家族看護学実践演習Ⅲ	2		2	前							◎	
		家族看護学実践演習Ⅳ	2		2	前							◎	
		家族看護学実践演習Ⅴ	2		2	後							◎	
	在宅看護学領域	在宅看護論	1		1	前								◎
		在宅看護方法論Ⅰ	2		1	後								◎
		在宅看護方法論Ⅱ	1		1	前		◎					◎	◎
		在宅看護方法論Ⅲ	1		2	前								◎
		在宅ケアシステム論	2		2	前								◎
		在宅看護展開論Ⅰ	2		1	後								◎
		在宅看護展開論Ⅱ	2		1	後								◎
		在宅療養診断治療学Ⅰ	1		2	R4前								◎
		在宅療養診断治療学Ⅱ	1		1	(R5)前								◎
		在宅リエゾン看護論		2	1,2	通	※	※	※	◇	※	※	※	◇
		在宅リエゾン看護演習		1	1,2	通	※	※	※	◇	※	※	※	◇
		在宅看護課題研究	2		2	通								◎
		在宅看護学実践演習Ⅰ	2		1	後								◎
		在宅看護学実践演習Ⅱ	2		1	後								◎
		在宅看護学実践演習Ⅲ	2		2	前								◎
		在宅看護学実践演習Ⅳ	2		2	前								◎
		在宅看護学実践演習Ⅴ	2		2	後								◎
		災害看護活動論（準備期）		2	1,2	通	※	※	※	※	※	※	※	※

注2 参照（家族看護学領域）

注1 参照（家族看護学領域）

2年次で履修（慢性看護学）

2年次で履修（家族看護学）

注3 参照（小児看護学・在宅看護学）

モデルに示された◎は必修科目。※は他領域の専門科目から自由に選択できる科目。

注1:◆の科目はどちらかを選択して履修する。　注2:▽の科目は、1科目選択して履修する。

注3:◇の科目のいずれかを選択することが望ましい。

令和4年度 看護学研究科博士前期課程　研究コース履修モデル

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	開講時期		共創看護学	成人看護学 がん看護学	成人看護学 慢性看護学	母性看護学	小児看護学	家族看護学	地域看護学	災害・国際看護学	看護管理学
共通科目	大学院共通科目	研究と倫理		1	1,2	通									
		教育学特論		1	1,2	(R5)通									
		教育心理学特論		1	1,2	R4通									
		ジェンダー論		1	1,2	(R5)通									
		臨床倫理		1	1	前									
		グローバルヘルス論		1	1,2	通								◎	
		ケア論		1	1,2	通									
		看護マネジメント論		2	1	前									
	専攻共通科目	看護理論と実践	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護学基盤論		2	1	前									
		看護研究と実践	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護倫理	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護サービス管理論		2	1	前		◎	◎						
		看護コンサルテーション論		1	1	後									
		フィジカルアセスメント特論		2	1	前									
		病態生理学		2	1	前									
		臨床薬理学		2	1	前									
		こころの発達		2	1	前					◎				
		データ分析方法論Ⅰ	2		1	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護教育論Ⅰ		1	1	通		◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		看護教育論Ⅱ		1	1	通		◇	◇	◇	◇	◇	◇		
		看護教育学専門演習		3	1,2	後									
		看護教育学研究方法Ⅰ		3	2	前									
		看護教育学研究方法Ⅱ		3	2	後									
		疫学研究方法論		1	1,2	通	◎						◎	◎	
		保健医療政策と経済Ⅰ		1	1	通									
		保健医療政策と経済Ⅱ		1	1	通							◎		
		看護学の動向と展望		2	1	通									
		最新専門看護実践講座Ⅰ		1	1,2	通									
		最新専門看護実践講座Ⅱ		1	1,2	通									
		インディペンデントスタディ		1	1	後									
領域専門科目	共創看護学領域	看護理論と研究Ⅰ	2		1	後	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		看護理論と研究Ⅱ	2		2	前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		学際的研究方法	2		1	前	◎								
		データ分析方法論Ⅱ	2		1	後	◎								
		看護学英語	2		1	後	◎								
		共創看護学セミナー		2	1	後	○								
		バイオメトリクス看護学演習		2	1	後	●								
		看護学研究方法ⅠA		2	2	前	●								
		看護学研究方法ⅠB		2	2	前	○								
		看護学研究方法ⅡA		6	2	通	●								
		看護学研究方法ⅡB		6	2	通	○								
	がん看護学領域	がん看護論	2		1	前		◎							
		緩和ケア特論		2	1	後									
		がん看護方法論Ⅰ	2		1	後		◎							
		がん看護方法論Ⅱ		1	2	前									
		がん看護方法論Ⅲ		1	2	前									
		がん病態生理学		2	1	後									
		がん診断治療学		1	2	R4後									
		がん薬理学		1	1	(R5)後									
		がん看護課題研究		2	2	後									
		がん看護学実践演習Ⅰ		2	1	後		◇							
		がん看護学実践演習Ⅱ		2	2	前									
		がん看護学実践演習Ⅲ		2	2	前									
		がん看護学実践演習Ⅳ		2	2	前後		◇							
		がん看護学実践演習Ⅴ		2	2	後		◇							
		成人看護学研究方法Ⅰ	2		1	後		◎							
		成人看護学研究方法Ⅱ	6		2	通		◎							
	慢性看護学領域	慢性看護論	2		1	前			◎						
		慢性看護対象論		2	1	後									
		慢性看護方法論Ⅰ	2		1	後			◎						
		慢性看護方法論Ⅱ		2	2	前									
		慢性疾患診断治療学Ⅰ		1	2	R4後									
		慢性疾患診断治療学Ⅱ		1	1	(R5)前									
		慢性看護課題研究		2	2	後									
		慢性看護学実践演習Ⅰ		2	1	前			◇						
		慢性看護学実践演習Ⅱ		2	2	前			◇						
		慢性看護学実践演習Ⅲ		2	1	後									
		慢性看護学実践演習Ⅳ		2	2	前			◇						
		慢性看護学実践演習Ⅴ		2	2	後									
		成人看護学研究方法Ⅰ	2		1	後			◎						
		成人看護学研究方法Ⅱ	6		2	通			◎						
	母性看護学領域	女性健康看護論	2		1	前				◎					
		女性健康支援論	2		1	後				◎					
		子育て包括ケアシステム論		1	1	後									
		女性の健康危機マネジメント論		1	1	後									
		母性看護フィールド演習Ⅰ		1	1	後									
		母性看護フィールド演習Ⅱ		1	2	前									
		母性看護学研究方法Ⅰ	2		1	後				◎					
		母性看護学研究方法Ⅱ	6		2	通				◎					
	小児看護学領域	小児看護論	2		1	前					◎				
		小児看護対象論		2	1	前									
		小児看護方法論Ⅰ	2		1	後					◎				
		小児看護方法論Ⅱ		2	2	前									
		小児診断治療学Ⅰ		1	2	R4後									
		小児診断治療学Ⅱ		1	1	(R5)後									
		小児看護課題研究		2	2	後									
		小児看護学実践演習Ⅰ		2	1	後					◇				
		小児看護学実践演習Ⅱ		2	2	前									
		小児看護学実践演習Ⅲ		2	2	前									
		小児看護学実践演習Ⅳ		2	1	後					◇				
		小児看護学実践演習Ⅴ		2	2	後									
		小児看護学研究方法Ⅰ	2		1	後					◎				
		小児看護学研究方法Ⅱ	6		2	通					◎				

＊注2参照

＊注3参照

令和4年度 看護学研究科博士前期課程　研究コース履修モデル

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	開講時期		共創看護学	成人看護学 がん看護学	成人看護学 慢性看護学	母性看護学	小児看護学	家族看護学	地域看護学	災害・国際看護学	看護管理学
領域専門科目	家族看護学領域	家族看護論	2		1	前						◎			
		家族看護対象論	2		1	後						◎			
		家族看護方法論Ⅰ		2	1	前	◎	◇	◇	◎	◎		◎	◎	◎
		家族看護方法論Ⅱ		2	1	後		◇	◇		◎				
		家族看護実践論Ⅰ		2	2	前									
		家族看護実践論Ⅱ		2	2	前									
		家族療法		2	1	R4後									
		家族ケアの開発	1		2	前						◎			
		家族看護課題研究		2	2	後									
		家族看護学実践演習Ⅰ		2	1	後						◇			
		家族看護学実践演習Ⅱ		2	1	後									
		家族看護学実践演習Ⅲ		2	2	前									
		家族看護学実践演習Ⅳ		2	2	前						◇			
		家族看護学実践演習Ⅴ		2	2	後									
		家族看護学研究方法Ⅰ	2		1	後						◎			
		家族看護学研究方法Ⅱ	6		2	通						◎			
	地域看護学領域	地域看護論	2		1	前							◎		
		地域ケアシステム論		2	2	前									
		地域看護展開論	2		1	後							◎		
		地域看護課題研究		2	2	後									
		地域フィールド演習Ⅰ		2	1	後							◇		
		地域フィールド演習Ⅱ		2	2	後							◇		
		地域看護学研究方法Ⅰ	2		1	後							◎		
		地域看護学研究方法Ⅱ	6		2	通							◎		
	災害・国際看護学領域	災害看護論	2		1	前								◎	
		グローバル社会看護論	2		1	後								◎	
		災害・国際看護方法論	2		1	後								◎	
		感染症看護セミナー		1	1	後								◇	
		環境衛生看護セミナー		1	2	前								◇	
		共生社会看護セミナー		1	1	前								◇	
		人道支援看護セミナー		1	2	前								◇	
		災害看護管理セミナー		1	2	前								◇	
		災害看護活動論（準備期）		2	1,2	通	※	※	※	※	※	※	※	■	※
		環境防災学		1	1,2	通								■	
		災害・国際看護学研究方法Ⅰ	2		1	通								◎	
		災害・国際看護学研究方法Ⅱ	6		2	通								◎	
	看護管理学領域	看護管理論	2		1	前									◎
		システム経営管理論	2		1	前									◎
		看護管理展開論	2		1	後									◎
		看護管理の動向と展望	2		1	前									◎
		看護管理課題研究		2	2	後									
		看護管理学実践演習Ⅰ		2	1	後									◆
		看護管理学実践演習Ⅱ		2	2	前									
		看護管理学実践演習Ⅲ		2	2	後									
		看護管理学研究方法Ⅰ		2	1	後									◆
		看護管理学研究方法Ⅱ		6	2	通									
	他領域	クリティカルケア看護論Ⅰ		2	1	前		※	※						
		クリティカルケア看護論Ⅱ		2	1	後		※	※						
		クリティカルケア看護方法論Ⅰ		2	1	後		※	※						
		在宅看護方法論Ⅱ		1	2	前							※		
		在宅リエゾン看護論		2	1,2	通	※	※	※	※	◇	※	※	※	※
		在宅リエゾン看護演習		1	1,2	通	※	※	※	※	◇	※	※	※	※

＊注2参照

＊注4参照

＊注1参照

モデルに示された◎は必修科目。※は他領域の専門科目から自由に選択できる科目。

注1：◆はどちらかを選択して履修する。

注2：◇の科目のいずれかを選択することが望ましい。

注3：●の3科目もしくは〇の3科目のどちらかを必修科目とする。

注4：■はコンソーシアム科目。

令和4年度 看護学研究科博士前期課程　実践リーダーコース履修モデル

区分		授業科目	単位数 必修	単位数 選択	開講時期		臨床看護学 臨床看護	地域保健学 地域保健
共通科目	大学院共通科目	研究と倫理		1	1,2	通		
		教育学特論		1	1,2	(R5)通		
		教育心理学特論		1	1,2	R4通		
		ジェンダー論		1	1,2	(R5)通		
		臨床倫理	1		1	前	◎	◎
		グローバルヘルス論		1	1,2	通		
		ケア論		1	1,2	通		
		看護マネジメント論	2		1	前	◎	◎
	専攻共通科目	看護理論と実践		2	1	前		
		看護学基盤論	2		1	前	◎	◎
		看護研究と実践		2	1	前		
		看護倫理		2	1	前		
		看護サービス管理論		2	1	前		
		看護コンサルテーション論		1	1	後		
		フィジカルアセスメント特論		2	1	前		
		病態生理学		2	1	前		
		臨床薬理学		2	1	前		
		こころの発達		2	1	前		
		データ分析方法論Ⅰ		2	1	前		
		看護教育論Ⅰ		1	1	通	□	□
		看護教育論Ⅱ		1	1	通	□	□
		看護教育学専門演習		3	1,2	後	● ＊注3参	● ＊注3参
		看護教育学研究方法Ⅰ		3	2	前	●	●
		看護教育学研究方法Ⅱ		3	2	後	●	●
		疫学研究方法論		1	1,2	通	□ ＊注1参照	□ ＊注1参照
		保健医療政策と経済Ⅰ		1	1	通	□	□
		保健医療政策と経済Ⅱ		1	1	通	□	□
		看護学の動向と展望		2	1	通	□	□
		最新専門看護実践講座Ⅰ		1	1,2	通		
		最新専門看護実践講座Ⅱ		1	1,2	通		
		インディペンデントスタディ		1	1	後		
領域専門科目	臨床看護学領域	精神看護ケア研究		2	1,2	後	△	△
		老人看護ケア研究		2	1,2	後	△	△
		がん看護ケア研究		2	1,2	後	△	△
		小児看護ケア研究		2	1,2	後	△ ＊注2参照	△ ＊注2参照
		慢性看護ケア研究		2	1,2	後	△	△
		クリティカルケア研究		2	1,2	後	△	△
		臨床看護管理研究		2	1,2	後	△	△
		臨床看護教育研究		2	1,2	後	△	△
		母性・助産看護ケア研究		2	1,2	後	△	△
		臨床看護学専門演習		3	1,2	後	○ ＊注3参照	
		臨床看護学研究方法Ⅰ		3	2	前	○	
		臨床看護学研究方法Ⅱ		3	2	後	○	
	地域保健学領域	地域ケア研究		2	1,2	後	△	△
		学校保健研究		2	1,2	後	△	△
		家族ケア研究		2	1,2	後	△	△
		在宅ケア研究		2	1,2	後	△	△
		保健学研究		2	1,2	後	△	△
		災害・国際看護ケア研究		2	1,2	後	△	△
		地域保健学専門演習		3	1,2	後		○ ＊注3参照
		地域保健学研究方法Ⅰ		3	2	前		○
		地域保健学研究方法Ⅱ		3	2	後		○
	他領域	在宅リエゾン看護論		2	1,2	通	△	△
		在宅リエゾン看護演習		1	1,2	通	△	△
		災害看護活動論(準備期)		2	1,2	通	△	△

①養護教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状(看護)の取得、②教員派遣制度による、履修モデルは別に定める。

モデルに示された◎は必修科目。

注1:□の科目の中から6単位以上選択すること。

注2:△の科目の中から10単位以上選択すること。それ以外の科目は自由選択。

なお、地域保健学領域では、地域保健学領域専門科目より2単位以上選択すること。

注3:●の3科目もしくは○の3科目のどちらかを必修科目とする。

看護学研究科　看護学専攻　博士後期課程　授業科目表

（令和３年４月１日施行）

別表２（看護学研究科規程第５条関係）

区分	授業科目名	単位	
		必修	選択
専攻共通科目	理論看護学Ⅰ	2	
	理論看護学Ⅱ		2
	看護学研究方法Ⅰ	2	
	看護学研究方法Ⅱ		2
	看護倫理学		2
	イノベーション看護学		2
	国際看護学		1
	医学研究方法論		1
	インディペンデントスタディ		1
	プロフェッショナルライティング		2
専攻専門科目	共創看護学Ⅰ		2
	共創看護学Ⅱ		2
	がん看護学Ⅰ		2
	がん看護学Ⅱ		2
	成人看護学Ⅰ		2
	成人看護学Ⅱ		2
	小児看護学Ⅰ		2
	小児看護学Ⅱ		2
	老人看護学Ⅰ		2
	老人看護学Ⅱ		2
	精神看護学Ⅰ		2
	精神看護学Ⅱ		2
	家族看護学Ⅰ		2
	家族看護学Ⅱ		2
	在宅看護学Ⅰ		2
	在宅看護学Ⅱ		2
	地域看護学Ⅰ		2
	地域看護学Ⅱ		2
	学校保健学Ⅰ		2
	学校保健学Ⅱ		2
	災害・国際看護学Ⅰ		2
	災害・国際看護学Ⅱ		2
	看護病態生理学Ⅰ		2
	看護病態生理学Ⅱ		2
	看護経営管理学Ⅰ		2
	看護経営管理学Ⅱ		2
研究支援科目	看護学特別研究Ⅰ	2	
	看護学特別研究Ⅱ	2	
	看護学特別研究Ⅲ	4	

○看護学研究科博士後期課程修了要件

16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。16単位以上の内訳は、専攻共通科目6単位以上、専攻専門科目2単位以上及び研究支援科目8単位とする。

令和4年度　看護学研究科看護学専攻博士後期課程　履修モデル

区分	授業科目名	単位		
		必修	選択	
博士前期課程	教育学特論		1	◇
	看護教育論Ⅰ		1	◇
専攻共通科目	理論看護学Ⅰ	2		◎
	理論看護学Ⅱ		2	
	看護学研究方法Ⅰ	2		◎
	看護学研究方法Ⅱ		2	
	看護倫理学		2	
	イノベーション看護学		2	
	国際看護学		1	
	医学研究方法論		1	
	インディペンデントスタディ		1	
	プロフェッショナルライティング		2	
専攻専門科目	共創看護学Ⅰ		2	
	共創看護学Ⅱ		2	
	がん看護学Ⅰ		2	
	がん看護学Ⅱ		2	
	成人看護学Ⅰ		2	
	成人看護学Ⅱ		2	
	小児看護学Ⅰ		2	
	小児看護学Ⅱ		2	
	老人看護学Ⅰ		2	
	老人看護学Ⅱ		2	
	精神看護学Ⅰ		2	
	精神看護学Ⅱ		2	
	家族看護学Ⅰ		2	
	家族看護学Ⅱ		2	
	在宅看護学Ⅰ		2	
	在宅看護学Ⅱ		2	
	地域看護学Ⅰ		2	
	地域看護学Ⅱ		2	
	学校保健学Ⅰ		2	
	学校保健学Ⅱ		2	
	災害・国際看護学Ⅰ		2	
	災害・国際看護学Ⅱ		2	
	看護病態生理学Ⅰ		2	
	看護病態生理学Ⅱ		2	
	看護経営管理学Ⅰ		2	
	看護経営管理学Ⅱ		2	
研究支援科目	看護学特別研究Ⅰ	2		◎
	看護学特別研究Ⅱ	2		◎
	看護学特別研究Ⅲ	4		◎

○看護学研究科博士後期課程修了要件
　16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。16単位以上の内訳は、専攻共通科目6単位以上、専攻専門科目2単位以上及び研究支援科目8単位とする。
◎は、必修科目を示し、修了要件の16単位に含まれる。
◇は、教育能力開発のために、指定された手続を経て履修できる博士前期課程の科目である。なお、これらの科目の単位は、修了要件の16単位には含まれないものとする。

看護学研究科　共同災害看護学専攻　博士課程　授業科目表

（平成31年４月１日施行）

別表３（看護学研究科規程第５条関係）

区分	授　業　科　目	開設大学	単位数	
			必修	選択
災害看護学の基盤を支える科目群	看護研究	東京医科歯科大学		1
	理論看護学	千葉大学		1
	危機管理論	兵庫県立大学		1
	環境防災学Ⅰ	高知県立大学		1
	環境防災学Ⅱ	千葉大学		1
	グローバルヘルス	東京医科歯科大学		1
	災害法制度と政策論	東京医科歯科大学		1
	専門職連携実践論	千葉大学		1
	災害時専門職連携演習（災害IP演習）	千葉大学		1
	災害医療学	日本赤十字看護大学		2
	災害心理学	兵庫県立大学		1
	災害と文化	千葉大学		1
	災害社会福祉学	高知県立大学		1
	Professional writing	高知県立大学		1
	Proposal writing　(Research proposal writing skill)	東京医科歯科大学		1
	Program writing　(Program proposal writhig skill)	兵庫県立大学		1
災害看護学の専門科目群	災害看護学総論	兵庫県立大学		2
	災害看護活動論Ⅰ（急性期）	東京医科歯科大学		2
	災害看護活動論Ⅱ（亜急性期）	日本赤十字看護大学		2
	災害看護活動論Ⅲ（復旧・復興）	千葉大学		2
	災害看護活動論Ⅳ（備え）	高知県立大学		2
	災害看護グローバルコーディネーション論	日本赤十字看護大学		2
	災害看護リーダーシップ・管理論	高知県立大学		2
	災害看護倫理	兵庫県立大学		1
	災害看護理論構築	兵庫県立大学		2
	インターンシップⅠ	5大学(共同指導)		5
	インターンシップⅡ	5大学(共同指導)		5
インデペンデント学修科目群	災害看護ゼミナールA	高知県立大学		2
	災害看護ゼミナールB	兵庫県立大学		2
	災害看護ゼミナールC	東京医科歯科大学		2
	災害看護ゼミナールD	千葉大学		2
	災害看護ゼミナールE	日本赤十字看護大学		2
	インデペンデントスタディⅠ	5大学		1
	インデペンデントスタディⅡ	5大学		1
	インデペンデントスタディⅢ	５大学		1
	インデペンデントスタディⅣ	5大学		1
	インデペンデントスタディⅤ	５大学		1
災害看護学研究支援科目群	災害看護研究ゼミナール	5大学(共同指導)		5
	実践課題研究	5大学(共同指導)	5	
	災害看護研究デベロップメント	5大学(共同指導)	5	
	博士論文	5大学(共同指導)	5	

２）高知県立大学大学院看護学研究科博士前期課程学位審査及び授与に関する細則

（趣旨）

第１条　この細則は、高知県立大学大学院学位規程（以下「大学院学位規程」という。）第７条第８項の規定に基づき、高知県立大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）博士前期課程における学位の審査及び授与に関し必要な事項を定める。

２　この細則は、大学院学位規程第５条第１項に該当する者を対象とする。

（主研究指導教員）

第２条　学生は、修士論文の作成に必要な研究指導を受けるために、指導教員申請書（別紙様式１－１）を看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、高知県立大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、当該学生の主研究指導教員を決定する。

３　学生は、研究課題の変更等により、主研究指導教員の変更を希望する場合は、指導教員変更申請書（別紙様式１－２）を研究科長に提出するものとする。

４　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が許可することができる。

５　前項により変更を許可したときは、指導教員変更許可書（別紙様式１－３）を交付する。

（修士論文指導委員会）

第３条　主研究指導教員は、修士論文指導委員会を設置するために、指導委員会設置申請書（別紙様式２－１）を研究科長に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、修士論文指導教員を決定し、修士論文指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。

３　指導委員会は、本研究科の専任教員のうちから、主研究指導教員１名及び副研究指導教員２名以上をもって組織する。

４　研究課題の変更等により、指導委員会委員の変更を希望する場合は、主研究指導教員は、指導委員会変更申請書（別紙様式２－２）を研究科長に提出するものとする。

５　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することができる。

（研究計画書の提出）

第４条　修士の学位に関わる研究を行おうとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出し、研究計画の審査を受けなければならない。

（１）研究計画審査申請書（別紙様式３）　　１部

（２）研究計画書　　４部

２　前項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。

３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した提出期限までに研究計画書を提出できない場合には、延期願（別紙様式４－１）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。

４　いったん受理した研究計画書は、返付しない。

５　審査のため必要があるときは、研究科長が当該研究計画書の関係資料等の提出を求めることがある。

（研究計画書の様式・体裁）

第５条　研究計画書の体裁は次のとおりとする。

（１）　研究計画書は、Ａ４判、縦長、横書きとし、用紙の片面に記入するものとする。

（２）　研究計画書の体裁は、別紙様式５のとおりとする。

（研究計画の審査）

第６条　本細則第４条の規定に基づいて提出された研究計画は、研究科委員会の付託を受けて指導委員会が審査する。

２　研究計画の審査の日程等については、掲示又は書面をもって通知する。

３　研究計画の審査については、審査基準を別に定める。

４　指導委員会は、研究計画の審査を終了したときは、修士論文研究計画審査結果報告書（別紙様式６）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（研究倫理の審査）

第７条　前条の規定により研究計画の審査に合格した者のうち、高知県立大学研究倫理委員会規程第３条第２項に定める審査の対象となる研究を行おうとする者は、研究を開始する前に高知県立大学研究倫理委員会による審査において、研究の倫理に関する事項等について承認を得なければならない。

（中間報告会）

第８条　修士論文の審査を受けようとする者は、研究の進行状況に関して、所定の年度の中間報告会において報告しなければならない。

２　中間報告会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。
３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した日程で中間報告を行えない場合には、延期願（別紙様式４－２）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。

（論文の提出）

第９条　修士論文の審査を受けようとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

（１）修士論文審査申請書（別紙様式７）　　１部
（２）修士論文　　４部
（３）修士論文要旨（別紙様式８）　　１部

２　前項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。
３　いったん受理した修士論文は、返付しない。
４　審査のため必要があるときは、研究科長が当該論文の関係資料等の提出を求めることがある。

（論文の様式・体裁）

第１０条　修士論文の体裁は次のとおりとする。

（１）修士論文は、Ａ４判、縦長、横書きとし、用紙の片面に記入するものとする。
（２）修士論文の体裁は、別紙様式９のとおりとする。
（３）修士論文要旨は、別紙様式８に1000字程度に要約の上、記入するものとする。
（４）審査に合格した修士論文は、所定の表紙を用いて、１部を教務支援部へ提出するものとする。

（論文発表会）

第１１条　提出された修士論文は、当該年度の修士論文発表会において報告するものとする。
２　修士論文発表会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。

（論文審査及び最終試験）

第１２条　本細則第９条及び第１０条の規定に基づき提出された修士論文は、研究科委員会の付託を受けて、修士学位審査委員会（以下「学位審査委員会」という。）が審査する。
２　主研究指導教員は、学位審査委員会を設置するために、修士学位審査委員会設置申請書（別紙様式１０）を研究科長に提出しなければならない。
３　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、学位審査委員会を設置する。
４　学位審査委員会の委員は、主査１名（主研究指導教員）及び副査２名以上４名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。
５　研究科委員会は、修士論文の審査及び最終試験にあたって必要があるときは、他の大学院、研究所等の教員等を学位審査委員会の委員に加えることができる。
６　修士論文の審査については、審査基準を別に定める。

（審査結果の報告）

第１３条　学位審査委員会は、前項の規定に基づき行われた修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、修士論文審査結果報告書、最終試験審査結果報告書及び修士論文の修正に関する申請書（別紙様式１１、別紙様式１２及び別紙様式１３）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（学位授与の決定）

第１４条　研究科委員会は、前条の規定による報告に基づき修士（看護学）の学位授与の可否について審議し、学長が決定する。

附　則

この内規は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

別紙様式１－１　指導教員申請書
別紙様式１－２　指導教員変更申請書
別紙様式１－３　指導教員変更許可書
別紙様式２－１　指導委員会設置申請書
別紙様式２－２　指導委員会変更申請書
別紙様式３　研究計画審査申請書
別紙様式４－１　延期願（研究計画書提出）
別紙様式４－２　延期願（中間報告会）
別紙様式５　研究計画書の体裁
別紙様式６　修士論文研究計画審査結果報告書
別紙様式７　修士論文審査申請書
別紙様式８　修士論文要旨
別紙様式９　修士論文の体裁
別紙様式１０　修士学位審査委員会設置申請書
別紙様式１１　修士論文審査結果報告書
別紙様式１２　最終試験審査結果報告書
別紙様式１３　修士論文の修正に関する申請書

別紙様式１－１

指導教員申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の教員に主研究指導教員として指導を受けたいので、申請します。

記

主研究指導教員
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式１－２

指導教員変更申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、主研究指導教員を下記のとおり変更し、指導を受けたいので、申請します。

記

現主研究指導教員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新主研究指導教員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式３

研究計画審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の研究計画の審査を受けたいので、申請します。

記

研 究 計 画 書　　４部

主研究指導教員
氏　名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式４－１

延期願（研究計画書提出）

年　　月　　日

高知県立大学大学院看護学研究科長　様

看護学研究科　看護学専攻　博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究計画書を提出すべきですが、下記の事由により提出を６ヶ月延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

（　　）進捗遅延

（　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式４－２

延期願（中間報告会）

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

進捗状況を中間報告すべきですが、下記の事由により中間報告会を６ヶ月延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

（　　）進捗遅延

（　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式５

研究計画書の体裁

（イ）表　紙

令和＊＊年度　修士論文
研究計画書

題　名

学籍番号

氏　名

（ロ）目　次

目　次

○○○○○……1
○○○○○……7

（ハ）本　文

－頁　数－

別紙様式７

修士論文審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院看護学研究科長　様

看護学研究科　看護学専攻　博士前期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の修士論文の審査及び最終試験を受けたいので、申請します。

記

修　士　論　文　　４部
修 士 論 文 要 旨　　１部

主研究指導教員
氏　名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条

別紙様式８

修 士 論 文 要 旨

看護学専攻　博士前期課程 領域	学籍番号 氏　　名
論文題目	

主研究指導教員氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式９

修 士 論 文 の 体 裁

(イ)背表紙・表紙

題名 氏名 令和＊年度	令和**年度　高知県立大学大学院　修士論文 題　　名 題名（英語） 看護学研究科看護学専攻 博士前期課程 氏　　名

(ロ)タイトルページ

令和**年度　高知県立大学大学院　修士論文
題　　名
題名（英語）

看護学研究科看護学専攻
博士前期課程
学籍番号
氏　　名

指導教員　＊＊＊＊(准)教授

＊は２桁の場合は半角英数字。１桁は全角英数字

(ハ)日本語要旨

要旨
○○○○○○○○○○
○○○○○・・・・・

(ニ)目　次

目　次
○○○○○・・・・・１
○○○○○・・・・・２

(ホ)本　文

－頁数－

３）高知県立大学大学院看護学研究科博士後期課程学位審査及び授与に関する細則

（趣旨）

第１条　この細則は、高知県立大学大学院学位規程（以下「大学院学位規程」という。）第８条から第１１条までの規定に基づき、高知県立大学大学院看護学研究科（以下「本研究科」という。）博士後期課程における学位の審査及び授与に関し必要な事項を定める。

２　この細則は、大学院学位規程第５条第１項及び第２項に該当する者を対象とする。

（主研究指導教員）

第２条　学生は、博士論文の作成に必要な研究指導を受けるために、指導教員申請書（別紙様式１－１）を看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、高知県立大学大学院看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、当該学生の主研究指導教員を決定する。

３　学生は、研究課題の変更等により、主研究指導教員の変更を希望する場合は、指導教員変更申請書（別紙様式１－２）を研究科長に提出するものとする。

４　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が許可することができる。

５　前項により変更を許可したときは、指導教員変更許可書（別紙様式１－３）を交付する。

（博士論文指導委員会）

第３条　主研究指導教員は、博士論文指導委員会を設置するために、指導委員会設置申請書（別紙様式２－１）を研究科長に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、博士論文指導教員を決定し、博士論文指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。

３　指導委員会は、本研究科の専任教員のうちから、主研究指導教員１名及び副研究指導教員２名以上をもって組織する。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、本研究科の専任教員以外の者を委員として追加することができる。

４　研究科委員会は、博士論文の指導にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を指導委員会に加えることができる。

５　研究課題の変更等により、指導委員会委員の変更を希望する場合は、主研究指導教員は、指導委員会変更申請書（別紙様式２－２）を研究科長に提出するものとする。

６　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することができる。

（研究計画書の提出）

第４条　博士の学位に関わる研究を行おうとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出し、研究計画の審査を受けなければならない。

（１）研究計画審査申請書（別紙様式３）　　１部

（２）研究計画書　　４部

２　前項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。

３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した提出期限までに研究計画書を提出できない場合には、延期願（別紙様式４－１）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。

４　いったん受理した研究計画書は、返付しない。

５　審査のため必要があるときは、研究科長が当該研究計画書の関係資料等の提出を求めることがある。

（研究計画書の様式・体裁）

第５条　研究計画書の体裁は次のとおりとする。

（１）研究計画書は、Ａ４判、縦長、横書きとし、用紙の片面に記入するものとする。

（２）研究計画書の体裁は、別紙様式５のとおりとする。

（研究計画の審査）

第６条　本細則第４条の規定に基づいて提出された研究計画は、研究科委員会の付託を受けて指導委員会が審査する。

２　研究計画の審査の日程等については、掲示又は書面をもって通知する。

３　研究計画の審査については、審査基準を別に定める。

４　指導委員会は、研究計画の審査を終了したときは、博士論文研究計画審査結果報告書（別紙様式６）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（研究倫理の審査）

第７条　前条の規定により研究計画の審査に合格した者のうち、高知県立大学研究倫理委員会規程第３条第２項に定める審査の対象となる研究を行おうとする者は、研究を開始する前に高知県立大学研究倫理委員会による審査において、研究の倫理に関する事項等について承認を得なければならない。

（中間報告会）
第８条　本細則第６条及び第７条の要件を満たし、博士の学位に関わる研究を開始した者は、研究の進行状況に関して、所定の年度の中間報告会において報告しなければならない。
２　中間報告会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。
３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した日程で中間報告を行えない場合には、延期願（別紙様式４－２）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。
４　指導委員会は、中間報告会を開催したときは、博士論文中間報告会結果報告書（別紙様式７）を速やかに研究科長に提出しなければならない。
（論文第一次審査のための論文提出）
第９条　博士論文の第一次審査を受けようとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
（１）博士論文第一次審査申請書（別紙様式８）　１部
（２）第一次審査博士論文　４部
（３）第一次審査博士論文要旨（別紙様式９）　１部
（４）参考論文【※】
（５）参考論文が未出版の場合には、これを印刷公表することを予約した掲載承諾書又は出版契約書
（６）参考論文が共著の場合には、共著者の承諾書（承諾書が提出できない場合には、その理由書）
【※】参考論文とは、審査を経て学会誌等に発表した「学位論文の基礎となった、あるいは、関連したテーマに関する公表論文」を言う。
（７）剽窃等チェック確認書（別紙様式１０）
２　前項の書類を提出する者は、あらかじめ本研究科が定めた方法で、第一次審査博士論文の剽窃チェックを受けたものを提出しなければならない。
３　本条第１項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。
４　いったん受理した博士論文は、返付しない。
５　審査のため必要があるときは、研究科長が当該論文の関係資料等の提出を求めることがある。
６　大学院学位規程第５条第２項に該当する者は、本条第１項に掲げる書類のほかに高知県公立大学法人高知県立大学授業料等に関する規程に定められた学位論文審査手数料を添えて、研究科長に提出しなければならない。
（論文第一次審査）
第１０条　前条の規定に基づいて提出された第一次審査博士論文は、研究科委員会の付託を受けて、博士論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）が審査する。
２　論文審査委員会の委員は、主査１名（主研究指導教員）及び副査２名以上４名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。
３　研究科委員会は、第一次審査博士論文の審査にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を論文審査委員会の委員に加えることができる。
４　第一次審査博士論文の審査については、審査基準を別に定める。
５　論文審査委員会は、第一次審査博士論文の審査を終了したときは、博士論文第一次審査結果報告書（別紙様式１１）を速やかに研究科長に提出しなければならない。
（論文審査のための論文の提出）
第１１条　博士論文の審査を受けようとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
（１）博士論文審査申請書（別紙様式１２）　１部
（２）博士論文　５部
（３）博士論文要旨（日本語要旨　1200字程度）（別紙様式１３－１）１部
（英語要旨　600語程）（別紙様式１３－２）　１部
（４）第一次審査に提出した参考論文及びそれに関係する書類　１式
（５）剽窃等チェック確認書（別紙様式１０）
２　前項の書類を提出する者は、あらかじめ本研究科が定めた方法で、博士論文の剽窃チェックを受けたものを提出しなければならない。
３　本条第１項に定める博士論文の体裁は次のとおりとする。
（１）博士論文は、Ａ４判、縦長、横書きとし、用紙の片面に記入するものとする。
（２）博士論文の体裁は、別紙様式１４のとおりとする。
（３）博士論文要旨は、日本語要旨1200字程度、英語要旨600語程度で要約の上、記入するものとする。
４　本条第１項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。

５　いったん受理した博士論文は、返付しない。
６　審査のため必要があるときは、研究科長が当該論文の関係資料等の提出を求めることがある。
（公聴会）
第１２条　提出された博士論文は、博士論文の審査に先立って、公聴会においてその論文の発表を行うものとする。
２　公聴会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。
（論文審査及び最終試験）
第１３条　本細則第１１条の規定に基づき提出された博士論文は、研究科委員会の付託を受けて、博士学位審査委員会（以下「学位審査委員会」という。）が審査する。
２　主研究指導教員は、学位審査委員会を設置するために、博士学位審査委員会設置申請書（別紙様式１５）を研究科長に提出しなければならない。
３　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、学位審査委員会を設置する。
４　学位審査委員会の委員は、主査１名（主研究指導教員）及び副査２名以上４名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。
５　研究科委員会は、博士論文の審査及び最終試験にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を学位審査委員会の委員に加えることができる。
６　学位審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験を実施する。なお、博士論文の審査にあたっては、前条の規定に基づき行った公聴会の内容を参考にするものとする。
７　博士論文の審査については、審査基準を別に定める。
８　学位審査委員会は、前項の規定に基づき行われた博士論文の審査及び最終試験を終了したときは、博士論文審査結果報告書及び最終試験審査結果報告書（別紙様式１６及び別紙様式１７）を速やかに研究科長に提出しなければならない。
（学位授与の決定）
第１４条　研究科委員会は、前条第８項の規定による報告に基づき博士（看護学）の学位授与の可否について審議し、学長が決定する。
（論文の提出）
第１５条　前条により学位授与が決定した博士論文は、教務支援部へ提出するものとする。
２　前項に定める博士論文の体裁は次のとおりとする。
（１）博士論文は、Ａ４判、縦長、横書きとする。
（２）博士論文の体裁は、別紙様式１４のとおりとする。
（３）博士論文要旨は、日本語要旨1200字程度、英語要旨600語程度で要約の上、記入するものとする。
３　本条第１項に定める博士論文の提出期限及び提出方法は、掲示又は書面をもって通知する。
４　提出された博士論文は、返付しない。

附　則

この内規は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年１月27日改正）

この内規は、平成27年４月１日から施行する。
ただし、平成27年３月31日以前に退学した者は、改正後の第９条第５項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則（平成27年３月24日改正）

この内規は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月18日改正）

この内規は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成28年11月２日から施行する。

附　則

この内規は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

別紙様式１－１　　指導教員申請書
別紙様式１－２　　指導教員変更申請書
別紙様式１－３　　指導教員変更許可書
別紙様式２－１　　指導委員会設置申請書
別紙様式２－２　　指導委員会変更申請書
別紙様式３　　研究計画審査申請書
別紙様式４－１　　延期願（研究計画書提出）
別紙様式４－２　　延期願（中間報告会）
別紙様式５　　研究計画書の体裁
別紙様式６　　博士論文研究計画審査結果報告書
別紙様式７　　博士論文中間報告会結果報告書
別紙様式８　　博士論文第一次審査申請書
別紙様式９　　第一次審査博士論文要旨
別紙様式１０　　剽窃等チェック確認書
別紙様式１１　　博士論文第一次審査結果報告書
別紙様式１２　　博士論文審査申請書
別紙様式１３－１　博士論文要旨
別紙様式１３－２　博士論文要旨（英文）
別紙様式１４　　博士論文の体裁
別紙様式１５　　博士学位審査委員会設置申請書
別紙様式１６　　博士論文審査結果報告書
別紙様式１７　　最終試験審査結果報告書

別紙様式１－１

指導教員申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の教員に主研究指導教員として指導を受けたいので、申請します。

記

主研究指導教員
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式１－２

指導教員変更申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、主研究指導教員を下記のとおり変更し、指導を受けたいので、申請します。

記

現主研究指導教員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新主研究指導教員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式３

研究計画審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自署) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の研究計画の審査を受けたいので、申請します。

記

研 究 計 画 書　　４部

主研究指導教員
氏　名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式４－１

延期願（研究計画書提出）

年　　月　　日

高知県立大学大学院看護学研究科長　様

看護学研究科　看護学専攻　博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自署) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究計画書を提出すべきですが、下記の事由により提出を６ヶ月延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

（　　）進捗遅延

（　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名(自署) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式４－２

延期願（中間報告会）

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士 ＿＿ 期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自署) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

進捗状況を中間報告すべきですが、下記の事由により中間報告会を６ヶ月延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

（　　）進捗遅延

（　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名(自署) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式５

研究計画書の体裁

（イ）表　紙

令和＊＊年度　博士論文
研究計画書

題　名

学籍番号

氏　名

（ロ）目　次

目　次

○○○○○……1
○○○○○……7

（ハ）本　文

－頁　数－

別紙様式８

博士論文第一次審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士後期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の博士論文の第一次審査を受けたいので、申請します。

記

博 士 論 文　　４部
博士論文要旨　　１部

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院学位規程第５条

別紙様式９

第一次審査博士論文要旨

看護学専攻	学籍番号 氏　　名
論文題目	

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１０

剽窃等チェック確認書

（指導教員確認日）
年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

学位申請論文題目

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論文提出（予定）年月　＿＿＿＿年　　月

上記学位申請論文につきまして捏造・改ざん・剽窃はしておりません。

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学位申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者から提出された学位申請論文について、本学が定める剽窃チェックソフトを用いた確認の結果、剽窃とみなすべきものはないことを確認しました。

主研究指導教員
氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１２

博士論文審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士後期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の博士論文の審査及び最終試験を受けたいので、申請します。

記

博 士 論 文　　５部
博士論文要旨　　１部

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
　高知県立大学大学院学位規程第１０条

別紙様式１３－１

博 士 論 文 要 旨

看護学専攻	学籍番号 氏　　名
論文題目	

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１３－２

博 士 論 文 要 旨（英文）

看護学専攻	学籍番号 氏　　名
論文題目	

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１４

博 士 論 文 の 体 裁

（イ）表　　紙

題名　氏名　令和＊＊年度

令和＊＊年度　高知県立大学大学院　博士論文

題　　名（日本語）
題名（英語）

看護学研究科看護学専攻
博士後期課程

氏　　名

（ロ）タイトルページ

令和＊＊年度　高知県立大学大学院　博士論文

題　　名（日本語）
題名（英語）

看護学研究科看護学専攻
博士後期課程
学籍番号
氏　　名

指導教員　＊＊＊＊教授

（ハ）日本語要旨

論　文　要　旨
題　　名
氏　名

（ニ）英語要旨

Abstract
Title
Name

（ホ）目　　次

目　　次

○○○○○……1
○○○○○……7

（へ）本　　文

－頁　数－

（３）人間生活学研究科

１）高知県立大学大学院人間生活学研究科規程

（趣旨）
第１条　この規程は、高知県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第３条第２項の規定に基づき、高知県立大学大学院人間生活学研究科（以下「本研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
（課程）
第２条　本研究科の課程は、博士前期課程及び博士後期課程とする。
２　博士前期課程には、栄養・生活学領域、社会福祉学領域、文化学領域、英語・領域教育コース及び栄養・領域教育コースを置く。
３　博士後期課程には、栄養・生活学領域、社会福祉学領域及び文化学領域を置く。
（研究科の目的）
第３条　博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
２　博士後期課程は、人間生活に関する学術と研究を推進し、その深奥を究め、自立して創造的な研究活動を行う高度な専門的能力を養うことを目的とする。
（専攻及び入学定員等）
第４条　本研究科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
人間生活学研究科	人間生活学専攻	博士前期課程	１８人	３６人
		博士後期課程	３人	９人

（教育課程及び履修方法）
第５条　本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
２　博士前期課程の科目は、共通科目、専門科目及び研究指導科目に区分する。
３　博士後期課程の科目は、共通科目、専門科目及び研究指導科目に区分する。
４　授業科目及び単位数並びに履修方法は、博士前期課程は別表１－１から別表１－３まで、博士後期課程は別表２にそれぞれ掲げるとおりとする。
５　本学大学院学則第２９条に規定する教員免許取得については、必要な事項を別に定める。
６　履修登録及びその変更は、所定の期間内に行わなければならない。
（担当教員）
第６条　本研究科における授業は、本学専任の教員又は本研究科が適当と認めた非常勤講師が担当するものとする。ただし、本研究科において必要と認める場合は、この限りではない。
（研究指導教員）
第７条　本研究科における研究指導は、本学専任の教員が担当するものとする。ただし、本研究科において必要と認める場合は、この限りではない。
２　研究科委員会は、研究指導及び授業科目の履修に関する指導を行うために、学生ごとに主研究指導教員及び副研究指導教員を定める。
（単位の計算方法）
第７条の２　単位の計算については、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により行う。
（１）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって１単位とする。
（３）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準を考慮して定める時間の授業をもって１単位とする。
２　前項の規定にかかわらず、論文指導、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（考査及び単位認定）

第８条　各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告等により、当該授業科目の担当教員が行う。
２　前項の試験は、各学期の終わりに行うほか、臨時に行うことができる。
３　前２項に定めるもののほか、学修の評価に関する事項は、高知県立大学大学院学修評価規程の定めるところによる。
（他の大学院における科目の履修）
第９条　本研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）との協議に基づき、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。
２　学生は、前項の規定に基づく授業科目の履修を希望するときは、研究科委員会の議を経て、その許可を受けなければならない。
３　第１項の規定により学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、本規程第15条第1項及び第2項に規定する単位に充当することができる。
（他の大学院等における研究指導）
第１０条　本研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協議に基づき、当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。
２　学生は、前項の規定に基づく研究指導を希望するときは、研究科委員会の議を経て、その許可を受けなければならない。
３　第１項の規定により学生が受けた研究指導は、本規程第15条に規定する研究指導の一部とすることができる。
（留学）
第１１条　本研究科の学生が大学院学則第１２条の規定に基づき外国の大学院へ留学する場合の取り扱いについては、本規程第９条及び第１０条の規定を準用する。
２　前項における留学の期間は、１年を限度とする。
（転学及び転研究科）
第１２条　他の大学院への転学、又は他の大学院からの転学を志望する学生がある場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。
２　前項の規定により他の大学院からの転学を志望する者は、所属大学長又は研究科長の推薦状を付して、学長に転学願を提出しなければならない。
３　本研究科の学生が他の研究科への転研究科を志望する場合又は他の研究科から本研究科への転研究科を志望する学生がある場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。
４　前項の規定により、転研究科を許可された学生が、転出元の研究科において修得した単位は、本規程第１５条第１項から第２項までに規定する単位に充当することができる。
５　前項に規定するもののほか、転研究科に関して必要な事項は、別に定める。
（入学前の既修得単位）
第１３条　本研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を本研究科において履修したものと認定し、本規程第１５条第１項及び第２項に規定する単位に充当することができる。
（他の大学院において修得した単位および入学前の既修得単位の認定）
第１４条　本規程第９条及び第１３条の規定に基づき、入学前後を含めて、他の大学院において修得した単位のうち、本研究科において履修したものと認定し、本規程第１５条第１項に規定する単位に充当することができる単位は合計１０単位を、第１５条第２項に規定する単位に充当することができる単位は合計４単位を、それぞれ超えないものとする。ただし、高知県立大学大学院（以下「本大学院」という。）の他の研究科において履修した単位数及び本研究科において入学前に修得した単位数は、この限りではない。
２　前項に基づく単位の認定は、研究科委員会において審議し、決定する。
（課程修了の要件）
第１５条　博士前期課程修了の要件は、本研究科に２年以上在学し、本規程の定めるところに従って３０単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
２　博士後期課程修了の要件は、本研究科に３年以上在学し、本規程の定めるところに従って１６単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
３　第１項の場合において、研究科の目的に応じ、研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文審査に代えることができるものとする。
４　修士論文の審査及び博士論文の審査並びに最終試験は、本大学院学位規程の定めるところにより、学位審査委員会がこれを行うものとする。
５　前項の規定にかかわらず、優れた業績を上げたものと学長が認める者の在学期間に関しては、本研究科博士前期課程及び博士後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。ただし、博士後期課程において

は、博士前期課程を含め大学院の在学期間は通算して３年以上でなければならない。
（科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講生及び特別研究学生の入学時期）
第１６条　大学院学則第10章に定める科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、研究生及び特別研究学生については、特別の事情があるときは、学長は、研究科委員会の議を経て、学期の中途においても入学を認めることができる。
（教員組織）
第１７条　博士前期課程及び博士後期課程の教員組織は、原則として、本研究科の基礎となる本学学部等の専任教員をもって構成する。
（研究科長）
第１８条　本研究科に研究科長を置く。
２　研究科長の選出方法、任期等については別に定める。
（研究科委員会）
第１９条　大学院学則第３４条第１項の規定により、本研究科に研究科委員会を置く。
２　研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。
３　研究科委員会に関する事務は、教務支援部において処理する。
（雑則）
第２０条　この規程に定めるもののほか、研究科の運営に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年１０月２４日改正）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１０月２２日改正）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年１月２８日改正）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月２４日改正）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年２月１６日改正）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附 則（平成30年２月22日改正）

（施行期日）
１　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　博士前期課程において、平成28年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。
３　博士後期課程において、平成29年度以前に入学した者に係る授業科目及び単位数については、改正後の別表3授業科目表にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この規程は、令和４年４月１日から施行し、第７条の２並びに第８条第２項及び第３項については、平成27年度以降の入学生に適用する。
（経過措置）
２　令和３年度以前に入学した者については、改正後の規程別表にかかわらず、なお従前の例による。

別表１－１（第５条関係）人間生活学研究科博士前期課程授業科目表
別表１－２（第５条関係）人間生活学研究科博士前期課程授業科目表
別表１－３（第５条関係）人間生活学研究科博士前期課程授業科目表
別表２（第５条関係）人間生活学研究科博士後期課程授業科目表

人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士前期課程　授業科目表
（令和４年４月１日施行）

別表1-1（人間生活学研究科規程第５条関係）

区分			授業科目	単位 必修	単位 選択	備考
共通科目	大学院共通科目		研究と倫理	1		
			教育学特論		1	
			教育心理学特論		1	
			ジェンダー論		1	
			臨床倫理		1	
			グローバルヘルス論		1	
			ケア論		1	
			看護マネジメント論		2	
	専攻共通科目		研究方法論Ⅰ		1	※1
			研究方法論Ⅱ		1	※1
			研究方法論Ⅲ		1	※1
			データ解析論		2	
			環境解析論		2	
			地域スポーツ論		2	
			健康リハビリテーション論		2	
専門科目	栄養・生活学領域科目	食物科学	食品生化学特論		2	
			食品製造学特論		2	
			食物科学論		2	
			食物科学実践演習		2	
		人間栄養学	栄養学特論		2	
			臨床栄養学特論		2	
			健康動態論		2	
			栄養疫学論		2	
		栄養・生活学	栄養・生活特論Ⅰ		2	
			栄養・生活特論Ⅱ		2	
			栄養・生活統計論		2	
			環境生態論		2	
	社会福祉学領域科目	福祉専門基礎	社会福祉原論		2	
			福祉リハビリテーション論		2	
			ソーシャルワーク論		2	
			社会保障論		2	
			福祉行財政論		2	
		地域・国際福祉	地域福祉論Ⅰ		2	
			地域福祉論Ⅱ		2	
			国際福祉論Ⅰ		2	
			国際福祉論Ⅱ		2	
		介護・高齢者福祉	介護福祉論Ⅰ		2	
			介護福祉論Ⅱ		2	
			高齢者福祉論		2	
		障害者福祉	障害者福祉論		2	
			精神保健福祉論		2	
			精神科ソーシャルワーク論		2	
		児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論Ⅰ		2	
			児童・家庭福祉論Ⅱ		2	
	文化学領域科目	地域文化	地域文化論Ⅰ		1	
			地域文化論Ⅱ		2	
			地域文化論Ⅲ		2	
			観光文化論Ⅰ		1	
			観光文化論Ⅱ		2	
			観光文化論Ⅲ		2	
		日本文化	日本文化論Ⅰ		1	
			日本文化論Ⅱ		2	
			日本語文化論		2	
			文学Ⅰ		1	
			文学Ⅱ		2	
			文学Ⅲ		2	
		英語文化	英語文化論Ⅰ		1	
			英語文化論Ⅱ		2	
			英語文化論Ⅲ		2	
			英語言語文化論特論Ⅰ		2	
			英語言語文化論特論Ⅱ		2	
			国際日本学		2	
研究指導科目			栄養・生活学課題研究演習		6	※2
			社会福祉学課題研究演習		6	※2
			文化学課題研究演習		6	※2

○人間生活学研究科博士前期課程修了要件
- 30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 共通科目６単位以上、研究指導科目６単位を修得すること。

備考
1　※1のうち、所属する領域の1科目と他領域の1科目以上を履修し、単位を修得すること。
2　※2のうち、所属する領域の1科目6単位を修得すること。
3　別表1-2、別表1-3に掲げる「英語・領域教育コース科目」及び「栄養・領域教育コース科目」は履修することができない。

人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士前期課程　授業科目表

英語・領域教育コース

（令和４年４月１日施行）

別表1-2（人間生活学研究科規程第５条関係）

区分			授業科目	単位 必修	単位 選択	備考
共通科目	大学院共通科目		研究と倫理	1		
			教育学特論		1	
			教育心理学特論		1	
			ジェンダー論		1	
			臨床倫理		1	
			グローバルヘルス論		1	
			ケア論		1	
			看護マネジメント論		2	
	専攻共通科目		研究方法論Ⅰ		1	※1
			研究方法論Ⅱ		1	※1
			研究方法論Ⅲ		1	※1
			データ解析論		2	
			環境解析論		2	
			地域スポーツ論		2	
			健康リハビリテーション論		2	
専門科目	英語・領域教育コース科目	英語・国際文化研究	英語学特論Ⅰ		2	※2
			英語学特論Ⅱ		2	※2
			英語教育学特論Ⅰ		2	※2
			英語教育学特論Ⅱ		2	※2
			英語圏文学特論Ⅰ		2	※2
			英語圏文学特論Ⅱ		2	※2
			英語圏文化特論Ⅰ		2	※2
			英語圏文化特論Ⅱ		2	※2
			異文化理解特論		2	※2
			英語言語文化論特論Ⅰ		2	※2
			英語言語文化論特論Ⅱ		2	※2
			英語教育実践研究Ⅰ	4		
			英語教育実践研究Ⅱ	4		
	栄養・生活学領域科目	食物科学	食品生化学特論		2	
			食品製造学特論		2	
			食物科学論		2	
			食物科学実践演習		2	
		人間栄養学	栄養学特論		2	
			臨床栄養学特論		2	
			健康動態論		2	
			栄養疫学論		2	
		栄養・生活学	栄養・生活特論Ⅰ		2	
			栄養・生活特論Ⅱ		2	
			栄養・生活統計論		2	
			環境生態論		2	
	社会福祉学領域科目	福祉専門基礎	社会福祉原論		2	
			福祉リハビリテーション論		2	
			ソーシャルワーク論		2	
			社会保障論		2	
			福祉行財政論		2	
		地域・国際福祉	地域福祉論Ⅰ		2	
			地域福祉論Ⅱ		2	
			国際福祉論Ⅰ		2	
			国際福祉論Ⅱ		2	
		介護・高齢者福祉	介護福祉論Ⅰ		2	
			介護福祉論Ⅱ		2	
			高齢者福祉論		2	
		障害者福祉	障害者福祉論		2	
			精神保健福祉論		2	
			精神科ソーシャルワーク論		2	
		児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論Ⅰ		2	
			児童・家庭福祉論Ⅱ		2	
	文化学領域科目	地域文化	地域文化論Ⅰ		1	
			地域文化論Ⅱ		2	
			地域文化論Ⅲ		2	
			観光文化論Ⅰ		1	
			観光文化論Ⅱ		2	
			観光文化論Ⅲ		2	
		日本文化	日本文化論Ⅰ		1	
			日本文化論Ⅱ		2	
			日本語文化論		2	
			文学Ⅰ		1	
			文学Ⅱ		2	
			文学Ⅲ		2	
		英語文化	英語文化論Ⅰ		1	
			英語文化論Ⅱ		2	
			英語文化論Ⅲ		2	
			英語言語文化論特論Ⅰ		2	
			英語言語文化論特論Ⅱ		2	
			国際日本学		2	
研究指導科目			文化学課題研究演習	6		

○人間生活学研究科博士前期課程修了要件

・30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

・共通科目６単位以上、研究指導科目６単位を修得すること。

備考

1　※1のうち、所属する領域の1科目と他領域の1科目以上を履修し、単位を修得すること。

2　※2のうち、16単位以上を修得すること。

3　すでに履修した授業科目と異なる区分にある同一名称の授業科目は、履修することができない。

4　別表1-3に掲げる「栄養・領域教育コース科目」は履修することができない。

5　教員免許取得に必要な事項は、別に定める。

人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士前期課程　授業科目表

栄養・領域教育コース

（令和４年４月１日施行）

別表1-3（人間生活学研究科規程第５条関係）

区分			授業科目	単位 必修	単位 選択	備考
共通科目	大学院共通科目		研究と倫理	1		
			教育学特論		1	
			教育心理学特論		1	
			ジェンダー論		1	
			臨床倫理		1	
			グローバルヘルス論		1	
			ケア論		1	
			看護マネジメント論		2	
	専攻共通科目		研究方法論Ⅰ		1	※1
			研究方法論Ⅱ		1	※1
			研究方法論Ⅲ		1	※1
			データ解析論		2	
			環境解析論		2	
			地域スポーツ論		2	
			健康リハビリテーション論		2	
専門科目	栄養・領域教育コース科目	食物科学	食品生化学特論		2	※3
			食品製造学特論		2	※3
			食物科学論		2	※3
			食物科学実践演習		2	※3
		人間栄養学	栄養学特論		2	※3
			臨床栄養学特論		2	※3
			食生活論Ⅰ		2	※2
			食生活論Ⅱ		2	※2
			食生活論演習		2	※2
			健康動態論		2	※3
			栄養疫学論		2	※3
		栄養・生活学	栄養・生活特論Ⅰ		2	※3
			栄養・生活特論Ⅱ		2	※3
			栄養・生活統計論		2	※3
			環境生態論		2	※3
	栄養・生活学領域科目	食物科学	食品生化学特論		2	
			食品製造学特論		2	
			食物科学論		2	
			食物科学実践演習		2	
		人間栄養学	栄養学特論		2	
			臨床栄養学特論		2	
			健康動態論		2	
			栄養疫学論		2	
		栄養・生活学	栄養・生活特論Ⅰ		2	
			栄養・生活特論Ⅱ		2	
			栄養・生活統計論		2	
			環境生態論		2	
	社会福祉学領域科目	福祉専門基礎	社会福祉原論		2	
			福祉リハビリテーション論		2	
			ソーシャルワーク論		2	
			社会保障論		2	
			福祉行財政論		2	
		地域・国際福祉	地域福祉論Ⅰ		2	
			地域福祉論Ⅱ		2	
			国際福祉論Ⅰ		2	
			国際福祉論Ⅱ		2	
		介護・高齢者福祉	介護福祉論Ⅰ		2	
			介護福祉論Ⅱ		2	
			高齢者福祉論		2	
		障害者福祉	障害者福祉論		2	
			精神保健福祉論		2	
			精神科ソーシャルワーク論		2	
		児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論Ⅰ		2	
			児童・家庭福祉論Ⅱ		2	
	文化学領域科目	地域文化	地域文化論Ⅰ		1	
			地域文化論Ⅱ		2	
			地域文化論Ⅲ		2	
			観光文化論Ⅰ		1	
			観光文化論Ⅱ		2	
			観光文化論Ⅲ		2	
		日本文化	日本文化論Ⅰ		1	
			日本文化論Ⅱ		2	
			日本語文化論		2	
			文学Ⅰ		1	
			文学Ⅱ		2	
			文学Ⅲ		2	
		英語文化	英語文化論Ⅰ		1	
			英語文化論Ⅱ		2	
			英語文化論Ⅲ		2	
			英語言語文化論特論Ⅰ		2	
			英語言語文化論特論Ⅱ		2	
			国際日本学		2	
研究指導科目			栄養・生活学課題研究演習	6		

○人間生活学研究科博士前期課程修了要件

・30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

・共通科目６単位以上、研究指導科目６単位を修得すること。

備考

1　※1のうち、所属する領域の1科目と他領域の1科目以上を履修し、単位を修得すること。

2　※2のうち、2科目4単位以上を修得すること。

3　※3のうち、20単位以上を修得すること。

4　すでに履修した授業科目と異なる区分にある同一名称の授業科目は、履修することができない。

5　別表1-2に掲げる「英語・領域教育コース科目」は履修することができない。

6　教員免許取得に必要な事項は、別に定める。

人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士後期課程　授業科目表
（令和４年４月１日施行）

別表2（人間生活学研究科規程第５条関係）

区分		授業科目	単位	
			必修	選択
専攻共通科目		研究デザイン		2
		研究倫理		2
専門科目	栄養・生活学領域科目	地球環境解析学		4
		環境生態学		4
		人間栄養学		4
		食品機能学		4
		健康動態学		4
	社会福祉学領域科目	介護福祉学		4
		障害者福祉学		4
		児童・家族福祉学		4
		地域ソーシャルワーク学		4
		国際福祉政策学		4
		福祉リハビリテーション学		4
	文化学領域科目	地域文化学Ⅰ		4
		地域文化学Ⅱ		4
		言語文化学Ⅰ		4
		言語文化学Ⅱ		4
研究指導科目		栄養・生活学特別研究Ⅰ		2
		栄養・生活学特別研究Ⅱ		2
		栄養・生活学特別研究Ⅲ		4
		社会福祉学特別研究Ⅰ		2
		社会福祉学特別研究Ⅱ		2
		社会福祉学特別研究Ⅲ		4
		文化学特別研究Ⅰ		2
		文化学特別研究Ⅱ		2
		文化学特別研究Ⅲ		4

○人間生活学研究科博士後期課程修了要件

16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。16単位以上の内訳は、専攻共通科目及び専門科目から8単位以上、研究指導科目から8単位（所属する領域の単位を修得すること。）とする。

２）高知県立大学大学院人間生活学研究科修士学位審査及び授与に関する細則

（趣旨）

第１条　この細則は、高知県立大学大学院学位規程（以下、「大学院学位規程」という。）第７条第８項の規定に基づき、高知県立大学大学院人間生活学研究科（以下「本研究科」という。）における修士学位の審査及び授与に関し必要な事項を定める。

２　この細則は、大学院学位規程第５条第１項に該当する者を対象とする。

（主研究指導教員）

第２条　学生は、修士論文の作成に必要な研究指導を受けるために、指導教員申請書（別紙様式１－１）を人間生活学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、高知県立大学大学院人間生活学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、当該学生の主研究指導教員を決定する。

３　学生は、研究課題の変更等により、主研究指導教員の変更を希望する場合は、指導教員変更申請書（別紙様式１－２）を研究科長に提出するものとする。

４　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が許可することができる。

５　前項により変更を許可したときは、指導教員変更許可書（別紙様式１－３）を交付する。

（修士論文指導委員会）

第３条　主研究指導教員は、修士論文指導委員会を設置するために、指導委員会設置申請書（別紙様式２－１）を研究科長に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、修士論文指導教員を決定し、修士論文指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。

３　指導委員会は、本研究科の専任教員のうちから、主研究指導教員１名及び副研究指導教員２名以上をもって組織する。

４　研究課題の変更等により、指導委員会委員の変更を希望する場合は、主研究指導教員は、指導委員会変更申請書（別紙様式２－２）を研究科長に提出するものとする。

５　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することができる。

（研究計画書の提出）

第４条　修士の学位に関わる研究を行おうとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出し、研究計画の審査を受けなければならない。

（１）研究計画審査申請書（別紙様式３）　１部

（２）研究計画書　４部

２　前項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。

３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した提出期限までに研究計画書を提出できない場合には、延期願（別紙様式４－１）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。

４　いったん受理した研究計画書は、返付しない。

５　審査のため必要があるときは、研究科長が当該研究計画書の関係資料等の提出を求めることがある。

（研究計画書の様式・体裁）

第５条　研究計画書の体裁は次のとおりとする。

（１）研究計画書は、Ａ４判、縦長、横書き又はＡ４判、横長、縦書きとし、用紙の片面に記入するものとする。

（２）研究計画書の体裁は、別紙様式５－１、別紙様式５－２又は別紙様式５－３のとおりとする。

（研究計画の審査）

第６条　本細則第４条の規定に基づいて提出された研究計画は、研究科委員会の付託を受けて指導委員会が審査する。

２　研究計画の審査の日程等については、掲示又は書面をもって通知する。

３　研究計画の審査については、審査基準を別に定める。

４　指導委員会は、研究計画の審査を終了したときは、修士論文研究計画審査結果報告書（別紙様式６）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（研究倫理の審査）

第７条　前条の規定により研究計画の審査に合格した者のうち、高知県立大学研究倫理委員会規程第３条第２項に定める審査の対象となる研究を行おうとする者は、研究を開始する前に高知県立大学研究倫理委員会による審査において、研究の倫理に関する事項等について承認を得なければならない。

（中間報告会及び合同指導会）

第８条　修士論文の審査を受けようとする者は、研究の進行状況に関して、所定の年度の中間報告会におい

て報告しなければならない。
２　中間報告会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。
３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した日程で中間報告を行えない場合には、延期願（別紙様式４－２）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。
４　中間報告会で報告しようとする者は、所定の期日までに中間報告要旨（別紙様式７－１、別紙様式７－２又は別紙様式７－３）を提出しなければならない。要旨の体裁は、２頁とする。
５　主研究指導教員は、中間報告会が終了したときは、修士論文中間報告会評価書（別紙様式８）を速やかに研究科長に提出しなければならない。
６　修士論文の審査を受けようとする者は、研究の進行状況に関して、主研究指導教員及び副研究指導教員が出席する合同指導会において報告し、指導を受けなければならない。
７　合同指導会については、研究科委員会が別に定める内容・方法等によって実施する。
８　主研究指導教員は、合同指導会が終了したときは、修士論文合同指導会評価書（別紙様式９）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（論文の提出）

第９条　修士論文の審査を受けようとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
（１）修士論文審査申請書（別紙様式１０）　１部
（２）修士論文　４部
（３）修士論文要旨（別紙様式７－１、別紙様式７－２又は別紙様式７－３）　４部
２　前項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。
３　いったん受理した修士論文は、返付しない。
４　審査のため必要があるときは、研究科長が当該論文の関係資料等の提出を求めることがある。

（論文の様式・体裁）

第１０条　修士論文の体裁は次のとおりとする。
（１）修士論文は、Ａ４判、縦長、横書き又はＡ４判、横長、縦書きとし、用紙の片面に記入するものとする。
（２）修士論文の体裁は、別紙様式１１－１、別紙様式１１－２又は別紙様式１１－３のとおりとする。
（３）修士論文要旨は、別紙様式７－１、別紙様式７－２又は別紙様式７－３のとおりとし、体裁は、いずれも４頁とする。
（４）審査に合格した修士論文は、所定の表紙を用いて製本後、２部を教務支援部へ提出するものとする。

（論文発表会）

第１１条　提出された修士論文は、当該年度の修士論文発表会において報告するものとする。
２　修士論文発表会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。

（論文審査及び最終試験）

第１２条　本細則第９条及び第１０条の規定に基づき提出された修士論文は、研究科委員会の付託を受けて、修士学位審査委員会（以下「学位審査委員会」という。）が審査する。
２　主研究指導教員は、学位審査委員会を設置するために、修士学位審査委員会設置申請書（別紙様式１２）を研究科長に提出しなければならない。
３　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、学位審査委員会を設置する。
４　学位審査委員会の委員は、主査１名（主研究指導教員）及び副査２名以上４名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。
５　研究科委員会は、修士論文の審査及び最終試験にあたって必要があるときは、他の大学院、研究所等の教員等を学位審査委員会の委員に加えることができる。
６　修士論文の審査については、審査基準を別に定める。

（審査結果の報告）

第１３条　学位審査委員会は、前項の規定に基づき行われた修士論文の審査及び最終試験を終了したときは、修士論文審査及び最終試験審査結果報告書（別紙様式１３）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（学位授与の決定）

第１４条　研究科委員会は、前条の規定による報告に基づき修士（生活科学、社会福祉学又は学術）の学位授与の可否について審議し、学長が決定する。

附　則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成27年3月24日改正）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

別紙様式１－１　指導教員申請書
別紙様式１－２　指導教員変更申請書
別紙様式１－３　指導教員変更許可書
別紙様式２－１　指導委員会設置申請書
別紙様式２－２　指導委員会変更申請書
別紙様式３　研究計画審査申請書
別紙様式４－１　延期願（研究計画書提出）
別紙様式４－２　延期願（中間報告会）
別紙様式５－１　研究計画書の体裁
別紙様式５－２　研究計画書の体裁（縦書き）
別紙様式５－３　研究計画書の体裁（英語論文）
別紙様式６　修士論文研究計画審査結果報告書
別紙様式７－１　修士論文要旨・中間報告要旨
別紙様式７－２　修士論文要旨・中間報告要旨（縦書き）
別紙様式７－３　修士論文要旨・中間報告要旨（英語論文）
別紙様式８　修士論文中間報告会評価書
別紙様式９　修士論文合同指導会評価書
別紙様式１０　修士論文審査申請書
別紙様式１１－１　修士論文の体裁
別紙様式１１－２　修士論文の体裁（縦書き）
別紙様式１１－３　修士論文の体裁（英語論文）
別紙様式１２　修士学位審査委員会設置申請書
別紙様式１３　修士論文審査及び最終試験審査結果報告書

別紙様式１－１

指導教員申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士＿＿期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の教員に主研究指導教員として指導を受けたいので、申請します。

記

主研究指導教員
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式１－２

指導教員変更申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士＿＿期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、主研究指導教員を下記のとおり変更し、指導を受けたいので、申請します。

記

現主研究指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新主研究指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式３

研究計画審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士前期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の研究計画の審査を受けたいので、申請します。

記

研 究 計 画 書　　４部

主研究指導教員
氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式４－１

延期願（研究計画書提出）

年　　月　　日

高知県立大学大学院人間生活学研究科長　様

人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士前期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究計画書を提出すべきですが、下記の事由により提出を延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

延期期間	事　由
（　　）３ヶ月 （　　）６ヶ月	（　　）進捗遅延 （　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式４－２

延期願（中間報告会）

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士＿＿期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自署)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

進捗状況を中間報告すべきですが、下記の事由により中間報告会を６ヶ月延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

（　　）進捗遅延

（　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名(自署)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式５－１

研究計画書の体裁

（イ）表　　紙

令和＊＊年度　修士論文
研究計画書

題　　名

学籍番号

氏　　名

（ロ）目　　次

目　　次

○○○○○……1
○○○○○……7

（ハ）本　　文

－頁　数－

別紙様式５－２（縦書き）

研究計画書の体裁

（イ）表　紙

令和＊＊年度　修士論文
研究計画書

題　名

学籍番号

氏　名

（ロ）目　次

目　次

○○○○○……1
○○○○○……7

（ハ）本　文

－頁　数－

別紙様式５－３（英語論文）

研究計画書の体裁

（イ）表　紙

Research Proposal

Title of the Thesis

Student’s Name

The Master's Program of
the Graduate School of Human Life Sciences
University of Kochi

Month Year

（ロ）目　次

Contents

○○○○○. 1
○○○○○. 7

（ハ）本　文

－ page －

別紙様式７－１

論文題目［ゴシック体・12pt・中央寄せ・「別紙様式 7-1」「中間発表要旨」「修士論文要旨」の語は記載しない］

副題［ゴシック体・11pt・中央寄せ］

キーワード［明朝体・9pt・左寄せ・６語以内・「キーワード」の語は記載しない］

所属領域　学籍番号　氏名［明朝体・11pt・右寄せ・「所属領域」「学籍番号」「氏名」の語は記載しない］

(1)ここから本文を入力してください。他の文書からコピーして貼り付ける場合は、「形式を選択してペースト・・・」を選び、テキスト形式で貼り付けてください。その後、文字修飾を付けてください(単純にペーストすると、文字形・文字数・サイズなどが所定のものとは異なってしまうことがあります)。

(2)中間発表用要旨は２頁、修士論文発表用要旨は４頁です。

(3)表題頁(１頁目)の本文は25字/行×40行/段×２段/頁，２頁目以降の本文は 25 字/行×45 行/段×２段/頁です。

(4)１頁目の１～５行目には、２段通しで、①研究テーマまたは論文表題・副題、②キーワード(６語以内)、③所属領域、④学籍番号、⑤本人氏名を所定のポイント(pt)数・フォント・位置で記載してください。この１～５行目に記載する表題・氏名等には、語の途中に、語のまとまり上必要な空白以外の、不要な空白は入れないでください。ただし、氏名(フルネーム)がすべて漢字でかつ合計文字数が３文字以下の場合には、氏と名の間に全角１文字分(氏名が３文字のとき)または２文字分(氏名が２文字のとき)の空白をあけてください。

(5)文字のポイント数・フォント：表題はゴシック体12pt、所属領域・学籍番号・氏名は明朝体11pt、本文は明朝体9.5pt～9.8pt としてください。

(6)上下左右のマージン(余白)・改行幅(行の下端からつぎの行の下端までの寸法)は変更しないでください。図表・写真等を挿入する場合には、もとの改行幅のままで必要なスペースを確保し、本文の文字行数と図表等に要した分の行数の合計で、所定の行数(40 または 45 行)となるようにしてください。この原則は、項目(章・節・項など)の表題などにも適用します。項目表題を罫線で囲むなどで２行以上のスペースをとった場合には、もとの改行幅で行数を数えて、全体が所定の行数になるようにしてください。なお、項目(章・節・項など)の表題はゴシック体としてください。

(7)以下の○は行頭位置を示すために便宜的に入れたものです。原稿作成時に削除してください。

○

○

○40

○01
○
○
○
○
○
○
○
○
○10
○
○
○
○
○
○
○
○
○

別紙様式７－３（英語論文）

論文題目 [Times New Roman・12pt・中央寄せ・「別紙様式 7-3」「中間発表要旨」「修士論文要旨」の語は記載しない]

キーワード[Times New Roman・12pt・左寄せ・６語以内・「キーワード」の語は記載しない]

学籍番号　氏名[Times New Roman・12pt・右寄せ・「学籍番号」「氏名」の語は記載しない]

(1)文字のポイント数・フォント：11pt・Times New Roman
(2)上下左右のマージン(余白)：四方１インチ(2.54cm)幅
(3) 1 行全角 35 文字×40 行
(4)パラグラフの冒頭は半角 3 文字分のスペースを空ける。

1. What is a review of the literature?

A literature review is an account of what has been published on a topic by accredited scholars and researchers. Occasionally you will be asked to write one as a separate assignment (sometimes in the form of an annotated bibliography?see the bottom of the next page), but more often it is part of the introduction to an essay, research report, or thesis. In writing the literature review, your purpose is to convey to your reader what knowledge and ideas have been established on a topic, and what their strengths and weaknesses are. As a piece of writing, the literature review must be defined by a guiding concept (e.g., your research objective, the problem or issue you are discussing, or your argumentative thesis). It is not just a descriptive list of the material available, or a set of summaries.

Besides enlarging your knowledge about the topic, writing a literature review lets you gain and demonstrate skills in two areas.

A literature review is a piece of discursive prose, not a list describing or summarizing one piece of literature after another. It's usually a bad sign to see every paragraph beginning with the name of a researcher. Instead, organize the literature review into sections that present themes or identify trends, including relevant theory. You are not trying to list all the material published, but to synthesize and evaluate it according to the guiding concept of your thesis or research question

If you are writing an annotated bibliography, you may need to summarize each item briefly, but should still follow through themes and concepts and do some critical assessment of material. Use an overall introduction and conclusion to state the scope of your coverage and to formulate the question, problem, or concept your chosen material illuminates. Usually you will have the option of grouping items into sections?this helps you indicate comparisons and relationships. You may be able to write a paragraph or so to introduce the focus of each section.

(https://writingcenter.unc.edu/tips-and-tools/literature-reviews/ から引用)

Supervisor's signature: _____

別紙様式１０

修士論文審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院人間生活学研究科長　様

人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士前期課程

学 籍 番 号 _____

氏名（自署） _____

下記の修士論文の審査及び最終試験を受けたいので、申請します。

記

修　士　論　文	４部
修 士 論 文 要 旨	４部

主研究指導教員

氏　名（自署） _____

※関係規程

高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式１１－１

修 士 論 文 の 体 裁

（イ）表　　紙（背表紙）

題名

令和**年度　高知県立大学大学院
修士論文

題　名（日本語）

題　名（英語）

氏名

人間生活学研究科
博士前期課程

令和＊年度

氏　　名

（ロ）タイトルページ

令和**年度　高知県立大学大学院
修士論文

題　名（日本語）

題　名（英語）

人間生活学研究科
博士前期課程
学籍番号
氏　　名

指導教員　＊＊＊＊（准）教授

（ハ）目　　次

目　　次

○○○○○……1

○○○○○……7

（ニ）本　　文

－頁　数－

別紙様式１１－２（縦書き）

修 士 論 文 の 体 裁

（イ）表　　紙（背表紙）

題名

令和＊年度　高知県立大学大学院　修士論文

題　名（日本語）

題　名（英語）

氏名

人間生活学研究科
博士前期課程

令和＊年度

氏　　名

（ロ）タイトルページ

令和＊年度　高知県立大学大学院　修士論文

題　名（日本語）

題　名（英語）

人間生活学研究科
博士前期課程
学籍番号
氏　　名

指導教員　＊＊（准）教授

（ハ）目　　次

目　　次

○○○○○……1

○○○○○……7

（ニ）本　　文

－頁　数－

別紙様式１１－３（英語論文）

修 士 論 文 の 体 裁

（イ）表　　紙（背表紙）

Title of the Thesis　Student's Name　Year

Title of the Thesis

A Master's Thesis
Submitted to the Faculty of
the Graduate School of Human Life
Sciences in
Partial Fulfillment of
the Requirements for the Degree
Master of Arts

by
G*[Student PIN]
Student's Name

Chief Supervisor:　Prof. ** **

University of Kochi

Month Year

（ロ）タイトルページ

Title of the Thesis

A Master's Thesis
Submitted to the Faculty of
the Graduate School of Human Life
Sciences in
Partial Fulfillment of
the Requirements for the Degree
Master of Arts

by
G*[Student PIN]
Student's Name

Chief Supervisor:　Prof. ** **

University of Kochi

Month Year

（ハ）目　　次

Contents

○○○○○…… 1

○○○○○…… 7

（ニ）本　　文

Chapter 1
Literature Review

****
****
****
****

－ page －

３）高知県立大学大学院人間生活学研究科博士学位審査及び授与に関する細則

（趣旨）

第１条　この細則は、高知県立大学大学院学位規程（以下「大学院学位規程」という。）第８条から第１１条までの規定に基づき、高知県立大学大学院人間生活学研究科（以下「本研究科」という。）における博士学位の審査及び授与に関し必要な事項を定める。

２　この細則は、大学院学位規程第５条第１項及び第２項に該当する者を対象とする。

（主研究指導教員）

第２条　学生は、博士論文の作成に必要な研究指導を受けるために、指導教員申請書（別紙様式１－１）を人間生活学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、高知県立大学大学院人間生活学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、当該学生の主研究指導教員を決定する。

３　学生は、研究課題の変更等により、主研究指導教員の変更を希望する場合は、指導教員変更申請書（別紙様式１－２）を研究科長に提出するものとする。

４　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が許可することができる。

５　前項により変更を許可したときは、指導教員変更許可書（別紙様式１－３）を交付する。

（博士論文指導委員会）

第３条　主研究指導教員は、博士論文指導委員会を設置するために、指導委員会設置申請書（別紙様式２－１）を研究科長に提出しなければならない。

２　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、博士論文指導教員を決定し、博士論文指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。

３　指導委員会は、本研究科の専任教員のうちから、主研究指導教員１名及び副研究指導教員２名以上をもって組織し、副研究指導教員のうち１名は当該学生が選択した研究領域以外の本研究科の専任教員とする。ただし、本研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の者を委員として追加することができる。

４　研究科委員会は、博士論文の指導にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を指導委員会に加えることができる。

５　研究課題の変更等により、指導委員会委員の変更を希望する場合は、主研究指導教員は指導委員会変更申請書（別紙様式２－２）を研究科長に提出するものとする。

６　変更申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が許可することができる。

（研究計画書の提出）

第４条　博士の学位に関わる研究を行おうとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出し、研究計画の審査を受けなければならない。

（１）研究計画審査申請書（別紙様式３）　１部

（２）研究計画書　４部

２　前項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。

３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した提出期限までに研究計画書を提出できない場合には、延期願（別紙様式４－１）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。

４　いったん受理した研究計画書は、返付しない。

５　審査のため必要があるときは、研究科長が当該研究計画書の関係資料等の提出を求めることがある。

（研究計画書の様式・体裁）

第５条　研究計画書の体裁は次のとおりとする。

（１）研究計画書は、Ａ４判、縦長、横書きとし、用紙の片面に記入するものとする。

（２）研究計画書の体裁は、別紙様式５－１又は別紙様式５－２のとおりとする。

（研究計画の審査）

第６条　本細則第４条の規定に基づいて提出された研究計画は、研究科委員会の付託を受けて指導委員会が審査する。

２　研究計画の審査の日程等については、掲示又は書面をもって通知する。

３　研究計画の審査については、審査基準を別に定める。

４　指導委員会は、研究計画の審査を終了したときは、博士論文研究計画審査結果報告書（別紙様式６）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（研究倫理の審査）

第７条　前条の規定により研究計画の審査に合格した者のうち、高知県立大学研究倫理委員会規程第３条第２項に定める審査の対象となる研究を行おうとする者は、研究を開始する前に高知県立大学研究倫理委員

会による審査において、研究の倫理に関する事項等について承認を得なければならない。

（中間報告会）

第８条　本細則第６条及び第７条の要件を満たし、博士の学位に関わる研究を開始した者は、研究の進行状況に関して、所定の年度の中間報告会において報告しなければならない。

２　中間報告会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。

３　やむを得ない事情のために、前項によって通知した日程で中間報告を行えない場合には、延期願（別紙様式４－２）を研究科長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された期間を経過してなお延期する必要がある場合には、あらためて延期願を提出して許可を受けなければならない。

４　指導委員会は、中間報告会を開催したときは、博士論文中間報告会結果報告書（別紙様式７）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（論文第一次審査のための論文提出）

第９条　博士論文の第一次審査を受けようとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

（１）博士論文第一次審査申請書（別紙様式８）　１部

（２）第一次審査博士論文　４部

（３）第一次審査博士論文要旨（別紙様式９）　１部

（４）参考論文【※】

（５）参考論文が未出版の場合には、これを印刷公表することを予約した掲載承諾書又は出版契約書

（６）参考論文が共著の場合には、共著者の承諾書（承諾書が提出できない場合には、その理由書）

【※】参考論文とは、審査を経て学会誌等に発表した「学位論文の基礎となった、あるいは、関連したテーマに関する公表論文」を言う。

（７）剽窃等チェック確認書（別紙様式１０）

２　前項の書類を提出する者は、あらかじめ本研究科が定めた方法で、第一次審査博士論文の剽窃チェックを受けたものを提出しなければならない。

３　本条第１項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。

４　いったん受理した博士論文は、返付しない。

５　審査のため必要があるときは、研究科長が当該論文の関係資料等の提出を求めることがある。

６　大学院学位規程第５条第２項に該当する者は、本条第１項に掲げる書類のほかに高知県公立大学法人高知県立大学授業料等に関する規程に定められた学位論文審査手数料を添えて、研究科長に提出しなければならない。

（論文第一次審査）

第１０条　前条の規定に基づいて提出された第一次審査博士論文は、研究科委員会の付託を受けて、博士論文審査委員会（以下「論文審査委員会」という。）が審査する。

２　論文審査委員会の委員は、主査１名（主研究指導教員）及び副査２名以上４名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。

３　研究科委員会は、第一次審査博士論文の審査にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を論文審査委員会の委員に加えることができる。

４　第一次審査博士論文の審査については、審査基準を別に定める。

５　論文審査委員会は、第一次審査博士論文の審査を終了したときは、博士論文第一次審査結果報告書（別紙様式１１）を速やかに研究科長に提出しなければならない。

（論文審査のための論文の提出）

第１１条　博士論文の審査を受けようとする者は、主研究指導教員の承認を得て、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

（１）博士論文　審査申請書（別紙様式１２）　１部

（２）博士論文　５部

（３）博士論文要旨（日本語要旨　1200字程度）（別紙様式１３－１）　１部

（英語要旨　600語程）（別紙様式１３－２）　１部

（４）第一次審査に提出した参考論文及びそれに関係する書類　１式

（５）剽窃等チェック確認書（別紙様式１０）

２　前項の書類を提出する者は、あらかじめ本研究科が定めた方法で、博士論文の剽窃チェックを受けたものを提出しなければならない。

３　本条第１項に定める博士論文の体裁は次のとおりとする。

（１）博士論文は、Ａ４判、縦長、横書きとし、用紙の片面に記入するものとする。

（２）博士論文の体裁は、別紙様式１４－１又は別紙様式１４－２のとおりとする。

（３）博士論文要旨は、日本語要旨1200字程度、英語要旨600語程度で要約の上、記入するものとする。

４　本条第１項に定める書類の提出期限は、掲示又は書面をもって通知する。
５　いったん受理した博士論文は、返付しない。
６　審査のため必要があるときは、研究科長が当該論文の関係資料等の提出を求めることがある。
（公聴会）
第１２条　提出された博士論文は、博士論文の審査に先立って、公聴会においてその論文の発表を行うものとする。
２　公聴会の開催日程等については、掲示又は書面をもって通知する。
（論文審査及び最終試験）
第１３条　本細則第１１条の規定に基づき提出された博士論文は、研究科委員会の付託を受けて、博士学位審査委員会（以下「学位審査委員会」という。）が審査する。
２　主研究指導教員は、学位審査委員会を設置するために、博士学位審査委員会設置申請書（別紙様式１５）を研究科長に提出しなければならない。
３　研究科長は、前項の申請を受けたときは、研究科委員会の議を経て、学位審査委員会を設置する。
４　学位審査委員会の委員は、主査１名（主研究指導教員）及び副査２名以上４名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときには、本研究科の専任教員以外の教員を委員とすることができる。
５　研究科委員会は、博士論文の審査及び最終試験にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を学位審査委員会の委員に加えることができる。
６　学位審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験を実施する。なお、博士論文の審査にあたっては、前条の規定に基づき行った公聴会の内容を参考にするものとする。
７　博士論文の審査については、審査基準を別に定める。
８　学位審査委員会は、前項の規定に基づき行われた博士論文の審査及び最終試験を終了したときは、博士論文審査結果報告書及び最終試験審査結果報告書（別紙様式１６及び別紙様式１７）を速やかに研究科長に提出しなければならない。
（学位授与の決定）
第１４条　研究科委員会は、前条第８項の規定による報告に基づき博士（生活科学、社会福祉学又は学術）の学位授与の可否について審議し、学長が決定する。
（論文の提出）
第１５条　前条により学位授与が決定した博士論文は、教務支援部へ提出するものとする。
２　前項に定める博士論文の体裁は次のとおりとする。
（１）博士論文は、Ａ４判、縦長、横書きとする。
（２）博士論文の体裁は、別紙様式１４－１又は別紙様式１４－２のとおりとする。
（３）博士論文要旨は、日本語要旨1200字程度、英語要旨600語程度で要約の上、記入するものとする。
３　本条第１項に定める博士論文の提出期限及び提出方法は、掲示又は書面をもって通知する。
４　提出された博士論文は、返付しない。

附　則

この内規は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１月２７日改正）

この内規は、平成２７年４月１日から施行する。
ただし、平成２７年３月３１日以前に退学した者は、改正後の第９条第５項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則（平成２７年３月２４日改正）

この内規は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月１７日改正）

この内規は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月１８日改正）

この内規は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成２８年１１月２日から施行する。

附　則

この内規は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

別紙様式１－１　指導教員申請書
別紙様式１－２　指導教員変更申請書
別紙様式１－３　指導教員変更許可書
別紙様式２－１　指導委員会設置申請書
別紙様式２－２　指導委員会変更申請書
別紙様式３　研究計画審査申請書
別紙様式４－１　延期願（研究計画書提出）
別紙様式４－２　延期願（中間報告会）
別紙様式５－１　研究計画書の体裁
別紙様式５－２　研究計画書の体裁（英語論文）
別紙様式６　博士論文研究計画審査結果報告書
別紙様式７　博士論文中間報告会結果報告書
別紙様式８　博士論文第一次審査申請書
別紙様式９　第一次審査博士論文要旨
別紙様式１０　剽窃等チェック確認書
別紙様式１１　博士論文第一次審査結果報告書
別紙様式１２　博士論文審査申請書
別紙様式１３－１　博士論文要旨
別紙様式１３－２　博士論文要旨（英文）
別紙様式１４－１　博士論文の体裁
別紙様式１４－２　博士論文の体裁（英語論文）
別紙様式１５　博士学位審査委員会設置申請書
別紙様式１６　博士論文審査結果報告書
別紙様式１７　最終試験審査結果報告書

別紙様式１－１

指導教員申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士＿＿期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の教員に主研究指導教員として指導を受けたいので、申請します。

記

主研究指導教員
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式１－２

指導教員変更申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士＿＿期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、主研究指導教員を下記のとおり変更し、指導を受けたいので、申請します。

記

現主研究指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新主研究指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式３

研究計画審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿ 研究科 ＿＿＿＿＿ 専攻 博士後期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究を実施するに当たって、下記の研究計画の審査を受けたいので、申請します。

記

研 究 計 画 書　　４部

主研究指導教員氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副研究指導教員氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院看護学研究科規程第１５条
高知県立大学大学院人間生活学研究科規程第１５条

別紙様式４－１

延期願（研究計画書提出）

年　　月　　日

高知県立大学大学院人間生活学研究科長　様

人間生活学研究科　人間生活学専攻　博士後期課程

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究計画書を提出すべきですが、下記の事由により提出を６ヶ月延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

（　　）進捗遅延

（　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名（自署） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式４－２

延期願（中間報告会）

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士＿＿期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名(自署)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

進捗状況を中間報告すべきですが、下記の事由により中間報告会を６ヶ月延期したいので、許可してくださるようお願いします。

記

（　　）進捗遅延

（　　）その他（事由：　　）

※（　　）内に「○」及び事由を記載してください。

主研究指導教員
氏　名(自署)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式５－１

研究計画書の体裁

（イ）表　　紙

令和＊＊年度　博士論文
研究計画書

題　　名

学籍番号

氏　　名

（ロ）目　　次

目　　次

○○○○○……1
○○○○○……7

（ハ）本　　文

－頁　数－

別紙様式５－２（英語論文）

研究計画書の体裁

（イ）表　紙

Research Proposal

Title of the Dissertation

Student's Name

The Doctoral Program of
the Graduate School of Human Life
Sciences
University of Kochi

Month Year

（ロ）目　次

Contents

○○○○○. 1

○○○○○. 7

（ハ）本　文

— page —

別紙様式８

博士論文第一次審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿研究科＿＿＿＿専攻 博士後期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の博士論文の第一次審査を受けたいので、申請します。

記

博 士 論 文	４部
博士論文要旨	１部

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
高知県立大学大学院学位規程第５条

別紙様式９

第一次審査博士論文要旨

人間生活学専攻 領域	学籍番号 氏　　名
論文題目	

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１０

剽窃等チェック確認書

（指導教員確認日）
年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿＿研究科長　様

学位申請論文題目

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論文提出（予定）年月　＿＿＿＿＿年　　月

上記学位申請論文につきまして捏造・改ざん・剽窃はしておりません。

学 籍 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学位申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者から提出された学位申請論文について、本学が定める剽窃チェックソフトを用いた確認の結果、剽窃とみなすべきものはないことを確認しました。

主研究指導教員
氏　名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１２

博士論文審査申請書

年　　月　　日

高知県立大学大学院＿＿＿＿＿研究科長　様

＿＿＿＿＿研究科＿＿＿＿＿専攻 博士後期課程

学 籍 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の博士論文の審査及び最終試験を受けたいので、申請します。

記

博 士 論 文	５部
博士論文要旨	１部

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※関係規程
　高知県立大学大学院学位規程第１０条

別紙様式１３－１

博 士 論 文 要 旨

人間生活学専攻　　領域	学籍番号 氏　　名
論文題目	

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１３－２

博 士 論 文 要 旨（英文）

人間生活学専攻 領域	学籍番号 氏　　名
論文題目	

主研究指導教員氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１４－１

博 士 論 文 の 体 裁

（イ）表　　紙（背表紙）

題名 氏名 令和＊＊年度	令和＊＊年度　高知県立大学大学院　博士論文 題　名（日本語） 題　名（英語） 人間生活学研究科 博士後期課程 氏　　名

（ロ）タイトルページ

令和＊＊年度　高知県立大学大学院　博士論文

題　名（日本語）
題　名（英語）

人間生活学研究科
博士後期課程
学籍番号
氏　　名

指導教員　＊＊＊＊（准）教授

（ハ）日本語要旨

論　文　要　旨
題　　名
氏　名

（ニ）英語要旨

Abstract
Title
Name

（ホ）目　次

目　　次

○○○○○・・・・・・・1
○○○○○・・・・・・・7

（ヘ）本　文

－頁数－

別紙様式１４－２（英語論文）

博 士 論 文 の 体 裁

（イ）表　　紙（背表紙）

Title of the Dissertation　Student's Name　Year

Title of the Dissertation

A Dissertation
Submitted to the Faculty of
the Graduate School of Human Life
Sciences in
Partial Fulfillment of
the Requirements for the Degree
Doctor of Philosophy

by
G*[Student PIN]
Student's Name

Chief Supervisor:　Prof. ** **

University of Kochi

Month Year

（ロ）タイトルページ

Title of the Dissertation

A Dissertation
Submitted to the Faculty of
the Graduate School of Human Life
Sciences in
Partial Fulfillment of
the Requirements for the Degree
Doctor of Philosophy

by
G*[Student PIN]
Student's Name

Chief Supervisor:　Prof. ** **

University of Kochi

Month Year

（ハ）英語要旨

Abstract
Title
Name

（ニ）目　次

Contents

○○○○○・・・・・・1
○○○○○・・・・・・7

（ホ）本　文

Chapter 1
Literature Review

****
****
****

－page－

８　学生生活関連等

（１）高知県立大学留学規程

（目的）

第１条　この規程は高知県立大学学則第２０条及び高知県立大学大学院学則第４２条の規定に基づき実施する留学に関し、必要な事項を定める。

（留学の定義）

第２条　この規程による留学は、留学査証又はそれに相当するものを取得したうえで、外国の大学又は短期大学（学位授与権を有する正規の高等教育機関又はこれに相当する教育機関）（以下「留学先」という。）において修学又は学術研究を行う場合をいう。

２　休学中に外国の大学等で修学する場合は、この規程にいう留学の対象にはならない。

（留学の種類）

第３条　前条第１項に定める留学の種類は、次のとおりとする。

（１）派遣留学：本学が国際交流協定等を締結している外国の大学等を留学先とする場合

（２）交換留学：前号に定める留学先のうち、協定書等において相互に授業料を不徴収と定めている大学等を留学先とする場合

（３）認定留学：前２号以外の外国の大学等を留学先とする場合

（留学期間）

第４条　留学期間は、原則３月以上１年以内とする。

（在学期間への参入）

第５条　前条の留学期間は、高知県立大学学則第２１条及び高知県立大学大学院学則第１６条に定める本学の在学期間に含めるものとする。

（出願手続）

第６条　留学を希望する者は、留学願（別紙様式１）により願い出なければならない。

２　前項の出願を行うことができる者は、留学開始時点において、本学に１年以上在学している者とする。ただし、大学院生についてはこの限りでない。

（留学の許可）

第７条　学長は留学が出願者にとって教育・研究上有益であると判断した場合、出願者が所属する学部の教授会又は研究科の研究科委員会の議を経て、留学を許可する。

２　学長は、留学を許可するにあたり、国際交流センター運営委員会の意見を徴することができる。

３　留学を許可された者（以下「留学者」という。）は、留学先に到着後速やかに連絡先等を大学に届け出なければならない。届出事項に変更があった場合も同様とする。

（留学の取消）

第８条　学長は、留学者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

（１）留学先において成業の見込みがないとき

（２）本学の授業料の納入を怠ったとき

（３）本人の事情により留学先での修学継続ができなくなったとき

（４）提出した留学願と留学の実態が異なっているとき

（５）留学先において本学学生としてふさわしくない行為を行ったとき

（帰国命令）

第９条　学長は、前条に定める留学の許可の取消しを行った場合、又は派遣国及び留学先の環境等が悪化し、留学を継続することが困難であると認められる場合は、帰国を命ずることができる。

２　帰国を命ぜられた者は速やかに帰国しなければならない。

（帰国の報告）

第１０条　留学を終了したときは、１月以内に留学報告書を学長に提出しなければならない。

（単位認定の手続）

第１１条　留学先で取得した単位の認定を受けようとする者は、留学期間終了後１月以内に単位認定申請書（別紙様式２）に留学報告書、留学先の発行した成績証明書（単位認定証明書）その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科の長に提出しなければならない。

２　単位の認定は、高知県立大学における他大学等において修得した単位等の認定に関する規程第４条又は高知県立大学大学院学則第１９条第２項、第２０条第２項及び第２３条を適用する。

（留学中の授業料）

第１２条　留学先の授業料は留学に係る協定の定めるところによる。この定めがない場合は、原則、留学者が負担するものとする。

２　留学期間における本学の授業料は本学に納めるものとする。

３　留学先の大学における授業料等諸経費については、別に定める。

（助成）

第１３条　この規程に基づく留学について、学長が認めた場合は、予算の範囲内で助成することができる。

（その他）

第１４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成29年１月５日改正）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２４日改正）

１　この規程は令和３年４月１日から施行する。

２　令和２年度以前に入学した者に関しては、第１２条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別紙様式１　留学願

別紙様式２　単位認定申請書

別紙様式１（第６条関係）

留　学　願

学部・研究科（　　年度入学）

学籍番号

氏　　名（ふりがな）

現 住 所　　〒

私は、　　に　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで留学したいので、許可くださるよう保証人（父母等）連署をもってお願いいたします。

年　　月　　日

本　　人　　氏　名　　㊞

保 証 人　　住　所

氏　名　　㊞

指導教員　　氏　名　　㊞

高知県立大学長　　様

(備考)　奨学金を受給している学生は、学生・就職支援課あるいは永国寺学務支援室担当に連絡すること。

別紙様式２（第１１条関係）

単位認定申請書

年　　月　　日

高知県立大学長　様

所　　属　　学部　　学科
研究科　　専攻
学籍番号
氏　　名　　印

高知県立大学学則第３０条又は高知県立大学大学院学則第２０条及び第２３条の規定により単位又は研究指導の認定を受けたいので、留学報告書、成績証明書等を添付のうえ、下記のとおり申請します。

記

１　単位の修得又は研究指導を受けた大学又は短期大学
（　　）

２　認定を申請する単位又は研究指導

他大学において修得した授業科目名等	単位数	認定を受けようとする本学の授業科目名等	単位数

（注）
１．留学報告書、成績証明書等のほか、授業内容・学修内容等がわかるものを添付すること。
２．上の表に記載しきれない場合は裏面に記載すること。

2　認定を申請する単位

他大学において修得した 授業科目名等	単位数	認定を受けようとする 本学の授業科目名等	単位数

（２）高知県立大学大学院科目等履修生規程

（趣旨）
第１条　この規程は、高知県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第36条に定める科目等履修生（以下「履修生」という。）に関して必要な事項を定める。
（資格）
第２条　履修生として出願することのできる者は、以下のものとする。
（１）博士前期課程に出願する者は、修士の学位を有する者又は博士前期課程の学生と同等以上の学力を有すると当該研究科が認めた者。
（２）博士後期課程に出願する者は、博士の学位を有する者又は博士後期課程の学生と同等以上の学力を有すると当該研究科が認めた者。
（出願期間）
第３条　履修生の出願期間は、学年又は学期の始まる１か月前までとする。
（出願書類）
第４条　履修生として出願する者は、第２項又は第３項に掲げる書類に学則第32条に定める入学検定料を添えて学長に願い出なければならない。
２　高知県立大学大学院（以下「本学大学院」という。）の修了生が出願する場合には、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、第２号については、身分証明書を必要とする場合にのみ提出するものとする。
（１）本学所定の願書
（２）写真１枚（縦４cm×横３cm）
（３）その他当該研究科が必要と認める書類
３　本学大学院の修了生以外の者が出願する場合には、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
（１）本学所定の願書
（２）履歴書
（３）最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
（４）健康診断書
（５）職業を有する者にあっては所属長の承諾書
（６）写真１枚（縦４cm×横３cm）
（７）その他当該研究科が必要と認める書類
（選考・許可）
第５条　履修生の受入れについては、正規学生の授業に支障のない範囲で選考するものとし、当該研究科委員会の議を経て学長が許可する。
（履修期間）
第６条　履修期間は、１年以内とする。
２　前年度に引き続いて履修生となろうとする者は、次の各号の書類を添えて学長に願い出なければならない。
（１）本学所定の願書
（２）その他当該研究科が必要と認める書類
（納付金）
第７条　履修生は、履修を許可された場合、学則第32条に定める入学金等を納付期限内に納付しなければならない。ただし、前年度に引き続き履修生となる者に対しては、入学金を免除する。
（履修の手続き）
第８条　受講に関する手続き、その履修に関することはすべて本学の履修規程に定めるところによる。
（単位の認定）
第９条　履修生が授業科目を履修し、所定の試験に合格した場合は、単位の認定を行うことができる。
（証明書）
第１０条　履修を許可され、所定の手続きを完了した者に対して、本人の請求により、身分証明書を交付する。
２　履修生として修得した単位については、本人の請求により、成績証明書を交付する。
（許可の取消）
第１１条　学長は、履修生が本学の秩序を乱すと認めたとき、授業料等を納めないとき又は病気その他の理由により履修を継続できないと認めたときは、当該研究科委員会の議を経て履修の許可を取り消す。
（補則）
第１２条　履修生に関して本規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、履修生に準用す

る。
2　履修生に関して本規程に定めるもののほか、必要な事項は当該研究科委員会で定める。

附　則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月26日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年２月６日から施行する。

（３）高知県立大学特別聴講学生規程

（趣旨）

第１条　この規程は、高知県立大学学則（以下「学則」という。）第57条及び高知県立大学大学院学則第39条に定める高知県立大学及び高知県立大学大学院（以下「本学」という。）における特別聴講学生（以下「聴講学生」という。）に関し必要な事項を定める。

（出願資格）

第２条　本学が開設する一又は複数の授業科目について、聴講学生として履修を志願することができる者は、本学との間に授業科目の単位互換に関する協定（以下「協定」という。）を締結した他の大学、大学院若しくは短期大学又は外国の大学、大学院若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）に在学し、当該大学が本学における聴講学生として履修を志願することを許可した者とする。

（他の大学等との個別協定）

第３条　他の大学等は、各個別に本学と協議を行い、次の各号に掲げる事項につき個別協定を締結するものとする。

（１）履修の対象となる授業科目の名称、単位数及び履修期間

（２）授業科目ごとの収容人員

（３）単位の互換方法

（４）授業料その他の費用の取扱い

（５）その他聴講学生の身分及び履修方法に関する事項

（出願手続）

第４条　聴講学生として履修を志願する者（以下「志願者」という。）は、所定の願書に履修を志願する授業科目の名称、単位数及び履修期間を記入し、志願者が属する大学等の長が発行した出願許可書を添えて、学長に願い出るものとする。

２　前項の願い出は、協定に特段の定めがある場合を除き、学年又は学期の始め４週間以内とする。

３　外国の大学、大学院又は短期大学との協定に基づき単位互換を認める場合の手続については、当該大学、大学院又は短期大学との個別協定による。

（入学の許可）

第５条　学長は、当該学部の教授会、当該研究科の研究科委員会又は教務委員会の議を経て、入学を許可する。

２　学長は、前項により入学を許可した者に、その身分を証する証明書を交付する。

（在学期間）

第６条　聴講学生は、学年又は学期の始めから聴講を開始するものとする。

２　聴講学生の在学期間は、聴講する授業科目の履修期間とする。

（単位の認定）

第７条　聴講学生の履修認定等に関しては、学則第28条第１項及び２項並びに第29条第１項及び２項を準用する。

２　学長は、前項の規程により履修を認定した者に成績証明書を交付する。

（退学）

第８条　聴講学生が病気その他の理由により聴講学生としての履修を中止し、退学しようとするときは、所定の様式により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（授業料等）

第９条　聴講学生の授業料については、第３条第４号の規程によるほか、「大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項」（平成８年11月１日高等教育局長裁定）に従う。

（学則等諸規程の準用）

第１０条　聴講学生については、この規程に定めるもののほか、必要に応じ、本学学生に関する規程を準用する。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、聴講学生に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て学長が定める。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年２月６日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年12月24日から施行する。

（４）高知県立大学大学院長期履修学生規程

（趣旨）
第１条　この規程は、高知県立大学大学院学則第15条第１項ただし書きの規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。
（申請資格）
第２条　長期履修学生として申請することができる者は、本学大学院人間生活学研究科博士前期課程の入学手続者のうち、次の各号のいずれかに該当するために標準修業年限で修了することが困難な者とする。
（１）有職者（正規雇用以外の者を含む。）
（２）家事・育児・介護等の従事者
（３）その他やむを得ない事情を有すると認める者
（修業年限等）
第３条　長期履修学生の修業年限は入学時から起算して３年間とする。ただし、休学期間は当該修業年限には算入しないこととする。
（履修登録の制限）
第４条　長期履修学生が、１年間に履修登録することができる単位数の上限は、年間15単位とする。ただし、履修登録の上限とする単位数には、研究指導科目の単位数は含まないものとする。
（申請手続）
第５条　長期履修学生の適用を希望する者は、長期履修学生申請書（別記様式１）を入学する年の２月末日（その日が休業日になるときは、休業日の翌日）までに学長に提出しなければならない。
（修業年限の短縮）
第６条　長期履修学生が、その修業年限の短縮を希望する場合は、あらかじめ指導教員の承認を得て、別に定める長期履修学生短縮申請書（別記様式２）を学長に提出しなければならない。この場合において、長期履修学生短縮申請書の提出期限は、１年次の２月末日（その日が休業日になるときは、休業日の翌日）とし、２年次から適用することとする。
（許可）
第７条　第５条及び第６条の申請に対しては、大学院人間生活学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が許可する。
（その他）
第８条　この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年７月１日から施行する。
この規程は、平成２６年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成２６年９月２４日から施行する。
この規程は、平成２８年度入学生から適用する。
この規程にかかわらず、平成２７年度以前の入学生は従前の定めによる。

附　則

この規程は、令和２年２月20日から施行する。

別記様式１　長期履修学生申請書
別記様式２　長期履修学生短縮申請書

（５）高知県立大学大学院転研究科の取扱いに関する細則

第１条　この細則は、高知県立大学大学院学則第14条第2項の規定に基づき、学内において、学生が在籍する研究科から他の研究科に転出・転入（以下、「転研究科」という。）するときの取扱いに関して、以下のとおり定める。

２　転研究科は、学生の多様な能力・適性や学習意欲に柔軟に応えることを目的とする。

第２条　転研究科の受入れは、研究科毎の受入れ年次の在籍者数(受入れの前年度における11月1日現在)が、原則として大学院学則第4条第1項に規定する入学定員を超えない場合に限り、その範囲内において研究科の判断により実施できるものとする。

２　入学定員(研究科・専攻毎)を超えている場合でも、収容定員において許容範囲内であれば、研究科の判断により実施できるものとする。

第３条　受入れる年次は、博士前期課程は2年次、博士後期課程は2年次または3年次とする。

２　前項の規定にかかわらず、看護学研究科共同災害看護学専攻への転研究科は、原則として認めない。

第４条　受入れる時期は、学年の初めとする。

第５条　各研究科はあらかじめ、選考基準等を定めるものとする。

第６条　選考方法は原則として、個別学力検査等、筆記試験、面接等の成績、と在籍中の成績のうち、必要な項目を組み合わせて総合的に判定するものとする。

第７条　転研究科を希望する学生のために、研究科に相談窓口(教務委員等)を設け、次の点については慎重に対応するものとする。

第８条　受入研究科は、転研究科の受け入れを実施しようとするときは、次の項目を記載した選考要項を受け入れの前年度の1月末までに公表するものとする。

（１）受入人数
（２）志願条件
（３）志願書類
（４）志願の時期
（５）選考の時期
（６）選考方法
（７）選考結果の通知等
（８）その他研究科において必要とするもの

第９条　この細則の改廃は、各研究科委員会の議を経て教育研究審議会が審議のうえ行う。

附　則

（施行期日）

１　この細則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　平成26年度大学院改組に伴い、健康生活科学研究科の博士後期課程から看護学研究科及び人間生活学研究科の博士後期課程に転研究科する場合は、同じ専攻分野（授与する学位に付記する専攻分野の名称）又は領域に移行する転研究科に限り、第2条、第3条第1項、及び第5条から第8条の規定にかかわらず、志願する者の転研究科を認めるものとする。

（６）高知県立大学大学院休学及び退学に関する細則

（目的）
第１条　この細則は高知県立大学大学院学則第13条の規定に基づき、休学及び退学の許可の手続について必要な事項を定める。
（願い出）
第２条　休学及び退学を希望する者は、所定の様式により学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
（許可）
第３条　学長は、休学及び退学の可否について、当該学生が所属する研究科の研究科長及び研究科長が指名した教員２名で構成する休退学審査委員会の意見を聴いたうえで決定する。
２　前項に定める意見は文書によるものとする。ただし、学長は、必要な場合は、口頭により事情を聴くことができる。
３　学長は、休学及び退学を許可する場合は、所定の様式にて通知する。
（事務）
第４条　休学及び退学の手続に関する事務は、学生支援部が行う。

附　則

（施行期日）
１　この内規は平成２７年７月２３日から施行する。
附　則
この細則は令和２年４月１日から施行する。

様式１　大学院　休学願様式
様式２　大学院　退学願様式
様式３　大学院　休学許可様式
様式４　大学院　退学許可様式

様式１（細則第２条）

休　　学　　願

研究科　　専攻
課程（　　年度入学）
学籍番号
氏　　名
現 住 所　〒

私は、　　の事由により　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで休学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いいたします。

年　　月　　日

本　　人　氏　名　　印
保 証 人　住　所
氏　名　　印

高知県立大学長　　様

（備考）　病気の事由の場合は、医師の診断書を添付して提出すること。
奨学金を受給している学生は、学生・就職支援課に連絡すること。

様式２（細則第２条）

退　　学　　願

研究科　　専攻
課程（　　年度入学）
学籍番号
氏　　名
現住所　〒

私は、　　の事由により　　年　　月　　日限り退学したいので、許可くださるよう保証人連署をもってお願いいたします。

年　　月　　日

本　　人　氏　名　　印

保　証　人　住　所

氏　名　　印

高知県立大学長　　様

（備考）　病気の事由の場合は、医師の診断書を添付して提出すること。
奨学金を受給している学生は、学生・就職支援課に連絡すること。

様式５－１（学則第 14 条第 5 項関係）

休学期間満了前の復学

復　　学　　願

研究科　　専攻　　課程

（　　年度入学）

学籍番号

氏（ふり）　名（がな）

現 住 所　〒　　－

私は、　　の事由により休学中のところ、　　年　　月　　日から復学したいので、許可くださるよう保証人（父母等）連署をもってお願いいたします。

年　　月　　日

本　人　　氏　名　　㊞

保証人　　住　所　〒　　－

氏　名　　㊞

指導教員　　氏　名　　㊞

高知県立大学長　　様

（備考）　病気休学であった場合は、医師の診断書を提出すること。
奨学金を受給している学生は、学生課に連絡すること。

（７）成績に関する大学院の学生の疑義への対応について（申し合わせ）

高知県立大学大学院教務委員会

成績に関して、学生・教員を合意に導くことを目的に、以下に申し合わせ事項を定める。

１　学生は、成績について疑義がある場合は、成績開示日から原則６日以内（土日祝日を除く。）に「成績に関する疑義申立書」（別紙様式）を事務局（教務担当）に提出し、疑義の申立てができる。ただし、各研究科委員会が認めるものについては、期間外においても申立てることができる。

事務局（教務担当）は、「成績に関する疑義申立書」を受理した場合、速やかに授業担当教員にその旨を連絡する。

２　授業担当教員は、学生から申立てがあった場合、「成績に関する疑義申立書」の受理日から原則６日以内（土日祝日を除く。）に適切な方法により成績判定に係る根拠、経緯等を説明する等、誠意ある対応をする。

授業担当教員の対応、あるいは説明に納得がいかない学生は、各研究科長へ相談することができる。

各研究科長が授業担当教員の場合は、各研究科の教務委員へ相談することができる。

３ 各研究科長（各研究科の教務委員）は、学生から相談があった場合は、内容により下記のいずれかの方法により解決をはかる。

（１）授業担当教員・学生による話し合い

（２）授業担当教員・学生・各研究科長（各研究科の教務委員）による話し合い

上記のいずれかの方法によっても解決ができない場合は、各研究科委員会に諮る。

４　学生からの申立てにより、成績の修正等が生じた場合は、授業担当教員が、当該学生と事務局（教務担当）へ通知する。

別紙様式

附則

平成30年４月１日施行

（別紙様式）

成績に関する疑義申立書

年　　月　　日

担当教員氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

所属　　研究科　　課程

学籍番号

氏名

連絡先
（電話）
（E-Mail）

（科目名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の成績判定に係る根拠、経緯等の説明をお願いいたします。

事務局（教務担当）記入欄	
受理日	
担当者	

（８）高知県立大学の各学部・他研究科等開講授業科目の履修の手続に関する要領

１　趣旨

この要領は、高知県立大学大学院学則第18条第２項及び第21条第１項の規定に基づき、高知県立大学大学院の研究科に在籍している学生が、その所属している研究科・専攻・課程以外において開講されている授業科目を履修しようとする場合の手続について定める。

２　用語の定義

（１）履修を希望する学生が在籍している研究科を「所属研究科」という。
（２）所属研究科以外の研究科・専攻・課程と高知県立大学の学部を「他研究科等」、「各学部」という。
（３）所属研究科と所属以外の研究科の研究科長を「所属研究科長」、「他研究科長」という。
（４）各学部の学部長を「各学部長」という。

３　他研究科等の授業科目の履修を希望する場合の手続

（１）他研究科において開講される授業科目の履修を希望する場合は、開講期の１か月前までに各学部・他研究科等開講授業科目履修願（別記様式）により所属研究科長の承認を得たうえで、他研究科長に願い出なければならない。ただし、新入学生が他研究科の前期開講授業科目の履修を希望する場合は、履修登録締切までとする。
（２）所属研究科の他の専攻・課程において開講される授業科目の履修を希望する場合は、履修登録締切までに各学部・他研究科等開講授業科目履修願（別記様式）により所属研究科長に願い出なければならない。

４　学部の授業科目を履修しようとする場合の手続

各学部において開講される授業科目の履修を希望する場合は、開講期の１か月前までに各学部・他研究科等開講授業科目履修願（別記様式）により所属研究科長の承認を得たうえで、各学部長に願い出なければならない。ただし、新入学生が各学部の前期開講授業科目の履修を希望する場合には、履修登録締切までとする。

５　その他

上記３及び４の手続が何らかの事情によって行えない場合又は遅延する場合は、所属研究科長の指示によるものとする。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。
２　高知県立大学の各学部・他研究科開講授業の履修に関する申合せは、廃止する。

様式　各学部・他研究科等開講授業科目履修願

別記様式

各学部・他研究科等開講授業科目履修願

年　　月　　日

（授業科目を設置する学部長、研究科長名）様

研究科・専攻・課程

学籍番号

氏　　名

主研究指導教員

下記の授業科目の履修を希望します。

記

1　履修を希望する理由

2　履修を希望する授業科目

開設部局等	授業科目	単位数	開講期	備考

研究科長承認欄　**※事務局から研究科長に確認**（各学部・他研究科の授業科目の履修を希望する場合使用）

履修承認確認：上記の者の各学部・他研究科の授業科目の履修について承認します。
所属研究科長名（自署）：

（９）高知県立大学ティーチング・アシスタント等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、高知県立大学（以下「大学」という。）の教育及び研究に係る補助業務等を在学生を採用して行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　補助業務を行う大学院学生をティーチング・アシスタント（以下「ＴＡ」という。）又はリサーチ・アシスタント（以下「ＲＡ」という。）という。

（業務）

第３条　ＴＡは、本学の優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に学部学生等に対する教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実と教育訓練の機会提供を図ることを、ＲＡは、本学の優秀な大学院生に対し、研究補助者として研究遂行能力を育成し研究体制の充実を図ることをそれぞれ採用の目的とし、もって大学院生の処遇改善に資するものとして、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）ＴＡは、講義、演習、実習、調査等の補助及び学習上の指導を行う。

（２）ＲＡは、本学において実施される研究プロジェクト等に参画し、必要な研究補助を行う。

（採用資格）

第４条　ＴＡ及びＲＡになることのできる者は、本学大学院に在籍する学生とする。

２　ＴＡは、担当しようとする科目の担当教員が、ＴＡ候補者として適性を認めることを採用の前提とする。

３　ＴＡ及びＲＡの候補者は、次の各号の一に該当し，教育補助業務及び研究補助業務の遂行能力があると認められる者とする。

（１）業務内容と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者

（２）研究科における研究状況が良好であり，所定の年限で修了が見込める者

（３）その他研究科の長が優秀と認めた者

４　研究科は、ＴＡ及びＲＡの選考基準を必要に応じて定めるものとする。

（採用期間）

第５条　ＴＡ及びＲＡの採用期間は、会計年度内の定められた期間とする。

２　ＴＡ及びＲＡが従事する業務の研究プロジェクト等が、会計年度を跨いで継続する場合は、当該プロジェクト等が終了するまでの間、採用期間を更新することができる。

（担当時間）

第６条　ＴＡ及びＲＡの一人当たりの担当時間数は、本法人内で雇用するその他の日々雇用業務等を併せて原則として1週間当たり20時間未満、年間480時間未満とする。

２　前項の勤務時間は、当該学生の通常の研究指導、授業等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

（手当の支給）

第７条　ＴＡ及びＲＡに手当を支給するものとする。

２　手当の単価は、次の各号を基準として年度ごとに定める予算の範囲内で支給する。また、当該単価は業務の内容に応じて基準単価から増額することができる。

（１）博士前期課程の学生であるＴＡ及びＲＡの手当は、1時間当たり1,000円又は1,200円とする。

（２）博士後期課程の学生であるＴＡ及びＲＡの手当は、1時間当たり1,200円又は1,500円とする。

３　前項各号の１時間当たりの手当の額は、業務の内容に応じて決定する。

（選考及び採用）

第８条　研究科長は、科目担当教員又は研究プロジェクト担当教員と協議のうえＴＡ又はＲＡの候補者を選考し、採用期間及び担当時間を定めて、学長の決裁を受けるものとする。

２　学長は、当該教育補助業務又は研究補助業務が第3条に掲げる採用の目的に照らして適当であり、かつ候補者の選考が第4条の規定に基づき適切であると認められるときは、候補者の採用を行うものとする。

（制度の適正な運用等）

第９条　研究プロジェクトチームの代表者は、ＲＡに対し次に掲げる措置を講じるなど制度の趣旨にのっとり、適正な運用に努めなければならない。

（１）研究補助業務に関する事前の適切なオリエンテーションの実施

（２）受入れ教員による継続的かつ適切な指導・助言

２　ＲＡが所属する研究科等の長及び研究チームの代表者は連携し、ＲＡ受入れ教員及び当該ＲＡが在籍する研究科の研究指導教員から、随時当該研究補助業務等に関する意見を聴取しなければならない。

（事務局）

第１０条　この規程の運用等に関する事項は教務支援部が主管し、採用手続及び手当の支給に関する事項は、総務部がそれぞれ分担する。

（雑則）

第１１条　この規程に定めるものの他、ＴＡ及びＲＡに関して必要な事項は、各研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

附　則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成30年６月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。
２　博士課程に学生が在籍しなくなるまでの間、博士課程の学生は、博士後期課程の学生と同様に取り扱う。

様式（第８条関係）　TA・RA雇用実施伺

（10）高知県立大学風水害等非常時における授業・学期末試験の取り扱いについて（申し合わせ）

高知県立大学学生委員会
高知県立大学教務委員会
原則として、高知県中部に暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれかの警報（以下「警報」という。）が発令され、かつ高知市内の公共交通機関（とさでん交通）の電車・バスのいずれかが運休（以下「公共交通機関が運休」という。）した場合、当日の授業及び学期末試験（以下「授業等」という。）は以下のとおりに取り扱うこととする。
但し、学外実習（看護学部の実習を除く。）については、この限りではない。
１．休講
（１）第１～２限
　午前７時現在において、警報が発令され、かつ公共交通機関が運休した場合
（２）第３～５限
　※　池キャンパスと永国寺キャンパスで取り扱いが異なるので注意。
１）池キャンパス
午前10時現在において、警報が発令され、かつ公共交通機関が運休した場合
２）永国寺キャンパス
午前11時現在において、警報が発令され、かつ公共交通機関が運休した場合
（３）第６～７限（永国寺キャンパスのみ）
午後４時現在において、警報が発令され、かつ公共交通機関が運休した場合
２．その他の休講
（１）上記以外の場合であっても、通学に際して不測の事態が発生すると予想される場合には、授業等を休講とすることがある。
（２）交通の遮断等により授業担当者の来学ができなくなった場合には、上記１の規定に関わらず休講とする。
３．実習時の休講
（１）学外実習（看護学部の実習を除く。）については、各実習先の指示に従う。
（２）看護学部の実習については、実習担当者の指示に従う。
４．休講の周知
　休講に関する通知は緊急連絡専用ウェブページ（仮称）に掲載される。学生は各自でその通知を、責任を持って確認し、速やかに、かつ適切に対応する。
５．休講となった授業の補完
　休講となった授業等は後日に補講を実施する。ただし、やむを得ない場合には補講に替わる方法で行われることがある。
６．上記２（１）の休講の決定
　　別に定める。
７．留意事項
・大学からのタイムリーな情報提供が困難な状況も想定される場合、学生は各自で気象警報や公共交通機関の運行状況に関する必要な情報を入手し、適宜対応する。
・風水害等のため午後及び臨時に授業等が休講となった場合は、安全な帰宅手段が確保できるうちに帰宅する。
・以下の場合、特別欠席の取り扱いの対象となる場合がある。特別欠席申請書の提出及び交通路の遮断の理由書（通学路が確保できないと判断した具体的な状況や理由）を添えて、当該科目の担当教員に申請する。
（１）通学経路上の公共交通機関の運休や運行再開遅延により登校できなかった場合
（２）安全な通学路が確保できないと通学者自身が判断するような事態が発生した場合
　この申し合わせは、平成23年4月1日から施行する。

附　則

　この申し合わせは、平成27年４月１日から施行する。

（11）障がいのある学生への支援について（申し合わせ）

高知県立大学学生委員会
高知県立大学教務委員会

高知県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）第７条の合理的配慮の提供の適正な実施を図ることを目的に、障がいのある学生への支援について、以下に申し合わせ事項を定める。

１　入学前に支援を希望する学生への対応

（１）入学前の準備段階

①　入学試験前

相談窓口は、学生支援部入試課とし、学生募集要項に相談窓口を明記し、適宜、面談や電話により受験生からの問い合わせに対応する。

②　入学試験合格発表後

相談窓口は、学生支援部学生・就職支援課とし、入学試験前の相談内容について、入試課から引き継ぎを受け、障がいの状況や希望する支援の内容を事前に聴取する。

③　入学前相談

ア　支援希望者の面談

学生支援部、教務支援部、健康管理センター、所属学部・研究科等の教職員は、支援を希望する学生及び保護者等と面談し、学生の特性や取り組むべき課題、支援希望の内容等について把握、協議するなど、支援に必要な準備を進める。

イ　必要書類

面談の結果、学生及び保護者等が支援を依頼する場合は、原則として、下記の書類の提出を求める。

・修学支援申請書【別紙１】

・主治医診断書等（必要な支援内容が記入されているものが望ましい）

（２）支援の決定

①　支援内容の検討・決定

学生部長は、（１）③アの面談及びイの必要書類を基に、所属学部、学生支援部、教務支援部、健康管理センターの教職員と協議し、支援内容・体制を速やかに検討・決定し、学生本人に通知するとともに、必要に応じて学長に報告する。

なお、支援内容の決定に当たっては、必要に応じ、学外の専門家等の第三者の意見を求める。

②　支援依頼書の作成

学生部長は、①に基づき、必要な情報や支援について記載した「支援依頼書」を作成し、必要な支援を学内関係者に依頼するとともに、学生及び担当教員に個別の指導・助言などのバックアップを行う。

２　入学後に支援を要することとなった学生への対応

（１）相談窓口

相談窓口は、対応要領第８条の相談窓口とする。

（２）情報の収集

入学前に情報がなく、入学後に相談があった学生については、学生支援部、教務支援部、健康管理センター、所属学部・研究科等の教職員において、情報収集を行うとともに、必要に応じて学生及び保護者等と面談し、学生の特性や取り組むべき課題、支援希望の内容等について把握、協議する。

（３）支援の決定

①　必要書類

面談の結果、学生及び保護者等が支援を依頼する場合は、原則として、下記の書類の提出を求める。

・修学支援申請書【別紙１】

・主治医診断書等（必要な支援内容が記入されているものが望ましい）

②　支援内容の検討・決定

学生部長は、（１）の面談及び（３）①の必要書類を基に、所属学部、学生支援部、教務支援部、健康管理センターの教職員と協議し、支援内容・体制を速やかに検討・決定し、学生本人に通知するとと

に、必要に応じて学長に報告する。

なお、支援内容の決定に当たっては、必要に応じ、学外の専門家等の第三者の意見を求める。

③　支援依頼書の作成

学生部長は、②に基づき、必要な情報や支援について記載した「支援依頼書」を作成し、必要な支援を学内関係者に依頼するとともに、学生及び担当教員に個別の指導・助言などのバックアップを行う。

3　支援の実施及び支援内容の見直し

①　決定された支援内容に基づき、学生部長の監督のもと、学生支援部及び所属学部・研究科を中心に、教務支援部、健康管理センターほか関連部署による連携を図り、学生に対し速やかに支援を提供する。

②　学生支援部は、障がいのある学生への支援において、次の役割を担う。

ア　障がいのある学生本人や教職員からの相談窓口

イ　障がいのある学生の状況や支援等に関する情報集約

ウ　支援に関わる教職員・関連部署との連絡調整

エ　支援の決定・実施・見直しに関する学生本人への連絡・説明

オ　支援の適切な実施に関する継続的なモニタリング

カ　支援の実施等に関する学生部長への報告

なお、取り組むべき課題に応じて、所属学部・研究科と役割調整を行う。

③　必要に応じて、学生部長、学部長・研究科長、学年担当教員、学生支援部、教務支援部、健康管理センター等の関連する教職員により、支援会議を開催し、支援内容や実施体制等について協議する。

④　学部長・研究科長、学年担当教員、学生支援部、教務支援部、健康管理センター等の関係機関は、支援決定後においても、学生及び保護者等と定期的な面談等を通じ、支援内容や体制等の見直しを適宜実施する。

附　則

この申し合わせは、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

別紙１　修学支援申請書

別紙１

修学支援申請書

高知県立大学長　様

下記のとおり、修学上の支援をお願いしたく申請します。

申請日　　年　　月　　日

申請者氏名	
学籍番号	
連絡先（メール）	
連絡先（電話）	
緊急連絡先（電話番号・関係）	
障がいの内容	
支援を希望する事項 （欄が不足する場合は、別紙に記入して添付してください。）	
主治医（病院名、主治医の氏名）または関係者	
本人の同意 （情報共有に関する同意）・自署	

※主治医の診断書等または関係者の所見を添付してください。

※記入いただいた内容は、必要に応じて、関係する教職員及び外部の専門家等で共有します

（12）高知県立大学における学生の改姓等及び通称名等の使用に関する要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、高知県立大学における学生の改姓等及び通称名等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
（１）改姓等　在籍する学生の改姓及び改名をいう。
（２）通称名等
　ア　旧姓をいう。
　イ　戸籍上の氏名に代えて通用しているもの（旧姓を除く。）をいう。
（通称名等の使用の申出ができる学生）
第３条　通称名等の使用の申出ができる学生は、次に定めるとおりとする。
（１）学部生
（２）大学院生
（３）高知県立大学学則第53条から第57条までのいずれかに該当する者
（４）高知県立大学大学院学則第36条から第40条までのいずれかに該当する者
（通称名等の使用）
第４条　通称名等を使用できる場合は、次のとおりとする。
（１）婚姻等により戸籍上の姓名を変更した学生が旧姓を使用する場合
（２）戸籍上の改名がなされていない学生が病気や障害のために通称名等を使用する場合
（３）外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
（通称名等の使用ができる文書等）
第５条　通称名等の使用ができる文書等は、第６条に定める以外の文書等とする。
（通称名等の使用ができない文書等）
第６条　通称名等の使用ができない文書等は、次のとおりとする。
（１）法令等の定めにより通称名等の使用が認められていないもの
（２）その他通称名等の使用が適切でないと学長が判断したもの
（改姓等の届出）
第７条　改姓等を行った学生は、事実が確認できる書類（戸籍抄本等）を添えて、改姓等届（様式１）を学長に提出しなければならない。
（通称名等の使用の申出）
第８条　通称名等の使用を希望する学生は、必要な書類を添えて、通称名等使用申出書（様式２）を学長に提出しなければならない。
（通称名等の使用の許可）
第９条　学長は、通称名等の使用を認めた場合は、通称名等使用許可書（様式３）により、当該学生に通知する。
（通称名等の使用の中止）
第10条　通称名等を使用している学生が、使用を中止する場合、通称名等使用中止届（様式４）を学長に提出しなければならない。
（記録）
第11条　通称名等の使用の申出又は通称名等の使用の中止の届出を受理した場合は、その旨を学籍簿に記載する。
（卒業、修了又は退学後の取扱い）
第12条　卒業、修了又は退学時に通称名等を使用していた学生に係る文書等（第６条に定めるものを除く。）の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、通称名等で行うものとする。
（通称名等の使用に伴う証明）
第13条　通称名等の使用に係る戸籍上の氏名との同一性の証明については、当該学生の責任において行うものとする。ただし、当該学生からの依頼により、「本学では、通称名等使用を認めている。」旨が記載された文書（様式５）を交付することとする。
（その他）
第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附　則

１　この要綱は平成30年12月６日から施行する。
２　高知県立大学における学生の改姓等届出及び旧姓使用取扱要綱は、廃止する。

（様式１）

改姓等届

（元号）　　年　　月　　日

高知県立大学長　様

所属　　学部　　学科

研究科　　専攻

学籍番号

氏　　名　　印

改姓等しましたので、下記のとおり届出ます。

記

１　戸籍上の氏名（新氏名）

新氏名	（ふりがな）

２　旧戸籍上の氏名（旧氏名）

旧氏名	（ふりがな）

３　改姓等年月日　　（元号）　　年　　月　　日

（注）
１　事実が確認できる書類（戸籍抄本等）を添付してください。
２　旧姓使用を希望する場合は、通称名等使用申出書（様式２）をあわせて提出してください。

（様式２）

通称名等使用申出書

（元号）　　年　　月　　日

高知県立大学長　様

所属　　学部　　学科

研究科　　専攻

学籍番号

氏　　名　　印
（戸籍抄本等と同じ）

通称名等を使用したいので、確認書類を添えて下記のとおり申出ます。

記

１　使用する通称名等

氏　名	（ふりがな）

２　戸籍上の氏名

氏　名	（ふりがな）

３　使用理由　　※該当の番号に〇を記入

１　旧姓を使用　　（添付書類：戸籍抄本等）
２　病気や障害のために通称名等を使用　　（添付書類：医師の診断書）
３　外国籍である学生が住民票に記載されている通称名を使用（添付書類：住民票）

（様式３）

通称名等使用許可通知書

（元号）　　年　　月　　日

様

高知県立大学長

（元号）　　年　　月　　日付けで申出のあった通称名等の使用について、下記のとおり許可しましたので通知します。

記

１　使用する通称名等

氏　名	（ふりがな）

２　戸籍上の氏名

氏　名	（ふりがな）

（注）

１　法令等の定めにより通称名等の使用が認められていないものについては戸籍上の氏名を使用します。

２　各種文書の戸籍上の氏名と通称名等の同一性の証明については、当該学生の自己責任によるものとします。ただし、「本学では、通称名等の使用を認めている」旨記載された文書（様式５）を交付することは可能ですので、希望する学生は申出てください。

（様式４）

通称名等使用中止届

（元号）　　年　　月　　日

高知県立大学長　様

所属　　学部　　学科

研究科　　専攻

学籍番号

氏　　名　　印

通称名等の使用を中止したいので、下記のとおり届出ます。

記

１　中止する通称名等

氏　名	（ふりがな）

２　使用する戸籍上の氏名

氏　名	（ふりがな）

（様式５）

高知県立大学学生の氏名表記について

本学では、学生からの申出により、学生の氏名について戸籍上の氏名でなく通称名等を使用することを認めており、下記学生の氏名については、学位記を始め各種文書等（ただし、法令等の定めにより通称名等の使用が認められていないものを除く。）で通称名等を使用しています。

記

使用する通称名等

氏　名	（ふりがな）

戸籍上の氏名

氏　名	（ふりがな）

（元号）　　年　　月　　日

高知県立大学長

※）この書類は、通称名等を使用する学生から依頼された場合に作成し、交付することとする。

（13）高知県立大学学生の表彰に関する規程

（目的）
第１条　高知県立大学学則第４２条の規定に基づき、本学学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。
（実施）
第２条　表彰は、この規程の定めるところにより、次の各号の議を経て学長が行う。
（１）大学賞及びそれに準ずる表彰においては教育研究審議会
（２）学長奨励賞においては学生委員会
（３）学長賞及びそれに準ずる表彰においては学生委員会
（表彰）
第３条　表彰は、表彰状を授与して行うこととし、あわせて記念品を贈呈する。
（表彰の対象）
第４条　表彰される対象となる学生は次の各号に該当するものとする。
（１）大学賞は、学士課程及び博士課程の当該年度における卒業又は修了者とする。
（２）学長奨励賞は、２回生以上の学士課程在籍者とする。
（３）学長賞は、学士課程在籍者とする。
（表彰の基準）
第５条　表彰の基準は、次の各号に該当するものとし、大学賞は１号及び５号、学長奨励賞は２号、学長賞は３号から５号までに該当する者とする。なお３号、４号該当者の中でも特に優れていると認められた者は大学賞に該当するものとする。
（１）大学における学業成績、論文・学術研究等の成果が特に優れていると認められる者
（２）大学における学業成績が特に優れていると認められ、かつ、他の学生の模範となる者
（３）大学における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められる者
（４）社会活動において特に優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
（５）その他、以上の各号と同等またはそれ以上の表彰に価する行為等があったと認められる者
（受賞者の選考及び決定）
第６条　受賞者の選考及び決定は次の各号により行うこととする。
（１）大学賞については、学部長、研究科長及び学生部長は、第５条に該当する所属の学生について、事実関係を整理し、資料を作成して教育研究審議会に提出する。教育研究審議会は、学部長等から推薦された学生について選考を行い、学長は受賞者を決定する。
（２）学長賞については、学生部長は、第５条に該当する所属の学生について、事実関係を整理し、資料を作成して学生委員会に提出する。学生委員会は第２条に基づき選考を行い、学長は受賞者を決定する。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。
２　この規程の制定により、高知県立大学学生の表彰に関する申し合わせは廃止する。

(14) 高知県立大学における独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に関する申合せ

（趣旨）

第１条　この申合せは、高知県立大学において独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生のうち、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成１６年政令第２号。以下「施行令」という。）第８条第１項の規定に基づきその奨学金の全部又は一部の返還の免除を受ける候補者として推薦すべき者（以下「返還免除候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

（返還免除候補者の選考）

第２条　返還免除候補者の選考は、施行令第８条第２項の規定に基づく学内選考委員会（以下「委員会」という。）が調査審議して行うものとする。

２　返還免除候補者を選考する際は、選考に係る学生の当該大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、機構が定める基準に基づき設定した別表の評価項目を総合的に評価して行うものとする。

（機構への推薦）

第３条　学長は、前条により選考した返還免除候補者について、博士前期課程、博士後期課程及び博士課程の別に順位を付し、機構に推薦するものとする。

（学内選考委員会）

第４条　第２条第１項に規定する委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 研究科長

(3) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

２　委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

３　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

４　委員会の定足数は過半数とし、議事は出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

５　委員会は、第２条第１項の調査審議を行うに当たっては、奨学金の返還免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

（事務）

第５条　返還免除候補者の選考に関する事務は、学生支援部において処理する。

（雑則）

第６条　この申合せに定めるもののほか、返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この申合せは、令和３年４月１日から施行する。

別　表（第２条第２項関係）

業績の種類	機構が定める評価基準	評価項目
（１）学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	①学位論文が特に優れている ②学位論文以外の研究論文が特に優れている ③学会等から賞を受けた ④学会誌、学術誌に掲載された ⑤学会で発表され、高い評価をうけた
（２）大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条第２項に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	①特定の課題についての研究の成果及び試験の結果が特に優れていると認められること
（３）大学院設置基準第 16 条の 2 に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	
（４）著書、データベースその他の著作物（第１号及び第２号に掲げるものを除く。）	前２号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績等として評価されること	①専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績等として評価されること
（５）発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	①特許（申請中も含む） ②実用新案（申請中も含む）
（６）授業科目の成績	講義･演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	①講義、演習等で特に優秀な実績を修めた ②修業年限の短縮を認められた
（７）研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	①リサーチアシスタントによる補助業務 ②ティーチングアシスタントによる補助業務 ③教育又は研究活動に係るその他の補助業務
（８）音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	①国際コンクールに出場、入賞、受賞 ②全国コンクールに入賞、受賞 ③全国公募展等に入賞、受賞 ④演劇等における公演活動
（９）スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会などで優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	①国際大会に代表として出場、入賞 ②全国大会に上位入賞
（１０）ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	①　教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること

（15）高知県立大学総合情報センター図書館利用細則

（趣旨）

第１条　この細則は、高知県立大学総合情報センター規程第９条の規定に基づき、高知県立大学総合情報センターが管理する図書館及び図書館資料の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館日、開館時間及び利用時間）

第２条　図書館は、次の各号に掲げる日を除き開館するものとする。

（１）日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

（２）年末年始（12月29日から翌年１月３日まで）

（３）図書の点検、整理日（毎月第１水曜日及び夏季休業中、冬季休業中又は春季休業中（以下「夏季等休業中」という。）の一定期間）

（４）夏季等休業中の土曜日

（５）高知県立大学総合情報センター長(以下「センター長」という。)が休館を必要と認めた日

２　図書館の開館時間は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）高知県立大学総合情報センター永国寺図書館(以下「永国寺図書館」という。)は、月曜日から金曜日までは８時30分から21時まで、土曜日は９時から17時までとする。ただし、貸出手続は閉館の10分前までとする。

（２）高知県立大学総合情報センター池図書館(以下「池図書館」という。)は、月曜日から金曜日までは８時30分から19時まで、土曜日は９時から17時までとする。ただし、貸出手続は閉館の10分前までとする。

３　第３条第１号及び第３号に規定する利用者が、図書館を利用できる時間は、開館時間全ての時間とする。

４　第３条第２号、第４号、第５号に規定する利用者が開館時間内に図書館を利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、池図書館においてはセンター長が、永国寺図書館においてはセンター長及び高知工科大学附属情報図書館長（以下「情報図書館長」という。）が別に定める。

５　第１項から第４項の規定にかかわらず、池図書館においてはセンター長が必要と認めたとき、永国寺図書館においてはセンター長及び情報図書館長が必要と認めたときは開館時間及び利用時間を変更することができる。

（利用者の範囲）

第３条　図書館を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）高知県立大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、委託生、科目等履修生、外国人留学生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

（２）高知県立大学及び高知短期大学の旧教職員及び卒業生

（３）高知工科大学の教職員、非常勤講師、学生、大学院生、研究生、科目等履修生、特別科目等履修学生、特別研究学生及び聴講生

（４）高知工科大学の旧教職員及び卒業生

（５）その他センター長が許可した者

（利用許可証の交付）

第４条　図書館を利用するには、利用許可証の交付を受けなければならない。

２　高知県立大学、高知工科大学が発行する学生証及び職員証は、それぞれ前項の利用許可証とみなす。

３　利用許可証の交付を受けるときは、身分証明書を提示して、係員に申請しなければならない。

４　図書館を利用する際には、利用許可証を携行し、係員の求めがあったときには掲示しなければならない。

５　利用許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出をしなければならない。

６　利用許可証を紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けるものとする。

（館内利用）

第５条　館内利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、センター長が別に定めた場合は、この限りではない。

（１）館内の図書館資料は、自由に利用できる。利用が終わったときは、センター長が指定する位置（図書返却棚等）又は元の書架内に速やかに返却すること。

（２）資料、備品、施設等を損傷しないこと。

（３）静粛を保つこと。ただし、許可をされた場所の場合は、この限りではない。

（４）館内の許可された場所及び方法以外での、飲食を行わないこと。

（５）所持品の管理は、利用者の責任で行うこと。

（６）資料若しくは備品又は私物を放置しないこと。

（７）センター長の許可なく、館内で勧誘、演説、物品の展示若しくは販売又は広告類の掲示若しくは配布を行わないこと。
（８）他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
（９）図書館の業務を妨げる行為を行わないこと。

（館外貸出）

第６条　図書館資料の館外貸出は、次の各号の規定により行う。
（１）図書館資料に利用許可証を添えて係員に提示し、貸出を受ける。
（２）図書の貸出期間は、14日以内とする。ただし、貸出期間が夏季等休業中であるときは、センター長は、第３条第１号及び第３号に掲げる学生、教職員について授業開始日から起算して７日以内まで貸出期間を延長することができる。
（３）逐次刊行物の貸出期間は、７日以内とする。ただし、最新刊の逐次刊行物は、原則として貸出をしない。
（４）貸出冊数は、次表のとおりとする。本号の貸出冊数とは、高知県立大学、高知工科大学の各図書館で貸出する合計の冊数をいう。

〈通常授業期間〉

区分	学部学生（学部に所属する委託生等を含む）	大学院生（大学院に所属する科目等履修生等を含む）	教職員 非常勤講師	一般利用者（第3条第2号、第4号及び第5号に掲げる者）
貸出冊数	10冊以内	15冊以内	10冊以内	5冊以内

〈長期休業期間〉

区分	学部学生（学部に所属する委託生等を含む）	大学院生（大学院に所属する科目等履修生等を含む）	教職員 非常勤講師	一般利用者（第3条第2号、第4号及び第5号に掲げる者）
貸出冊数	15冊以内	20冊以内	10冊以内	5冊以内

（５）図書館資料の貸出の予約又は同一図書館資料の再貸出は、支障のない範囲で行うことができる。
（６）センター長が必要と認めたときは、貸出図書館資料の冊数の制限又は貸出期間の変更をすることができる。

（返却）

第７条　利用者は、貸出を受けた図書館資料を所定の貸出期間内に返却しなければならない。
２　センター長が必要と認めたときは、貸出期間内であっても返却を求めることがある。
３　図書館資料の返却は、永国寺図書館、池図書館及び高知工科大学附属情報図書館のいずれにおいても行うことができる。

（図書館資料の分置）

第８条　研究又は教育上特に必要があると認められる図書館資料は、所定の手続きにより学部の研究室、資料室等（以下「研究室等」という。）に分置することができる。ただし、センター長が必要と認めた場合は、返却を求めることがある。
２　分置することができる期間は、原則として、当該年度内とする。ただし、同一図書館資料の再分置を妨げるものではない。
３　分置することができる冊数は、研究室等ごとに3,000冊以内とする。
４　研究室等の管理者は、第３条の規定による利用者から分置図書を利用したい旨の申出があったときは、支障のない限り閲覧又は帯出を認めなければならない。

（館外貸出禁止）

第９条　辞典、目録、索引類、視聴覚資料その他特にセンター長が指定した図書館資料は、原則として貸出をしない。

（保管責任等）

第１０条　利用者は、貸出を受けた図書館資料の貸出期間を守り、他に転貸してはならない。また、センター長は返却期間を過ぎた貸出図書館資料の督促に要した費用について利用者に負担を求めることができる。

２　利用者が、図書館資料を紛失又は損傷したときは、原則としてその損害を賠償するものとする。

（文献複写）

第１１条　図書館の利用者は、教育、研究、調査又は学習上必要があるときは、文献の複写をすることができる。

２　利用者は、著作権法を遵守しなければならない。

３　この細則に定めるもののほか、文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

（相互利用）

第１２条　当館が所蔵しない図書館資料については、図書館を通じて他大学図書館等へ利用の申込みができる。

２　他大学図書館等から、図書館資料の利用の申込みがあったときは、高知県立大学における教育及び研究上支障のない限り、これに応じることができる。

３　前２項に要する経費は、利用者が負担するものとする。

（視聴覚機器）

第１３条　視聴覚機器は、係員の許可及び指示を受けて利用することができる。

（規則の遵守）

第１４条　利用者は、図書館の利用に際しては、本細則の各条項を遵守しなければならない。

２　本細則に著しく違反する者に対しては、センター長は図書館の利用を一定期間停止することがある。

３　前項の措置を講じる場合、センター長は、別紙様式により通知するものとする。

（その他）

第１５条　この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附　則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成25年9月13日から施行する。

附　則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この細則は、平成29年7月1日から施行する。

附　則

１　この細則は、平成31年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、高知県立大学総合情報センター池図書館資料等利用細則（平成23年４月１日施行）は廃止する。

附　則

１　この細則は、令和元年10月１日から施行する。

２　この細則の施行前に交付された貸出券は、本細則第４条の規定により交付された利用許可証とみなす。

３　平成23年3月31日現在において県立大学の設置及び管理に関する条例（昭和28年条例第40号）に基づき設置された高知女子大学（以下「高知女子大学」という。）に在籍していた旧教職員及び卒業生は，本細則第３条第２号に掲げる者とみなして本細則を適用する。

附　則

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和３年４月１日から施行する。

（16）高知県公立大学法人情報システム利用規程

（目的）

第１条　この規程は、高知県公立大学法人情報システム運用基本規程第１２条の規定に基づき、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と情報システムの円滑な利用に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）「基本方針」とは、法人が定める「高知県公立大学法人情報システム運用基本方針」をいう。

（２）「基本規程」とは、法人が定める「高知県公立大学法人情報システム運用基本規程」をいう。

（３）「法人情報システム」とは、法人が設置若しくは契約により使用又は提供を受けている情報ネットワーク、情報機器及び情報システムをいう。

（４）「統一アカウント」とは、法人の統一認証に対応した情報システムの利用に当たって用いるアカウントをいう。その他、法人が契約し外部委託したシステム及びサービス利用のためのアカウントも含むものとする。

（５）「ICカード」とは、教員証、職員証、学生証並びに法人及び各大学が発行するユーティリティカードをいう。

（６）「情報機器」とは、コンピュータ及び外付けハードディスクや複合機等の周辺機器をいう。

（７）「インシデント」とは、情報システムやネットワークの機能不全や障害等による「物理的インシデント」、ネットワークや情報システムの稼動妨害行為による「セキュリティインシデント」及びネットワークを利用した情報発信による著作権侵害行為等の他人の権利侵害行為等の「コンテンツインシデント」をいう。

（８）その他の用語の定義は、基本方針及び基本規程で定めるところによる。

（適用範囲）

第３条　この規程は、法人本部、高知県立大学及び高知工科大学の学生、教職員並びに法人情報システムを利用するその他のすべての者に適用する。

（遵守事項）

第４条　法人情報システムの利用者は、本規程のほか、高知県個人情報保護条例及びこれらに基づく関係法令等を遵守しなければならない。

（統一アカウントの交付）

第５条　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、統一アカウントの交付を受けることができる。

（１）利用者が、高知県立大学又は高知工科大学の学生として入学した場合

（２）利用者が、職員として法人に勤務する場合

（３）管理運営部局に申請を行い、許可を受けた場合

（４）その他、特別な事由により理事長が認めた場合

（認証情報の管理）

第６条　利用者は、統一アカウントの管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

（１）利用者は、自己のアカウントを他の者に使用させてはならない。

（２）利用者は、自己のアカウントのパスワードを他の者に教えてはならない。

（３）利用者は、他の者のアカウントを使用してはならない。

（４）利用者は、統一アカウントを利用して、学外から法人情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。また、統一アカウントの漏えいが発生しないよう管理しなければならない。

（５）利用者は、統一アカウントを他者に使用され又はその危険が発生した場合には、直ちに管理運営部局にその旨を報告しなければならない。

（６）利用者は、統一アカウントを有効期限の範囲内で使用できることとし、有効期限の延長が必要な場合は、管理運営部局に届け出なければならない。ただし、特段の事情により理事長が認めた場合は、この限りでない。

２　利用者は、ICカードの管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

（１）ICカードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。

（２）ICカードを他者に貸与してはならない。

（３）ICカードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに管理運営部局にその旨を報告しなければならない。

（４）ICカードの有効期間が満了した場合には、遅滞なくこれを管理運営部局に返還しなければならない。ただし、特段の事情により理事長が認めた場合は、この限りでない。

（５）ICカードの有効期限の延長を希望する場合は、管理運営部局に届け出なければならない。

（情報機器の利用）

第７条　利用者は、様々な情報の作成、利用又は保存等のための情報機器の利用に当たっては次の各号に従わなければならない。

（１）利用者は、法人の情報ネットワークに新規かつ固定的に情報機器を接続しようとする場合は、管理運営部局に接続の許可を得なければならない。ただし、管理運営部局があらかじめ指定した方法により、情報コンセントや無線LANから法人の情報ネットワークに接続する場合はこの限りではない。

（２）利用者は、前号により許可を受けた情報機器の利用を取りやめる場合には管理運営部局に届け出なければならない。

（３）情報機器が認証システム及びログ機能を備えている場合には、それらの機能が設定され動作していなければならない。不正ソフトウェア対策機能が提供されている機器にあっては、その機能を最新の状態に保ち、システムを保護しなければならない。

（４）情報機器は脆弱性を持たないよう可能な限り最新の状態で使用しなければならない。

（５）利用者は、情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めなければならない。

（６）利用者は、情報機器の紛失又は盗難を発生させないように注意しなければならない。

（７）情報機器の紛失又は盗難が発生した場合は、速やかに管理運営部局に届け出なければならない。

（制限事項）

第８条　利用者は、法人情報システムについて次の各号に定める行為を行おうとする場合には理事長の許可を受けなければならない。

（１）ファイルの自動公衆送信機能を持ったファイル交換ソフト等を、教育・研究目的で利用する行為

（２）不正ソフトウェアに類似したコードやセキュリティホール実証コードを、教育・研究目的で作成、所持、使用又は配布する行為

（３）ネットワーク上の通信を監視する行為

（４）法人の情報機器の利用情報を取得する行為又は法人情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為

（５）法人情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更

（禁止事項）

第９条　利用者は、法人情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

（１）当該情報システム及び情報について定められた目的外の利用

（２）あらかじめ指定されたシステム以外の法人情報システムを法人に所属する者以外の者に利用させる行為

（３）守秘義務に違反する行為

（４）差別、名誉毀損、侮辱、ハラスメントに当たる行為

（５）個人情報やプライバシーを侵害する行為

（６）前条に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為

（７）著作権等の財産権を侵害する行為

（８）通信の秘密を侵害する行為

（９）営利を目的とした法人情報システムの利用

（１０）過度な負荷等により法人情報システムの円滑な運用を妨げる行為

（１１）不正アクセス禁止法に反する行為又はこれに類する行為

（１２）その他法令に基づく処罰の対象となる行為

（１３）上記の行為を助長する行為

（違反行為への対処）

第１０条　利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると疑われる行為が認められたときは、高知県立大学総合情報センター長又は高知工科大学情報センター長（以下「大学センター長」という。）は、速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認に当たっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

２　大学センター長は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く理事長にその旨を報告しなければならない。

３　調査によって違反行為が判明したときは、大学センター長は、次の各号に掲げる措置を講ずることを指示又は理事長を通じて依頼することができる。

（１）当該行為者に対する当該行為の中止命令

（２）管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令

（３）管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止又は削除命令

（４）その他、法人規程等に基づく措置

４　法人本部における第１項から前項までの事務は、法人本部長に執行させる。

（電子メールの利用）

第１１条　利用者は、電子メールの利用に当たっては、別途定める「情報ネットワークの利用におけるマナーと遵守事項」を遵守しなければならない。

（ウェブの公開）

第１２条　利用者は、ウェブによる情報公開に際し、次の各号に従わなければならない。

（１）利用者は、別途定める「個人情報をホームページで公開する場合の取扱要領」及び「情報公開に関するガイドライン」を遵守しなければならない。

（２）利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、事前に大学センター長に申請し、許可を得なければならない。

（３）ウェブページやウェブサーバ運用に関して、規程やガイドラインに違反する行為が認められた場合には、大学センター長は公開の許可の取消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

２　法人本部における前項第２号の許可並びに第３号の許可の取消し及びウェブコンテンツの削除の事務は、情報部長に執行させる。

（学外からの法人情報システムの利用）

第１３条　利用者は、学外からの法人情報システムへのアクセスにおいて、次の各号に従わなければならない。

（１）利用者は、学外から統一アカウントを使って法人情報システムへアクセスする場合には、定められた手順に従って利用しなければならない。

（２）利用者は、アクセスに用いる情報システムを他者に利用させてはならない。

（安全管理義務）

第１４条　利用者は、自己の管理する情報機器について、法人情報ネットワークとの接続状況に関わらず、安全性を維持する一次的な責任者となることに留意し、次の各号に従って利用しなければならない。

（１）ソフトウェアの状態及び不正ソフトウェア対策機能を最新の状態に保つこと。

（２）不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないこと。

（３）不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にすること。

（４）不正ソフトウェア対策機能により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認すること。

（５）外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認すること。

（６）常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェア感染の予防に努めること。

（インシデント対応）

第１５条　利用者は、法人情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、速やかに管理運営部局に連絡又は通報しなければならない。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

(17) 高知県公立大学法人施設管理規程

（目的）

第１条　この規程は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）高知県立大学及び高知工科大学の校舎等の諸施設（その附属工作物及び敷地を含む。以下「諸施設」という。）の安全及び秩序を維持し、もって業務の円滑な遂行を図るため、別に定めるもののほか、諸施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の総括）

第２条　法人本部長は、この規程による諸施設の管理に関する事務を総括する。

２　法人本部長は、諸施設の管理に関し必要があると認めるときは、実地に調査し、又は施設管理責任者若しくは室管理者に対し、報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（施設管理責任者）

第３条　諸施設の管理を行わせるため、施設管理責任者を置く。

２　施設管理責任者は、別に定める。

３　施設管理責任者に事故があるとき、施設管理責任者が欠けたとき、その他施設管理責任者がその職務を遂行することができないときは、あらかじめ施設管理責任者の指定する職員がその職務を行う。

（室管理者）

第４条　諸施設の室の管理を行わせるため、室管理者を置く。

２　室管理者は、別に定める。

３　室管理者は、諸施設の管理について施設管理責任者に協力するとともに、その管理する室に係る次の業務を行う。

（１）清潔の保持及び整理

（２）火災及び盗難の防止

（３）前２号に掲げるもののほか、安全及び秩序の維持に関すること。

４　室管理者に事故があるとき、室管理者が欠けたときその他室管理者がその職務を遂行することができないときは、あらかじめ室管理者の指定する職員がその職務を行う。

（火元責任者）

第５条　各室（学生の使用場所を含む。）の火元責任者は別に定めるものとする。

２　火元責任者の氏名は、室外に掲示しなければならない。

（職員の協力）

第６条　職員は、諸施設内の清潔の保持、整理、火災及び盗難の防止その他諸施設内の安全及び秩序の維持について、施設管理責任者及び室管理者に協力するものとする。

（禁止行為）

第７条　何人も諸施設内において、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）威力を示し、気勢をあげ、又は大きな声若しくは音を立て、他人に不快感又は嫌悪感を与えること。

（２）面接の強要、乱暴な言動等により業務の円滑な遂行を妨げること。

（３）座り込み、立ちふさがり、練り歩きその他円滑な通行を妨げること。

（４）諸施設若しくは諸施設内の物件を損傷し、又はその正常な効用を害すること。

（５）正当な理由なく火薬類その他の危険物を持ち込むこと。

（６）正当な理由なくものを放置すること。

（７）許可なく道路交通法第２条第９号の自動車（二輪の車を除く。）を諸施設内に乗り入れること。

（８）前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、又は業務の円滑な遂行を妨げること。

（使用手続）

第８条　諸施設を使用するときは、学生は学生支援部を通じて事務局に、その他の者は事務局に願い出なければならない。

（集団陳情等の制限等）

第９条　施設管理責任者は、諸施設の管理上必要があると認めるときは、集団で陳情等を行おうとする者に対して、陳情等を行う者の人数若しくは時間を制限し、又は陳情等を受ける場所を指定することができる。

（諸施設内からの退去等）

第１０条　施設管理責任者は、次に掲げる者に対して、諸施設内からの退去又は物件の撤去を命ずることができる。

（１）立ち入ることを禁止されている場所に立ち入った者

（２）第７条の規定に違反した者

（３）第９条の規定に基づく制限又は指定に従わなかった者

２　施設管理責任者は、前項の規定に基づく物件の撤去命令に従わない者があるときは、その者に代わって、

当該物件を撤去することができる。
３　室管理者は、その管理する室内において、第１項各号に掲げる者に対して、当該室内からの退去を要求し、又は違反に係る物件の撤去を命じ、その者が当該物件の撤去命令に従わないときは、その者に代わって、当該物件を撤去することができる。
４　施設管理責任者及び第３条第３項の施設管理責任者の指定する職員がその職務を遂行することができないときは、室管理者又は第４条第４項の室管理者の指定する職員が、その管理する室内において第７条に掲げる行為を行う者に対して、諸施設内からの退去を命ずることができる。
（出入口の開閉）
第１１条　諸施設の建物の出入口の開閉については、施設管理責任者が別に定める。
（終業時刻以後等の学生の手続）
第１２条　学生が終業時刻以後に諸施設内に留まるとき、又は休日に登校するときはあらかじめ事務局に届け出て承認を得なければならない。特に実験・実習等のため居残るときは、指導教員の承認を得て届け出るものとする。ただし、緊急やむを得ないときは警備員に届け出るものとする。
（終業時刻以後等の職員の手続）
第１３条　職員が終業時刻以後に居残るとき又は休日に勤務又は研究のため登校したときは、警備員に届け出なければならない。
（時間外の出入りの手続）
第１４条　出入口が閉じられている時間に諸施設の建物に出入りしようとする者は、当該建物の警備員に必要な事項を告げて、その許可を受けなければならない。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（18）高知県公立大学法人防火・防災対策規程

（目的）

第１条　この規程は、高知県公立大学法人（以下「法人」 という。）、高知県立大学及び高知工科大学（以下「大学」という。）における防火・防災の管理について必要な事項を定め、火災、震災及びその他の災害の予防、人命の安全の確保及び被害の発生の防止を図るものとする。

（防火・防災管理の統括）

第２条　理事長は、法人の防火・防災管理に関する業務を統括する。

（管理権原者）

第３条　消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第８条第１項の防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）は、次表のとおりとする。

管理権原者	管理キャンパス
理事長	永国寺キャンパス
高知県立大学学長	池キャンパス
高知工科大学学長	香美キャンパス

（防火管理者及び防災管理者）

第４条　管理権原者は、前条の表の右欄で示すキャンパスに、法第８条第１項の防火管理者及び法第３６条第１項の防災管理者を置く。

２　前項の防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）は、池キャンパス及び香美キャンパスにおいては当該大学の事務局長が、永国寺キャンパスにおいては法人本部長が務めるものとする。

３　前項に掲げる者が消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第３条又は第４７条に定める資格を有しないときは、その資格を取得するまでの期間に限り、令第３条第２項の規定に基づき所属職員の中から管理権原者が定めることができる。

（防火・防災管理者の業務）

第５条　防火・防災管理者は、次の業務を行うものとする。

（１）消防計画の作成

（２）消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施

（３）消火器具類の点検及び整備

（４）火災予防上の自主検査及び火気の使用又は取扱いに関する監督

（５）避難上又は防火・防災上必要な設備の維持管理及び収容人数の管理

（６）その他防火・防災管理上必要な業務

（防火管理業務の一部委託）

第６条　防火管理者業務の一部委託については、次のとおりとする。

（１）委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この規程に定めるところにより、管理権原者及び防火・防災管理者の指示及び指揮命令の下に適正に業務を行う。

（２）受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告する。

（防火・防災担当責任者及び火元責任者）

第７条　防火・防災責任者の業務を補助するため、防火・防災担当責任者及び火元責任者を置く。

２　防火・防災担当責任者及び火元責任者については、キャンパスごとに別に定める。

（自衛消防組織の設置）

第８条　管理権原者は、火災等災害による被害を最小限度にとどめるため、各キャンパスに自衛消防組織を置く。

２　自衛消防組織の任務及び編成は、消防計画に定める。

（防火・防災教育）

第９条　防火・防災教育は、次のとおり実施する。

（１）自衛消防組織の周知徹底を図る。

（２）防火・防災管理上の必要な事項を教育する。

（３）火災・地震対策として、使用火気の消火及び避難予定地等を周知する。

（訓練の実施）

第１０条　防火・防災管理者は、消火・通報及び避難誘導等の訓練を年に１回以上実施しなければならない。

（消防用設備等の点検・報告）

第１１条　防火・防災管理者は、消防用設備について定期的に点検し、その結果を各キャンパスを所轄する消防署長に報告するものとする。

（その他）

第１２条　防火・防災管理について必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定める。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年１０月１８日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

９　会　　則

（１）　高知県立大学後援会会則

第１条　この会は、高知県立大学後援会という。
第２条　この会は、高知県立大学の教育方針に協力し、その健全な発展のため、学生の勉学及び課外活動等の援助を行うとともに会員相互の連帯感を強め大学の発展に寄与することを目的とする。
第３条　この会は、高知県立大学の学生の保護者及び有志をもって組織する。
第４条　この会の事務所は、高知県立大学内におく。
第５条　この会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれを支弁する。
第６条　この会に、次の役員をおき、任期を２年とし、再任を妨げない。ただし、補充就任のときは前任者の残任期間とする。

会　　長	１　名
副 会 長	３　名
理　　事	若干名
監　　事	２　名

第７条　会長は理事会で選出する。
２　副会長は理事の中から会長が指名する。ただし、１名は高知県立大学学生部長をもってこれに充てる。
３　理事及び監事は、会長が委嘱する。
４　本会に事務局をおき、職員は会長が委嘱する。
第８条　会長はこの会を統理し、会議の議長となる。
２　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
３　理事は、重要事項を協議する。
４　監事は、会計の事務を監査し、理事会にその意見を報告し、理事会に出席して、会計及びこの会の事業の執行、運営等に関し意見を述べることができる。
第９条　この会に、顧問若干名をおき理事会の決議により会長が委嘱する。
第 10 条　この会に会長、副会長及び理事で構成する理事会をおき、次の事項について協議し、決定する。
（１）　この会の歳入歳出予算及び決算
（２）　会則並びに諸規定の制定改定
（３）　事業及びその実施方法
（４）　役員の選出
（５）　その他の重要な事項
第 11 条　理事会は、会長が招集し、出席者の過半数をもって決議するものとする。ただし、緊急に決定が必要な場合には、会長が顧問の意見を聞き専決することができる。なお、この場合には、専決後最も早く開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。
第 12 条　この会の会員は、次の３種とする。
ア　普通会員　学生の保護者
イ　特別会員　有志者
ウ　名誉会員　功労者にして理事会の推薦したもの
第 13 条　本会員の会費を次のとおり定める。
ア　普通会員　学生一人につき（就学全期間）
普通会費　学生の就学年限の年数に 9,000 円を乗じた金額
入 会 費　15,000 円　ただし、本学に在籍する学生が引き続き本学の大学院に入学した場合は徴収しない。
イ　特別会費　一時金　1,000 円以上
２　普通会費及び入会金は、入会のとき納付しなければならない。
第 14 条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わるものとする。
第 15 条　特に必要がある場合は、理事会の承認を得て支部を設けることができる。

２　支部に支部長をおく。
３　支部長は第７条第２項の規定にかかわらず理事となるものにする。
４　支部に関する規定は会長が別に定める。

附　則

この会則は、平成 23 年４月１日より適用する。

（２）高知県立大学同窓会しらさぎ会会則

（名称）
第１条　この会は、しらさぎ会（以下「本会」という）と称する。
（目的）
第２条　本会は、会員相互の親睦向上を図り母校の発展に貢献し、社会文化の進展に寄与することを目的とする。
（事業）
第３条　本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
（１）会員の名簿の作成及び会報の発行
（２）その他母校の発展に関する適切な事業
（会員）
第４条　本会は次の会員をもって組織する。
普通会員　高知県立女子専門学校卒業者、高知女子大学卒業者（２年修了者を含む）及び高知女子大学大学院研究科修了者、高知県立大学卒業者及び高知県立大学大学院研究科修了者
特別会員　高知県立大学（高知女子大学及び女子専門学校を含む）現教職員及び旧教職員
準会員　高知県立大学及び高知県立大学大学院研究科の学生
（事務局）
第５条　本会は、事務局を高知県立大学内におく。
（役員）
第６条　本会に次の役員をおく。
（１）理事は 15 名以内とする。
理事は会長１名、副会長２名、業務担当理事（支部担当、広報担当、事業担当、会計担当、書記担当を含む）とする。
（２）監事２名とする。
２　本会に名誉会長をおく。名誉会長は、高知県立大学長とする。
３　本会に顧問をおく。特別会員の中から会長が委嘱する。
（役員の任期）
第７条　任期は２ヵ年とし、再任を妨げないが、３期を限度とする。任期の途中で交代した場合は前任者の残任期間とする。
２　会長の任期は、２期を限度とする。
（役員の選任）
第８条　会長、副会長及び理事、監事は、推薦委員会から推薦された候補者を総会において選任する。
２　理事・監事は相互にこれを兼ねることはできない。
（役員の職務権限）
第９条　会長は、本会を統括し本会を代表する。
２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
３　理事は会務を評議して企画運営業務執行にあたる。
４　会計担当理事は、会計に関する庶務を、支部担当理事は支部に関する会務を、広報担当理事は広報に関する庶務を、事業担当理事は事業に関する会務を、書記担当理事は会議の記録に関する会務を担当する。
５　監事は会計及び本会の運営全般について監査を行う。
（職員）
第 10 条　本会に職員を置くことができる。
（会議）
第 11 条　会議は総会及び理事会の２種類とする。
２　理事会は必要に応じて開催し、次の事項について協議し、決定する。
（１）同窓会運営に関する諸計画と実施方法
（２）会報の作成
（３）総会より委任された事項
（４）必要と認めた事業について、小委員会を置くことができる

（５）その他の重要事項
第 12 条　総会は、理事及び監事、代議員をもって構成し、定期総会並びに臨時総会とする。
２　定期総会は、毎年 5 月に開催する。
３　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき及び会員の 100 名以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。
（会議の招集）
第 13 条　会議は会長が招集する。
（会議の定足数）
第 14 条　総会は、理事及び監事、代議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の承認をもって議決する。
２　可否同数の場合は、議長がこれを決する。
（議長の選出）
第 15 条　総会の議長は、当日出席者の中から選出する。
（総会の議決事項）
第 16 条　総会は、次の事項を審議し議決する。
（１）事業及び決算報告
（２）事業案及び予算案
（３）会則の改正
（４）本部役員の選出
（５）その他の重要事項
（支部の設置）
第 17 条　本会は必要な地に支部を設置することができる。
２　支部の運営については支部の決するところによる。
３　各支部より最低 1 名の代議員を選出する。会員数が多数の場合は、概ね 300 人につき１名の割合で代議員を選出することができる。各支部の代議員はしらさぎ会総会の決議権を有する。
４　支部の活動につき、予算の範囲内で本部より活動費を補助する。
（会計及び資産）
第 18 条　本会の運営は、会費及び寄付金等の収入をもって充てる。
２　普通会員は入学の際に終身会費として 15,000 円を納入しなければならない。またその理由が認められた場合のみ在学中に納めることができる。
３　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
第 19 条　理事会が必要と認めたときは、総会の決議を経て基金を設けることができる。
２　基金に関する事項については、別途定める基金規程による。
（推薦委員会）
第 20 条　本会に推薦委員会をおく。
２　推薦委員会は理事及び監事の推薦に関する事項をつかさどる。
３　推薦委員は理事会で協議し会長が委嘱する。
４　推薦委員の任期は委嘱された日から２年後の総会の日までとする。
５　推薦委員の中から委員長１名を推薦委員の互選によって選任する。
６　会長、副会長及び理事、監事候補者を推薦しようとする場合は、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。
７　会長、副会長及び理事、監事に立候補しようとする場合は、会員５名以上の推薦を受けて総会の３ヵ月前までに推薦委員会に届けなければならない。
８　任期満了を満たないで辞任を希望する理事及び監事は会長までその旨を伝えなければならない。

昭和 26 年 8 月 25 日発足
附則
昭和 33 年 3 月改正
昭和 39 年 3 月改正
昭和 45 年 4 月改正

昭和 51 年 4 月改正
昭和 58 年 4 月 16 日改正
昭和 63 年 4 月 16 日改正
平成 10 年 4 月改正
平成 22 年 5 月 5 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 5 月 16 日改正
平成 30 年 5 月 19 日改正
令和元 年 5 月 18 日改正

高知県立大学同窓会事務局
〒780 - 8515　高知県高知市永国寺町 2－22 高知県立大学内
高知県立大学同窓会　しらさぎ会

Ⅵ　教員名簿

看護学研究科

職　　名	氏　　名	研究室	電話（内線）
研究科長	畦　地　　博　子	池キャンパスC204研究室	847-8717(3204)

看護学専攻（博士前期課程）

職名	氏　名	担当科目	研究室	電話（内線）
教授	畦　地　　博　子	看護理論と実践、看護研究と実践、共創看護学セミナーほか	池キャンパス　C204 研究室	847-8717(3204)
〃	池　添　　志　乃	看護理論と実践、看護学基盤論、学校保健研究ほか	〃　C205　〃	847-8712(3205)
〃	池　田　　光　徳	病態生理学、フィジカルアセスメント特論、バイオメトリクス看護学演習ほか	〃　C104　〃	847-8729(3104)
〃	内　田　　雅　子	ケア論、慢性看護ケア研究、慢性看護方法論、慢性看護学実践演習ほか	〃　C304　〃	847-8720(3304)
〃	瓜　生　　浩　子	家族看護論、家族看護方法論、家族看護学実践演習ほか	〃　C119　〃	847-8748(3119)
〃	大　川　　宣　容	クリティカルケア看護方法論、クリティカルケア看護学実践演習ほか	〃　C419　〃	847-8703(3419)
〃	木　下　　真　里	グローバルヘルス論、災害看護論、グローバル社会看護論、災害国際看護方法論ほか	〃　C208　〃	847-8762(3208)
〃	久　保　田　　聰　美	看護管理論、システム経営管理論、看護管理の動向と展望、看護学基盤論、ほか	〃　C305　〃	847-8714(3305)
〃	田　井　　雅　子	精神看護方法論、精神看護展開論、精神看護学実践演習ほか	〃　C319　〃	847-8723(3319)
〃	竹　﨑　　久　美　子	看護倫理、臨床倫理、老人看護ケア研究、老人看護論ほか	〃　C402　〃	847-8705(3402)
〃	長　戸　　和　子	家族看護論、家族看護方法論、家族看護学実践演習ほか	〃　C201　〃	847-8708(3201)
〃	中　野　　綾　美	看護研究と実践、小児看護論、小児看護方法論Ⅰほか	〃　C203　〃	847-8710(3203)
〃	藤　田　　佐　和	看護倫理,がん看護論、がん看護方法論、がん看護課題研究ほか	〃　C301　〃	847-8704(3301)
〃	森　下　　安　子	看護マネジメント論、在学看護論、在宅看護展開論、在宅看護方法論ほか	〃　C202　〃	847-8709(3202)
〃	山　田　　覚	データ分析方法論Ⅰ、システム経営管理論、災害看護管理セミナーほか	〃　C303　〃	847-8716(3303)
〃	渡　邊　　聡　子	女性健康看護論、女性健康支援論、母性・助産看護ケア研究ほか	〃　C103　〃	847-8719(3103)
〃	大　村　　誠	環境防災学	永国寺キャンパス　A506　教員室	821-7166(1506)
准教授	内　川　　洋　子	看護管理展開論、看護マネジメント論、看護教育学研究方法ほか	池キャンパス　C408 研究室	847-8616(3408)
〃	川　上　　理　子	在宅看護方法論、在宅看護展開論、在宅看護学実践演習ほか	〃　C403　〃	847-8718(3403)
〃	佐　東　　美　緒	小児看護対象論、小児看護方法論、小児看護ケア研究ほか	〃　C206　〃	847-8713(3206)
〃	嶋　岡　　暢　希	女性健康支援論、子育てケア包括支援論、母性・助産看護ケア研究ほか	〃　C108　〃	847-8707(3108)
〃	高　谷　　恭　子	看護研究と実践、こころの発達、小児看護論ほか	〃　C306　〃	847-8614(3306)
〃	藤　代　　知　美	看護倫理、精神看護展開論、精神看護学実践演習ほか	〃　C406　〃	847-8727(3406)
〃	森　下　　幸　子	在宅リエゾン看護論、在宅リエゾン看護演習	〃　C219　〃	847-　(3219)
〃	飯　髙　　伸　五	学際的研究方法	永国寺キャンパス　A505　教員室	821-7165(1505)
〃	吉　川　　孝	学際的研究方法	〃　A504　〃	821-7164(1504)
講師	有　田　　直　子	看護コンサルテーション論、小児看護方法論、小児看護学実践演習ほか	池キャンパス　C401 研究室	847-8779(3401)
〃	小　原　　弘　子	老人看護対象論、老人看護展開論Ⅱ、老人ケアシステム論ほか	〃　C102　〃	847-8746(3102)
助教	益　　宏　実	慢性看護対象論、慢性看護方法論Ⅱほか	〃　C224　〃	847-8763(3224)
特任教授	神　原　　咲　子	災害看護論、グローバル社会看護論、災害看護活動論（準備期）ほか	〃　C308　〃	847-8631(3308)

看護学専攻（博士後期課程）

職名	氏名	担当科目	研究室	電話（内線）
教授	畦地　博子	理論看護学Ⅰ、看護学研究方法Ⅰ、共創看護学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	池キャンパス　C204 研究室	847-8717(3204)
〃	池添　志乃	学校保健学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C205　〃	847-8712(3205)
〃	池田　光徳	医学研究方法論、看護病態生理学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C104　〃	847-8729(3104)
〃	内田　雅子	成人看護学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C304　〃	847-8720(3304)
〃	瓜生　浩子	看護倫理学、家族看護学Ⅱ	〃　C119　〃	847-8748(3119)
〃	大川　宣容	成人看護学Ⅱ	〃　C419　〃	847-8703(3419)
〃	木下　真里	プロフェッショナルライティングほか	〃　C208　〃	847-8762(3208)
〃	久保田　聰美	看護経営管理学Ⅰ	〃　C305　〃	847-8714(3305)
〃	田井　雅子	精神看護学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C319　〃	847-8723(3319)
〃	竹﨑　久美子	老人看護学Ⅰ・Ⅱ	〃　C402　〃	847-8705(3402)
〃	長戸　和子	家族看護学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C201　〃	847-8708(3201)
〃	中野　綾美	看護学研究方法Ⅰ、小児看護学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C203　〃	847-8710(3203)
〃	藤田　佐和	理論看護学Ⅰ、看護倫理学、がん看護学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C301　〃	847-8704(3301)
〃	森下　安子	在宅看護学Ⅰ・Ⅱ	〃　C202　〃	847-8709(3202)
〃	山田　覚	看護学研究方法Ⅱ、看護経営管理学Ⅰ・Ⅱ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C303　〃	847-8716(3303)
准教授	吉川　孝	理論看護学Ⅱ	永国寺キャンパス　A504 教員室	821-7164(1504)
特任教授	野嶋　佐由美	理論看護学Ⅰ、看護学研究方法Ⅰ、看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　C405　〃	847-8724(3405)

共同災害看護学専攻（博士課程）

職名	氏名	担当科目	研究室	電話（内線）
教授	木下　真里	災害看護リーダーシップ・管理論、インデペンデントスタディ、インターンシップⅠ・Ⅱ、災害看護ゼミナールAほか	池キャンパス　C208 研究室	847-8762(3208)
〃	山田　覚	災害看護リーダーシップ・管理論、インデペンデントスタディ、インターンシップⅡ、災害看護ゼミナールAほか	〃　C303　〃	847-8716(3303)
〃	大村　誠	環境防災学Ⅰ・Ⅱ	永国寺キャンパス　A506 教員室	821-7166(1506)
特任教授	神原　咲子	理論看護学Ⅱ、災害看護リーダーシップ・管理論、インデペンデントスタディ、災害看護ゼミナールAほか	池キャンパス　C308 研究室	847-8631(3308)

看護学研究科 非常勤講師

看護学専攻（博士前期課程）

職名	氏名	担当科目	勤務先等
非常勤講師	常風　興平	臨床薬理学	高知大学医学部附属病院
〃	森田　靖代	臨床薬理学	高知大学医学部附属病院
〃	吉岡　三郎	臨床薬理学	高知大学医学部附属病院
〃	柳林　信彦	看護教育論Ⅰ	高知大学
〃	小寺　栄子	看護教育論Ⅱ	西部文理大学
〃	NGATU NLANDU Roger	疫学研究方法論	香川大学
〃	尾形　裕也	保健医療政策と経済Ⅰ	
〃	岡谷　恵子	保健医療政策と経済Ⅱ、看護学の動向と展望	四天王寺大学看護学部
〃	鈴木　志津枝	看護学の動向と展望	兵庫医療大学
〃	勝原　裕美子	最新専門看護実践講座Ⅰ	日本赤十字豊田看護大学
〃	藤田　冬子	最新専門看護実践講座Ⅰ	神戸女子大学
〃	亀井　智子	最新専門看護実践講座Ⅱ	聖路加国際大学
〃	中井　寿雄	最新専門看護実践講座Ⅱ	金沢医科大学
〃	熊田　孝恒	学際的研究方法	京都大学
〃	武田　祐子	がん看護論	慶応義塾大学
〃	島田　安博	がん診断治療学	高知医療センター
〃	杉本　健樹	がん診断治療学、がん薬理学	高知大学医学部附属病院
〃	西岡　明人	がん診断治療学	高知医療センター
〃	根来　裕二	がん診断治療学	高知医療センター
〃	秦　康博	がん診断治療学	高知医療センター
〃	掛田　恭子	がん薬理学	高知大学医学部
〃	北岡　智子	がん薬理学	高知大学医学部附属病院
〃	宮村　充彦	がん薬理学	高知大学医学部附属病院
〃	池田　幸雄	慢性疾患診断治療学Ⅰ、家族看護対象論	高知記念病院
〃	浦田　知之	慢性疾患診断治療学Ⅰ、在宅療養診断治療学Ⅰ	高知医療センター
〃	高橋　美枝	慢性疾患診断治療学Ⅰ、在宅療養診断治療学Ⅰ、家族看護対象論	高知記念病院
〃	岡本　宣人	慢性疾患診断治療学Ⅱ	高知医療センター
〃	尾原　義和	慢性疾患診断治療学Ⅱ	高知医療センター
〃	土山　芳徳	慢性疾患診断治療学Ⅱ	高知医療センター
〃	明石　惠子	クリティカルケア看護論Ⅱ	名古屋市立大学
〃	濱田　暁	クリティカルケア診断治療学Ⅰ	高知医療センター
〃	盛實　篤史	クリティカルケア診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	竹内　慎哉	クリティカルケア診断治療学Ⅱ	高知医療センター
〃	西村　裕之	クリティカルケア診断治療学Ⅱ	高知医療センター
〃	金澤　亜錦	小児診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	佐々木　潔	小児診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	土本　啓嗣	小児診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	所谷　知穂	小児診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	中田　裕生	小児診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	西内　律雄	小児診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	宮澤　真理	小児診断治療学Ⅰ・Ⅱ	高知医療センター
〃	永野　啓輔	老年病診断治療学Ⅰ	ながの内科クリニック
〃	山田　光俊	老年病診断治療学Ⅰ、在宅療養診断治療学Ⅰ	高知西病院
〃	吉本　啓一郎	老年病診断治療学Ⅰ	渡川病院
〃	谷村　正信	老年病診断治療学Ⅱ、在宅療養診断治療学Ⅱ	ＪＡ高知病院
〃	宮本　寛	老年病診断治療学Ⅱ、在宅療養診断治療学Ⅱ	南国中央病院

職名	氏名	担当科目	勤務先等
非常勤講師	戎　正　司	精神診断治療学Ⅰ	近森病院
〃	岡　田　俊	精神診断治療学Ⅰ	国立精神・神経医療研究センター
〃	須　藤　康　彦	精神診断治療学Ⅱ	土佐病院
〃	中　垣　真　通	家族療法	子どもの虹情報研修センター
〃	田　上　豊　資	保健学研究	高知県中央東福祉保健所

看護学専攻（博士後期課程）

職　名	氏　名	担当科目	勤務先等
非常勤講師	中　山　洋　子	理論看護学Ⅱ	文京学院大学
〃	川　口　孝　泰	イノベーション看護学	東京情報大学
〃	大　田　え　り　か	国際看護学	聖路加国際大学

共同災害看護学専攻（博士課程）

職　名	氏　名	担当科目	勤務先等
非常勤講師	室　﨑　益　輝	災害社会福祉学	兵庫県立大学
〃	李　賢　珠	Professional writing	

人間生活学研究科

職　　名	氏　　名	研究室	電話（内線）
研究科長	杉　原　　俊　二	池キャンパスE405研究室	847-8732(2405)

人間生活学専攻（博士前期課程）

職名	氏名	領域	担当科目	研究室	電話（内線）
教授	石山　貴章	基礎	教育心理学特論	永国寺キャンパス A528 教員室	821-7186(1528)
〃	清原　泰治	基礎	地域スポーツ論	〃 B310 〃	821-7123(2310)
〃	鈴木　康郎	基礎	教育学特論	〃 A536 〃	821-7194(1536)
〃	一色　健司	栄養・生活学	研究方法論Ⅰ、データ解析論、環境解析論、栄養・生活学課題研究演習	〃 B308 〃	821-7121(2308)
〃	小林　淳	栄養・生活学	栄養生活統計論、環境生態論、栄養・生活学課題研究演習	池キャンパス A407 研究室	847-8597(6407)
〃	村上　尚	栄養・生活学	臨床栄養学特論、健康動態論、栄養・生活特論Ⅰ、栄養・生活学課題研究演習	〃 A424 〃	847-8599(6424)
〃	渡邊　浩幸	栄養・生活学	研究方法論Ⅰ、食品製造学特論、食物科学実践演習、栄養・生活特論Ⅱ、栄養・生活学課題研究演習ほか	〃 A423 〃	847-8598(6423)
准教授	荒牧　礼子	栄養・生活学	栄養疫学論、栄養・生活学課題研究演習	〃 A205 〃	847-8592(6205)
〃	鈴木　麻希子	栄養・生活学	栄養学特論、栄養・生活特論Ⅰ・Ⅱ、栄養・生活学課題研究演習	〃 A401 〃	847-8596(6401)
〃	竹井　悠一郎	栄養・生活学	臨床栄養学特論、栄養・生活特論Ⅰ、栄養・生活学課題研究演習	〃 A202 〃	847-8590(6202)
教授	杉原　俊二	社会福祉学	児童・家庭福祉論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学課題研究演習	〃 E405 〃	847-8732(2405)
〃	田中　きよむ	社会福祉学	社会保障論、福祉行財政論、地域福祉論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学課題研究演習	〃 E412 〃	847-8741(2412)
〃	長澤　紀美子	社会福祉学	国際福祉論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学課題研究演習	〃 E408 〃	847-8736(2408)
〃	西内　章	社会福祉学	研究方法論Ⅱ、ソーシャルワーク論、高齢者福祉論、社会福祉学課題研究演習	〃 E409 〃	847-8738(2409)
〃	宮上　多加子	社会福祉学	介護福祉論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学課題研究演習	〃 E407 〃	847-8735(2407)
〃	横井　輝夫	社会福祉学	健康リハビリテーション論、福祉リハビリテーション論、社会福祉学課題研究演習	〃 E403 〃	847-8730(2403)
准教授	遠山　真世	社会福祉学	研究方法論Ⅱ、障害者福祉論、データ解析論	〃 E208 〃	847-8761(2208)
〃	西梅　幸治	社会福祉学	研究方法論Ⅱ、社会福祉原論、ソーシャルワーク論、社会福祉学課題研究演習	〃 E410 〃	847-8739(2410)
〃	福間　隆康	社会福祉学	研究方法論Ⅱ、地域福祉論Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学課題研究演習	〃 E306 〃	847-8618(2306)
教授	五百藏　高浩	文化学	英語文化論Ⅰ、文化学課題研究演習	永国寺キャンパス A509 教員室	821-7169(1509)
〃	岩倉　秀樹	文化学	地域文化論Ⅰ・Ⅱ	〃 A503 〃	821-7163(1503)
〃	宇都宮　千穂	文化学	地域文化論Ⅲ	〃 A521 〃	821-7181(1521)
〃	大村　誠	文化学	地域文化論Ⅰ・Ⅲ、文化学課題研究演習	〃 A506 〃	821-7166(1506)
〃	高西　成介	文化学	文学Ⅰ・Ⅲ	〃 A501 〃	821-7161(1501)
〃	橋尾　直和	文化学	研究方法論Ⅲ、日本文化論Ⅰ、日本語文化論	〃 A512 〃	821-7172(1512)
〃	東原　伸明	文化学	文学Ⅰ・Ⅱ、文化学課題研究演習	〃 A502 〃	821-7162(1502)
〃	三浦　要一	文化学	観光文化論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、文化学課題研究演習	〃 A519 〃	821-7179(1519)
〃	ヨース・ジョエル	文化学	日本文化論Ⅰ・Ⅱ、国際日本学、文化学課題研究演習	〃 A518 〃	821-7178(1518)
准教授	金澤　俊吾	文化学	英語言語文化論特論Ⅰ	〃 A511 〃	821-7171(1511)
〃	菊池　直人	文化学	研究方法論Ⅲ、地域文化論Ⅱ	〃 A527 〃	821-7185(1527)
〃	白岩　英樹	文化学	研究方法論Ⅲ、英語文化論Ⅱ、英語言語文化論特論Ⅱ	〃 A508 〃	821-7168(1508)
〃	鳥飼　真人	文化学	英語文化論Ⅲ	〃 A524 〃	821-7182(1524)
〃	吉川　孝	文化学	研究と倫理、文化学課題研究演習	〃 A504 〃	821-7164(1504)

人間生活学専攻（博士後期課程）

職名	氏名	領域	担当科目	研究室	電話（内線）
教授	大　村　　誠	栄養・生活学	研究デザイン、地球環境解析学、栄養・生活学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	永国寺キャンパス　A506　教員室	821-7166（1506）
〃	小　林　　淳	栄養・生活学	研究デザイン、環境生態学	池キャンパス　A407　研究室	847-8597（6407）
〃	村　上　　尚	栄養・生活学	研究倫理、健康動態学、栄養・生活学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　A424　〃	847-8599（6424）
〃	渡 邊　浩 幸	栄養・生活学	研究倫理、食品機能学、栄養・生活学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　A423　〃	847-8598（6423）
准教授	竹井　悠一郎	栄養・生活学	研究倫理、食品機能学	〃　A202　〃	847-8590（6202）
教授	杉 原　俊 二	社会福祉学	研究デザイン、研究倫理、障害者福祉学、児童・家族福祉学、社会福祉学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　E405　〃	847-8732（2405）
〃	長澤　紀美子	社会福祉学	研究デザイン、国際福祉政策学、社会福祉学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　E408　〃	847-8736（2408）
〃	西　内　　章	社会福祉学	研究倫理、地域ソーシャルワーク学	〃　E409　〃	847-8738（2409）
〃	宮上　多加子	社会福祉学	研究倫理、介護福祉学、社会福祉学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　E407　〃	847-8735（2407）
〃	横 井　輝 夫	社会福祉学	研究デザイン、福祉リハビリテーション学	〃　E403　〃	847-8730（2403）
〃	五百藏　高浩	文化学	研究倫理、言語文化学Ⅱ、文化学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	永国寺キャンパス　A509　教員室	821-7169（1509）
〃	東 原　伸 明	文化学	研究デザイン、言語文化学Ⅰ、文化学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　A502　〃	821-7162（1502）
〃	三 浦　要 一	文化学	研究デザイン、地域文化学Ⅰ・Ⅱ、文化学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	〃　A519　〃	821-7179（1519）

人間生活学研究科 非常勤講師

人間生活学専攻（博士前期課程）非常勤講師

職名	氏名	領域	担当科目	勤務先等
非常勤講師	小 島　優 子	共通科目	ジェンダー論	高知大学
〃	鈴 木　孝 典	社会福祉学	精神保健福祉論	大正大学
〃	三 好　弥 生	社会福祉学	介護福祉論Ⅰ	愛知東邦大学

Ⅶ　高知県立大学の施設の概要

池キャンパス　　高知市池２７５１番地１　　ＴＥＬ（０８８）８４７－８７００
永国寺キャンパス　〃　永国寺町２番２２号　　〃　（０８８）８２１－７１０４

●主な交通機関から高知県立大学までの距離

［池キャンパス］■JR高知駅から約6㎞（車で20分）
■高知龍馬空港から約11㎞（車で30分）
■高知自動車道（高知I.C）から約6㎞（車で10分）
（南国I.C）から約15㎞（車で40分）

［永国寺キャンパス］■JR高知駅から約1㎞（車で3分）
■高知龍馬空港から約16㎞（車で45分）
■高知自動車道（高知I.C）から約7㎞（車で15分）
（南国I.C）から約14㎞（車で40分）

高知県立大学　池キャンパス全体図

高知県立大学　池キャンパス配置図

池キャンパス

土　地

区　　分	所　　在　　地
校　舎　敷　地	
運　動　場　用　地	高知市池２７５１番地１
大学駐車場・多目的広場他	

建　物

区　　分
本部・健康栄養学部棟
社会福祉学部棟
看護福祉棟
共用棟
看護学部棟
体育館
教職員住宅
学生寮

本部・健康栄養学部棟（池キャンパス）

2F

1F

本部・健康栄養学部棟（池キャンパス）

4F

3F

本部・健康栄養学部棟（池キャンパス）

5F

社会福祉学部棟（池キャンパス）

4F

3F

2F

1F

看護福祉棟（池キャンパス）

2F

1F

共　用　棟（池キャンパス）

2F

1F

B1F

看護学部棟（池キャンパス）

2F

1F

B1F

B2F

看護学部棟（池キャンパス）

4F

3F

体育館棟（池キャンパス）

2F

1F

永国寺キャンパス

N
一方通行 →
駐輪場
図書館
B
学生会館
駐輪場
体育館
食堂
地域交流広場
← 一方通行
D
C
地域連携棟
A
教育研究棟
駐輪場
西側：自転車専用
東側：バイク専用
A：北駐車場
B：西駐車場
C：南駐車場：地域連携棟東駐車場
D：南駐車場：地域連携棟北駐車場

教育研究棟　1階

A104講義室
A105講義室
A103
地域開放教室
A102
地域開放教室
A101講義室
MWC11
守衛室
WWC11
EV1
EV2
HWC12
A106
講義室
A107
講義室
A108
講義室
UP
消火
ポンプ
屋内階段UP
主出入口
風徐室1
エントランス外部階段
UP
A110
講義室
A109
講義室
N

教育研究棟　２階

A206
情報・語学演習室
A207
経済
実験室
A208
経済
実験室
A209
経済
実験室
WWC21
MWC21
吹抜
EV1
EV2
A210
講義室
A211
講義室
A204
情報・語学
演習室
A203
アクティブラーニングスタジオ
A202
アクティブラーニングスタジオ
A201
講義室
風除室2
屋内階段
DN
UP
エントランス外部階段
A212
清掃員
室
A214
講義室
A213
講義室
N

教育研究棟　３階

A311
役員会議室
A301
事務室
相談室
WWC31
MWC31
A301
事務室
WWC32
MWC32
A312
客員室
A313
客員室
A314
客員室
A315
客員室
A316
客員室
A317
客員室
A320
健康管理センター
EV1
EV2
UP
DN
給湯室33
A324
共用
事務室
A325
学生
部長室
A301
事務室
階段広場上部
（吹抜）
PS
A330
高知工科大学
教職課程支援
センター
A329
非常勤講師控室
A328
会議室
A327
会議室
A326
会議室
N

教育研究棟　４階

A409
学生研究室
A410
学生研究室
A411
学生研究室
A412
学生研究室
A413
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A414
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
WWC41
MWC41
プレゼンテーションコート
中庭上部
（吹抜）
A407
休憩室
A408
休憩室
EV1
EV2
A415
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A416
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A417
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A418
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A419
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
UP
DN
インタラクティブサイト
階段広場上部
（吹抜）
インタラクティブサイト
A406
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A405
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A404
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A403
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A402
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A401
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
DN
UP
屋内階段
A423
ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ｽﾀﾃﾞｨﾙｰﾑ
A422
高知県立大学
教職課程支援室
A421
高知県立大学
共通教育支援室
A420
学生研究室
N

教育研究棟　５階

A517 教員室
A518 教員室
A519 教員室
A520 教員室
A521 教員室
A522 学生研究室
A523 学生研究室
WWC51
MWC51
UP
DN
A514高知短期大学副学長室
A513 文化学部)
A516 教員室
A515 学部事務室
中庭上部（吹抜）
コミュニケーションコア
EV1
EV2
A524 教員室
A525 教員室
A526 教員室
A527 教員室
A528 教員室
A529 教員室
A530 教員室
A531 教員室
A532 教員室
A533 教員室
A534
A535 教員室
A536 教員室
地域教育研究センター長室
A537 教員室
A538 教員室
階段広場上部（吹抜）
A512 教員室
A511 教員室
A510 教員室
A509 教員室
A508 教員室
A507 教員室
A506 教員室
A505 教員室
A504 教員室
A503 教員室
A502 教員室
A501 教員室
屋内階段
A542 学生研究室
A541 学生研究室
A540 学生研究室
A539 学生研究室
N

教育研究棟　６階

A617
学生研究室
A618
学生研究室
WWC61
MWC61
UP
DN
A614
学群長室
A613
ポスドク研究室
A616
起業家
コース
事務室
A615
制度設計
事務室
中庭上部
（吹抜）
コミュニケーションコア
EV1
EV2
A619
教員室
A620
教員室
A621
教員室
A622
教員室
A623
教員室
A624
教員室
A625
教員室
A626
教員室
A627
教員室
A628
教員室
A629
学群事務室
A630
教育講師室
A631
教員室
A632
教員室
階段広場上部
（吹抜）
A612
教員室
A611
教員室
A610
教員室
A609
教員室
A608
教員室
A607
教員室
A606
教員室
A605
教員室
A604
教員室
A603
教員室
A602
教員室
A601
教員室
屋内階段
A634
学生研究室
A633
学生研究室
N

地域連携棟　１～４階

２階平面図

４階平面図

１階平面図

３階平面図

図書館　2階

体育館・食堂　2階

図書館　1階

体育館・食堂　1階

Ⅷ　諸手続・証明一覧

区分	事項	提出先（永国寺事務局・池事務局）					提出書類	提示又は持参するもの	備考
		教務担当	学生支援担当	国際交流担当	健康管理センター	財務施設担当			
身分	住所・電話番号・メールアドレスを変更したとき	○					学生住所・電話番号等及び保証人（父母等の身元保証人・授業料債務の保証人情報）変更届	学生証	
	保証人（父母等の身元保証人・授業料債務の保証人）を変更したとき（住所・電話番号の変更の場合も含む）	○					学生住所・電話番号等及び保証人（父母等の身元保証人・授業料債務の保証人情報）変更届	学生証	
	改姓等（改姓及び改名）をしたとき	○					改姓等届	事実が確認できる書類（戸籍抄本等）	
	通称名等（旧姓を含む）を使用するとき	○					通称名等使用申出書	必要な書類（使用理由により異なる）	
	学生証を紛失・汚損したとき	○					学生証再発行依頼書		
各種証明書	在学証明を必要とするとき	○					在学証明書発行依頼書	学生証	自動発行機による発行可
	在籍（期間）証明を必要とするとき	○					証明書発行依頼書	学生証	
	学業成績証明書を必要とするとき	○					証明書発行依頼書	学生証	自動発行機による発行可
	卒業見込み証明書を必要とするとき	○					証明書発行依頼書	学生証	自動発行機による発行可
	免許状取得見込証明書を必要とするとき	○					証明書発行依頼書	学生証	
	健康診断証明書を必要とするとき				○		証明書発行依頼書	学生証	
休退学届	3か月以上修学することができないとき		○				休学願	病気のときは医師の診断書	
	休学中の者が許可された休学期間内に復学しようとするとき		○				復学願	病気休学であったときは医師の診断書	
	退学しようとするとき		○				退学願	病気のときは医師の診断書	
転学等	他の大学へ転学を希望するとき	○					転学願		
	学内で他の学部又は学科に転部又は転科を希望するとき	○					転学部（科）願		
	他の大学を受験しようとするとき	○					受験許可願		

授業・単位等	特別欠席の取扱いを希望するとき	○					特別欠席申請書		
	履修を中止するとき	○					履修中止届		
	やむを得ず受講登録を変更する必要があるとき	○					受講登録変更申請書		
	他大学等で修得した単位等の認定を希望するとき	○					単位認定申請書	証明する書類	
	成績に疑義があるとき	○					成績に関する疑義申立書		
留学	留学規定による外国の大学又は短期大学に留学しようとするとき			○			留　学　願		
通学・旅行	JR 通学証明を必要とするとき		○				JR 通学証明書発行願	学生証	他の交通機関は口頭で申込むこと
	学割証を必要とするとき		○				学生運賃割引証発行申請書	学生証	自動発行機による発行可
	学生団体割引証を必要とするとき		○					JR 各駅や旅行代理店にある指定用紙	小口団体は出発日の 15 日前に JR 提出
学生寮	入寮募集に応じようとするとき		○				入　寮　願	家族調書・所得を証明する書類・その他指示する書類	
奨学金	日本学生支援機構等の奨学生募集に応じようとするとき		○				各々の奨学生願書	所得を証明する書類・その他指示する書類	
	奨学生に休・復・退学や改氏名等、異動があったとき		○				奨学生異動関係各種様式		
授業料	納付書を紛失したとき					○		学生証	
	授業料の減免を申請するとき		○				授業料免除願	家族状況調・所得を証明する書類・その他指示する書類	まず、学年担当教員に申し出ること
課外活動	学内学生団体を結成・継続・異動・解散しようとするとき		○				学内団体結成・継続・異動・解散届	その他指示する書類	
	学校の施設外で活動するとき		○				学外課外活動届		
学研災保険	事故があったとき		○				学生教育研究災害傷害保険事故通知		速やかに報告すること
	保険金を請求するとき		○				保険金請求書	医師の診断書又は治療状況申告書・その他指示する書類	
施設使用	体育館・グラウンド等を使用するとき		○				施設使用願		使用する 3 日前（土日休日を除く）までに使用願を提出（部室は年間使用願）
	和室（池）・防音室（永国寺）を使用するとき（部室は別途申請要）		○				学生会館施設使用願		

Ⅸ　年次別修了者数

年度	健康生活科学研究科	看護学研究科			人間生活学研究科		合計
	健康生活科学専攻	看護学専攻		共同災害看護学専攻	人間生活学専攻		
	博士後期課程	～H25：修士課程 H26～：博士前期課程	博士後期課程	博士課程	～H25：修士課程 H26～：博士前期課程	博士後期課程	
平成　11		11					11
12		10					10
13		8					8
14		11			18		29
15	2	11			12		25
16	7	10			9		26
17	9	13			13		35
18	3	12			15		30
19	3	10			9		22
20	7	15			7		29
21	1	16			10		27
22	3	16			10		29
23	4	16			6		26
24	1	15			3		19
25	8	18			9		35
26	1	15	5		4	0	25
27		14	3		12	2	31
28		15	7		10	2	34
29		10	3		5	2	20
30		16	1	1	13	0	31
令和　元		11	6	2	7	2	28
2		17	3	1	6	1	28
3		18	1	3	10	1	33
合計	49	308	29	7	188	10	591

令和４年４月発行

発行者　高知県立大学
高知市池２７５１番地１

印刷所　西富謄写堂
高知市城山町36番地
TEL　８３１－６８２０

この冊子は再生紙を使用しています。